

みずほレポート

2008年3月31日発行

みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院共同研究

中国における中小企業発展戦略

— 中小企業育成策と外資中小企業の対中ビジネスの現状と展望 —

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社
調査本部アジア調査部中国室
電話（03）3591-1378 まで。

みずほフィナンシャルグループは
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

要旨

1. 日本において中小企業は全企業数の 99.0%、全従業員数の 70.2%を占める圧倒的な勢力となっているものの、付加価値額シェア（53.3%）や売上高シェア（47.2%）では見劣りしている。大企業に比べ事業基盤が脆弱である中小企業が企業数や従業員数で大きな比重を占めているという日本経済の実態に鑑みると、雇用の創出や社会構造の安定化を促進するために、中小企業政策は過去も現在も重要な存在となっている。
2. 日本の戦後の中小企業政策は 1948 年の中小企業庁の設置までさかのぼることができる。その後は「二重構造論」に基づき、中小企業を大企業に対する弱者と捉え、すべての中小企業を底上げすることが長い間目指されてきた。しかし、99 年の中小企業基本法の抜本改正により、中小企業政策は「努力する企業のみを支援」する方針に転換。円高対策や納品先企業の海外展開への対応から、海外進出による競争力の向上も大きな課題として浮上している。
3. 中国において中小企業は全企業数の 99.8%、全従業員数の 81.9%を占める大きな存在となっている。経済の高成長を背景に、中小企業の雇用、生産、売上も堅調に推移しており、工業化、雇用の吸収、対外開放、地域経済などに大きな影響を与えている。一方で、資金調達、技術革新、人材確保といった側面で大きな課題を抱えており、中小企業政策に対する注目度が高まっている。
4. 中国では改革開放以降、所有区分に応じた制度構築や私営企業の発展奨励策などの政策を展開してきた。しかし、中小企業に焦点を当てた政策は 90 年代後半より登場するようになり、現在では雇用創出や農村経済対策などを意識した中小企業育成策が取り組まれている。また、産業構造の高度化や地域の産業集積の形成に加え、中国企業自身の競争力強化に結びつけることを狙い、中国政府は外資系中小企業の誘致にも注力するようになっている。
5. 日本の中小企業の対中投資は 95 年（円高に伴う輸出型企業の進出）と 2000 年以降（WTO 加盟による規制緩和狙い型の進出）の 2 回にわたり大きな盛り上がりを見せた。地域別では、華東地域に集積しており、業種別では、製造業が 8 割近くを占め、なかでも繊維、機械、電気・電子機器関連企業のシェアが高い。
6. 中国で成功している日系中堅・中小企業に対しヒアリングを行なったところ、それらの企業の共通点として、①独自技術などを活用することによって非価格競争力を有している、②中国の国内市場など拡大している市場に浸透している、を抽出することができた。中国に進出している中堅・中小企業各社はこの 2 つの事象への取り組みによってポジショニングすることが可能であり、進出企業は今後、この両面の同時達成に

向かってシフトすることが迫られている。

7. 日本企業に対してアンケート調査を実施したところ、中国に進出している中堅・中小企業の多くは中国市場浸透よりもコスト削減を意識している姿勢が鮮明に出た。今後は中堅・中小企業も拡大する中国市場に向けたマーケティング活動を強化することが必要となろう。また、まだ中国に進出していない中堅・中小企業については、進出時の資源不足を補うようなスキームより、人材確保や知財権の保護のような進出後の事業運営を円滑化するような措置を重視していることが明らかになった。さらに、ヒアリングでは規制の導入・変更に関する法的根拠や狙いについて政府の説明不足を指摘する企業が多く、今後はこうした点における中国政府の取り組みが期待されるといえよう。
8. 中国政府は中小企業を経済発展の重要な鍵のひとつとして位置づけており、外資系中小企業に対する期待感も高い。一方で、中国政府は経済成長の牽引役を「量的な拡大」から「質的な向上」に転換することを優先課題として位置づけており、中小企業の誘致にあたっては、産業構造の高度化への貢献や資源・エネルギー効率の状況、環境への負荷の動向といった観点から選別する姿勢を鮮明にしている。中堅・中小企業についても、こうした政府の方針を考慮した中国戦略の策定が求められているといえよう。

※本論文はみずほ総合研究所と商務部国際貿易経済合作研究院の業務提携に基づき 2007 年度に実施した共同研究の成果をまとめたものである。共同研究の実施にあたり、アンケート調査ならびにヒアリング調査を実施した。ご協力いただいた関係各位にこの場を借りて御礼申し上げます。

※本論文の執筆者は以下の通り

みずほ総合研究所 アジア調査部中国室 上席主任研究員 内堀 敬則

第Ⅰ部第1章、第Ⅱ部第2章、第3章(2)、第4章(1)

みずほ総合研究所 経済調査部 エコノミスト 松村 隆

第Ⅰ部第1章編集協力

商務部国際貿易経済合作研究院 アジアアフリカ研究部 副主任 王 灝

第Ⅰ部第2章

商務部国際貿易経済合作研究院 アジアアフリカ研究部 武 芳

第Ⅱ部第1章

商務部国際貿易経済合作研究院 アジアアフリカ研究部 韓 燕

第Ⅱ部第3章(1)

商務部国際貿易経済合作研究院 アジアアフリカ研究部 副主任 張 威

第Ⅱ部第4章(2)

目次

第 I 部 日中経済における中小企業の役割	1
1. 日本における中小企業の発展と中小企業政策の動向	1
(1) 中小企業の現状と位置づけ	1
(2) 中小企業の史的展開と政策動向	7
a. 復興期【1945～54年】～中小企業政策の開始～	7
b. 高度成長期前期【1955～62年】～二重構造論の提起～	9
c. 高度成長期後期【1963～72年】～中小企業基本法の制定～	11
d. 安定成長期【1973～84年】～知識集約化政策への転換～	13
e. 転換期【1985～98年】～内需主導型経済と海外進出への対応～	15
f. 改革期【1999年～現在】～新基本法による大転換～	18
2. 中国における中小企業の発展と中小企業政策の動向	22
(1) 中国における中小企業の発展状況	22
a. 中小企業の区分基準の変化	22
b. 中小企業の基本状況および構造的特徴	23
c. 中小企業の経営状況（工業分野の中小企業を事例として）	27
d. 経済・社会の発展を促進する中小企業	31
e. 郷鎮企業の発展	33
(2) 中国の中小企業発展促進策の概要	35
a. 中小企業の発展が直面する主な問題	35
b. 中小企業発展促進政策の変遷	37
c. 中小企業の発展重視の背後にある基本認識	39
第 II 部 中国における中小企業発展戦略	42
1. 外資系中小企業への期待と誘致奨励策	42
(1) 中国政府の外資系中小企業への期待	42
a. 中国企業の競争力向上	42
b. 産業構造の最適化・高度化の促進	43
c. 産業クラスターの形成と地域間のバランスのとれた発展の促進	44
d. 雇用・人材育成の促進	45
(2) 中国の主な外資奨励策	45
a. 産業政策	46
b. 税制政策	47
c. 地域政策	47

2. 日本の中小企業の国際化戦略と対中投資	56
(1) 日本の中小企業の国際化に向けた展開	56
(2) 日本の中小企業の対中進出動向	59
3. 事例研究にみる外資系中小企業の実態	62
(1) 中国に進出した中小企業の状況	62
a. 企業の基本的状況	62
b. 企業の対中投資の主要な目的	65
c. 企業の発展に影響を与える主要な要素	66
d. 企業の今後の戦略	69
e. 中国の外資政策に対する企業の期待	70
(2) 日系中堅・中小企業の実例研究	72
a. メッキ加工業 A 社	72
b. ワイヤハーネス製造 B 社	73
c. 自動車部品 C 社	74
d. プレス加工 D 社	74
e. 金型部品 E 社	75
(3) 「成功している中堅・中小企業」の特徴分析	76
4. 今後の「中小企業にとっての中国」の検討	81
(1) アンケート調査にみる日系中堅・中小企業の展望	81
a. 進出当初の狙いは「生産コストの削減」	81
b. 経営課題は「コスト削減」と「人材育成」	83
c. 為替の安定を求める中堅・中小企業	84
d. 未進出企業が求める施策	85
e. アンケート調査にみる今後の展望	87
(2) 中国の外資系中小企業の発展促進に関する政策の今後の展望	89
a. 今後の中国の対外開放の全体的な発展の趨勢	89
b. 比較的速い成長と経済成長の質・効率改善との間の関係の適切な処理	89
c. 今後の外資系中小企業発展政策の展望	92

図表目次

図表 1 「中小企業基本法」における中小企業の定義（1963 年）	1
図表 2 「新中小企業基本法」における中小企業の定義（1999 年）	1
図表 3 従業員規模別の企業数シェア（2004 年）	2
図表 4 資本金規模別の企業数シェア（2004 年）	2
図表 5 企業規模別従業員数のシェア（2005 年度）	3
図表 6 企業規模別の付加価値額シェア（2005 年度）	3
図表 7 企業規模別の売上高シェア（2005 年度）	4
図表 8 企業規模別の自己資本比率（2005 年度、左から全産業、製造業、非製造業）	4
図表 9 売上高経常利益率	5
図表 10 金利負担の比較	5
図表 11 金融機関からの借入難易度	6
図表 12 資本金規模別の企業数の推移（左）と比率（右）	6
図表 13 中小企業政策の史的展開	7
図表 14 復興期における具体的な中小企業政策	8
図表 15 法人税率の推移	9
図表 16 付加価値労働生産性の推移	9
図表 17 下請中小企業比率の推移	10
図表 18 高度成長期前期における具体的な中小企業政策	11
図表 19 高度成長期後期における GDP 成長率	12
図表 20 中小企業基本法の目的	12
図表 21 高度成長期後期における具体的な中小企業政策	13
図表 22 物価指数の推移	14
図表 23 原油価格の推移	14
図表 24 安定成長期における具体的な中小企業政策	15
図表 25 為替相場の推移	16
図表 26 資産価格の推移	16
図表 27 開廃業率の推移	17
図表 28 完全失業率の推移	17
図表 29 業種地域面で実施された中小企業政策	18
図表 30 実質 GDP の推移の比較	19
図表 31 実質賃金指数の推移の比較	19

図表 32	新旧の中小企業基本法比較	20
図表 33	事業所の開業後の経過年数別廃業率	21
図表 34	中小ものづくり高度化法の概要	21
図表 35	「中小企業標準暫定規定」が規定する中小企業区分基準	23
図表 36	2004 年第一次全国経済センサスからみた主要業種の中小企業法人の基本状況	23
図表 37	中小企業法人の産業分布状況（企業数ベース）	24
図表 38	中小企業法人の産業分布状況（従業者ベース）	24
図表 39	中小企業法人の産業分布状況（資産総額ベース）	24
図表 40	中型企業法人の業種構造（左：企業数ベース、右：従業者ベース）	25
図表 41	小型企業法人の業種構造（左：企業数ベース、右：従業者ベース）	25
図表 42	中小企業法人の地域分布状況	26
図表 43	中小企業法人の出資者別登記状況（企業数ベース）	26
図表 44	中小企業法人の所有制構造	27
図表 45	大型・中小型工業企業数の推移	28
図表 46	三大経済圏における中小工業企業数の推移	28
図表 47	中小工業企業の雇用増加率	29
図表 48	中小工業企業の資産総額の推移	29
図表 49	中小工業企業の工業生産額と工業付加価値生産額の推移	30
図表 50	中小工業企業の売上高と利益総額の推移	30
図表 51	中国中小企業政策の発展（1978 年～現在）	38
図表 52	江蘇省における優位性のある産業	50
図表 53	上海市における重要な資本誘致産業	51
図表 54	浙江省における優位性および特色のある産業	52
図表 55	浙江省における外資誘致の六大重点分野	52
図表 56	日本企業による直接投資額の地域別シェア（フローベース）	56
図表 57	日本企業によるアジア向け直接投資額（フローベース）	57
図表 58	海外子会社を保有している企業の割合	57
図表 59	中堅・中小企業の直接投資件数の地域別シェア（フローベース）	58
図表 60	全世界と中国における現地法人に中堅・中小企業が占める割合（フローベース）	59
図表 61	中堅・中小企業が中国に設立した現地法人の推移（フローベース）	60
図表 62	在中国現地法人の業種別シェア（左：製造業、右：非製造業）	60
図表 63	中堅・中小企業の中国における地域別現地法人設立状況（フローベース）	61

図表 64	中堅・中小企業の在中國現地法人の業種別・地域別シェア（ストックベース）	61
図表 65	調査対象企業の出資国別構成比	62
図表 66	調査対象企業の出資形態別構成比	63
図表 67	調査対象企業の業種別構成比	63
図表 68	調査対象企業の規模別構成比	64
図表 69	外資系中小企業における今後の中国経営戦略の重点	70
図表 70	外資系中小企業の中国外資政策への期待	71
図表 71	「成功している中堅・中小企業」の共通点	77
図表 72	トヨタ自動車と「協豊会」会員企業の中国展開状況	78
図表 73	中国進出に伴う生産ネットワーク上の位置づけの変化のイメージ	79
図表 74	在中日系中堅・中小企業のポジショニング分析	80
図表 75	中国進出当初の狙い	81
図表 76	「中国進出当初の狙い」の達成認識	82
図表 77	中国拠点における経営上の課題	83
図表 78	今後2～3年における中国の投資環境に対する認識	84
図表 79	中国政府が対処することを期待している投資環境	85
図表 80	これまで中国に拠点を設置しなかった理由	86
図表 81	対中投資検討時に重視する施策	87

第 I 部 日中経済における中小企業の役割

中小企業は日中両国においてどのように発展し、経済全体にとってどのような位置づけになっているのだろうか。日中両国のさまざまな統計データから、日本についてはみずほ総合研究所、中国については商務部国際貿易経済合作研究院が中小企業の現状と位置づけを整理するとともに、これまでの中小企業政策についてレビューした。

1. 日本における中小企業の発展と中小企業政策の動向

(1) 中小企業の現状と位置づけ

まずは日本における中小企業の定義とその日本経済における位置づけの確認をしてみたい。日本における「中小企業」の定義は資本金規模と雇用者数の両面から定められている¹。その区分は中小企業庁が定めており、基準は業種により異なる。はじめて中小企業の体系的な定義が登場したのは 1963 年であり、図表 1 のような定義付けが行われた。その後、99 年の「新中小企業基本法」により、企業規模の範囲を拡大する方向で修正された（図表 2）。

図表 1 「中小企業基本法」における中小企業の定義（1963 年）

業種	中小企業者		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
① 製造業 そのほかの業種(②~④を除く)	1億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	3000万円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	1000万円以下	50人以下	5人以下
④ 小売業	1000万円以下	50人以下	5人以下

(資料) 中小企業庁

図表 2 「新中小企業基本法」における中小企業の定義（1999 年）

業種	中小企業者		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業 そのほかの業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

(資料) 中小企業庁「中小企業白書2006年版」

上記のような定義のもとで、日本におけるすべての企業のなかで中小企業がどのような位置づけを占めているかをみってみる。従業員規模別では、企業数全体に占める中小企業の割合は約 99% であり、「中小企業」よりも小さい「小規模企業」の割合が 8 割強を占めている。とくに非製造業においては従業員数の少ない小売業商店や飲食店の数が多いことを受け、小規模企業の割合が大きい（図表 3）。

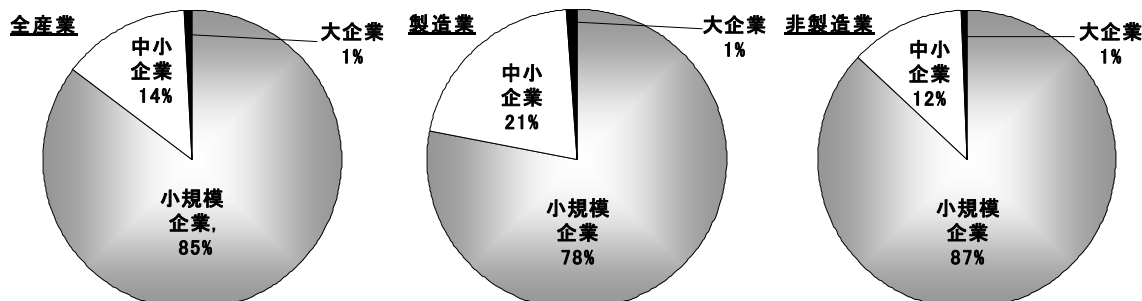
また、資本金規模別でみると、中小企業の企業数は全体の 98% を占めている²。とくに、

¹ 一方で、統計上では資本金別に大企業（資本金 10 億円以上）、中堅企業（同 1 億円以上 10 億円未満）、中小企業（同 1 億円未満）と区分的なことがある。本稿では中小企業基本法における中小企業だけでなく、「中堅企業」も分析の対象としている。

² より正確な実数を把握するために、企業数については事業所企業統計を用いた。なお、法人企業統計の

非製造業は製造業に比べて 500 万円未満の小規模企業の割合が大きい（図表 4）。

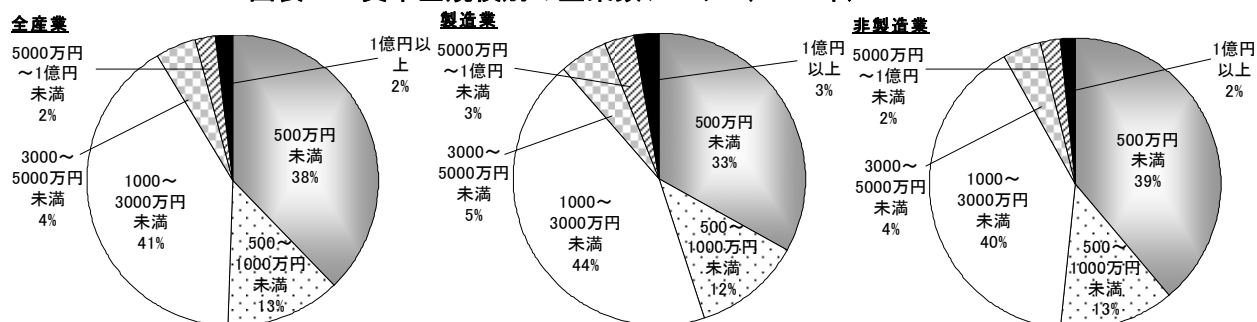
図表 3 従業員規模別の企業数シェア（2004 年）



（注）製造業、建設業、運輸業は従業員数が 20 人未満を小規模企業、300 人未満を中小企業と定義。卸売業、サービス業は従業員数が 5 人未満を小規模企業、100 人未満を中小企業と定義。小売業においては従業員数が 5 人未満を小規模企業、50 人未満を中小企業と定義。

（資料）総務省「事業所・企業統計調査（2004 年）」

図表 4 資本金規模別の企業数シェア（2004 年）



（注）資本金 1000~3000 万円未満の企業数が最も多い理由として、90 年に導入された資本金規制の影響が指摘できる。

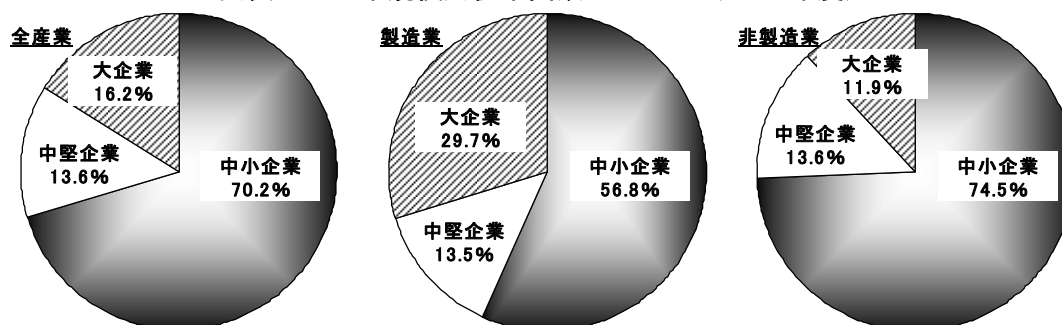
（資料）総務省「事業所・企業統計調査（2004 年）」

次に、中小企業に従事する従業員数が全体に占める割合をみてみると、全産業ベースで大企業が 16.2%、中堅企業が 13.6%、中小企業が 70.2%を占めており、実に全体の 7 割もの従業員が中小企業で働いていることになる。中小企業の従業員数シェア（70%）は企業数シェア（99%）に比べると小さいものの、大多数を占めている（図表 5）。これを業種別にみると、製造業では大企業従業員が 30%弱を占めるのに対し、非製造業は 10%強にすぎない。

中小企業は企業数シェア、従業員数シェアの大半を占めていることから、中小企業政策は企業や従業員といった多くの経済主体に影響を与えるため、社会構造の安定化という面からは不可欠であるといえよう。

推計法人企業数を用いた場合でも資本金 1 億円未満である中小企業数割合は 98%を占めている。

図表 5 企業規模別従業員数のシェア（2005 年度）

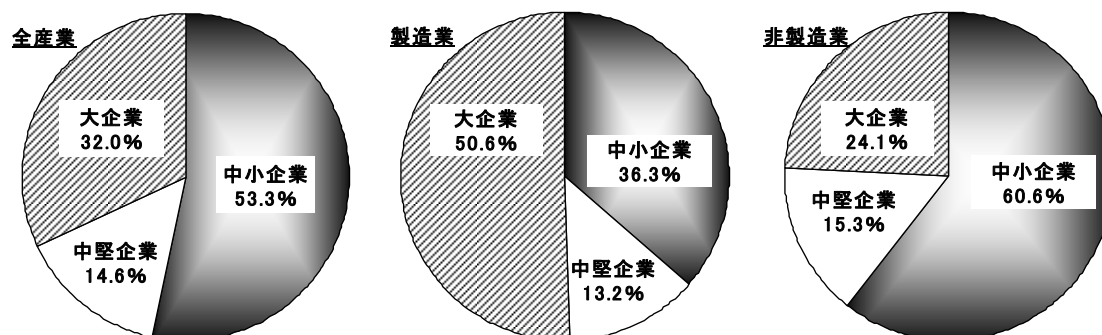


(注) 資本金規模 1 億円未満を中小企業、1 億円以上 10 億円未満を中堅企業、10 億円以上を大企業とする。以下、法人企業統計を用いて企業規模を分ける際にはこの基準を用いる。

(資料) 財務省「法人企業統計年報調査」

企業が創出している付加価値額を資本金規模別でみると、中小企業の占める割合は 53.3% となる。業種別では、非製造業では中小企業が約 60% を占めているものの、製造業では 40% 弱と小さい。その背景として、非製造業は利益率の低い小売業や飲食店などの中小企業数が圧倒的に多いことが影響しているといえよう。一方、製造業については、大企業が付加価値額の 50% 強を占めている（図表 6）。

図表 6 企業規模別の付加価値額シェア（2005 年度）

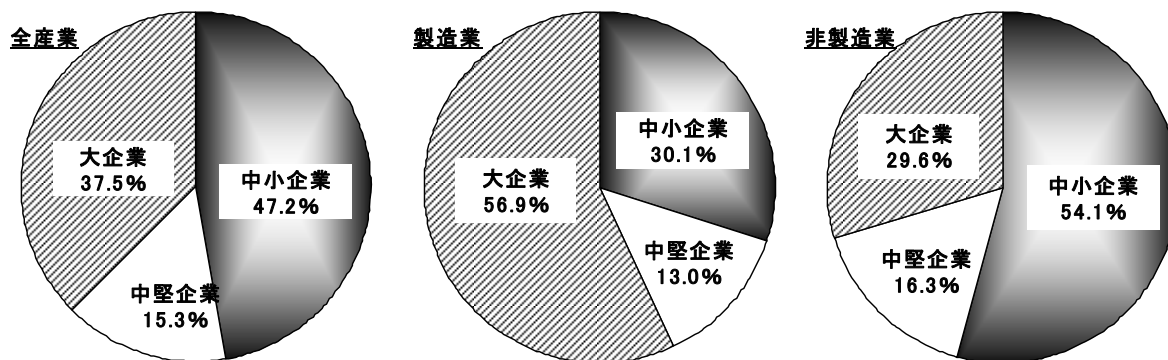


(注) 付加価値額 = 営業純益 (営業利益 - 支払利息・割引料) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息・割引料 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課

(資料) 財務省「法人企業統計年報調査」

さらに、売上高の動向を資本金規模別でみると、中小企業の占める割合は 47.2% となり、企業数、従業員数、付加価値額のシェアに比べてウェイトはいっそう小さくなる。業種別にみると、非製造業では中小企業のシェアは 50% 強を占めるものの、製造業は約 30% に過ぎない（図表 7）。

図表 7 企業規模別の売上高シェア（2005 年度）

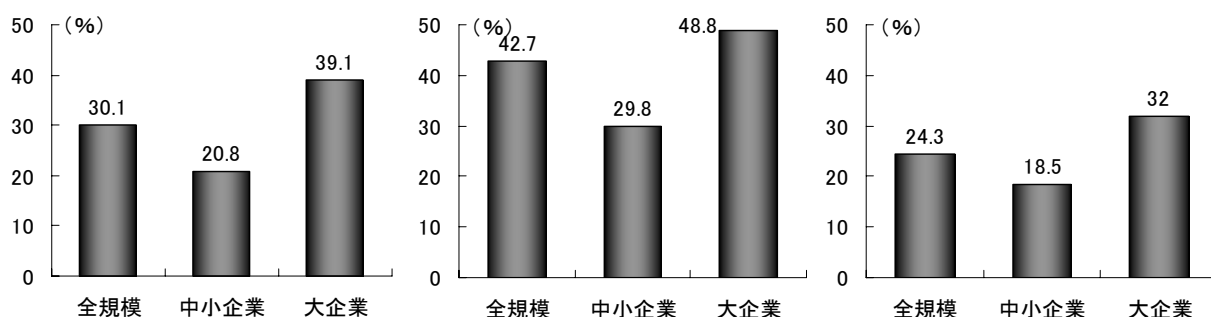


（資料）財務省「法人企業統計年報調査」

次に、中小企業の事業基盤について、さまざまな財務指標から確認したい。自己資本比率³をみると、中小企業は 20.8%となり、大企業の水準（39.1%）の約半分となっている（図表 8）。つまり、負債割合⁴は中小企業の方が大企業より大きい傾向にある。

さらに、売上高利益率（図表 9）、金利負担比較（図表 10）、金融機関からの借入難易度（図表 11）のいずれの指標も、中小企業は大企業と比較して劣後している。

図表 8 企業規模別の自己資本比率（2005 年度、左から全産業、製造業、非製造業）

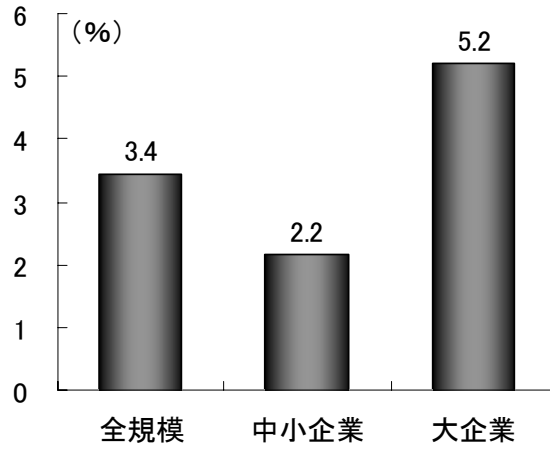


（資料）財務省「法人企業統計年報調査」

³ 自己資本／総資本

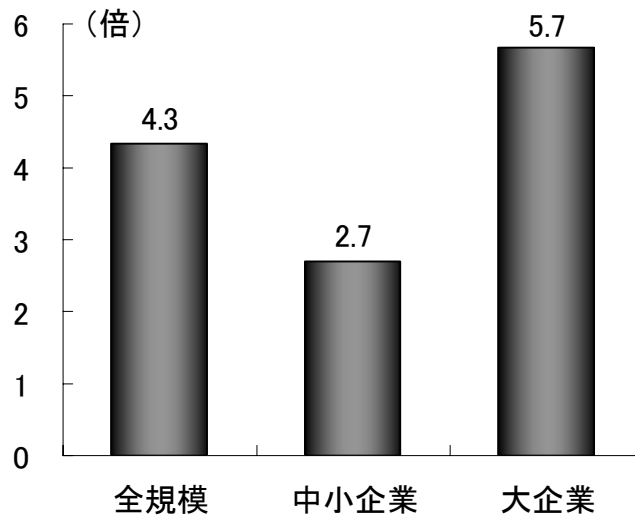
⁴ 負債の構成割合＝1－自己資本比率

図表 9 売上高経常利益率



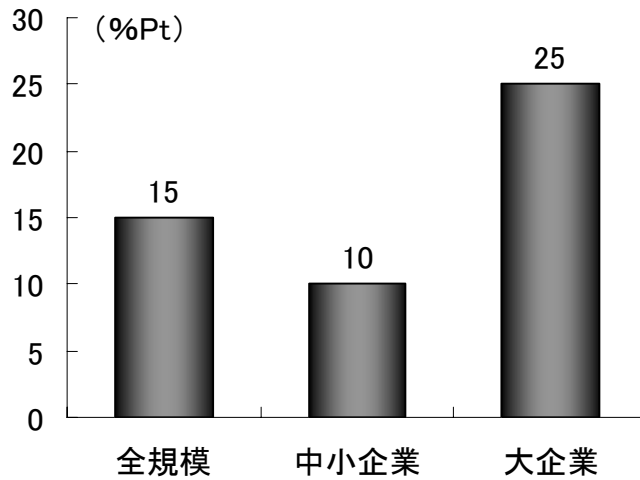
(注) 売上高経常利益率=経常利益/売上高
2005年度の全産業ベースでの比較
(資料) 財務省「法人企業統計年報調査」

図表 10 金利負担の比較



(注) インタレストカバレッジ(倍)=営業利益/支払利息
2005年度の全産業ベースでの比較
(資料) 財務省「法人企業統計年報調査」

図表 11 金融機関からの借入難易度



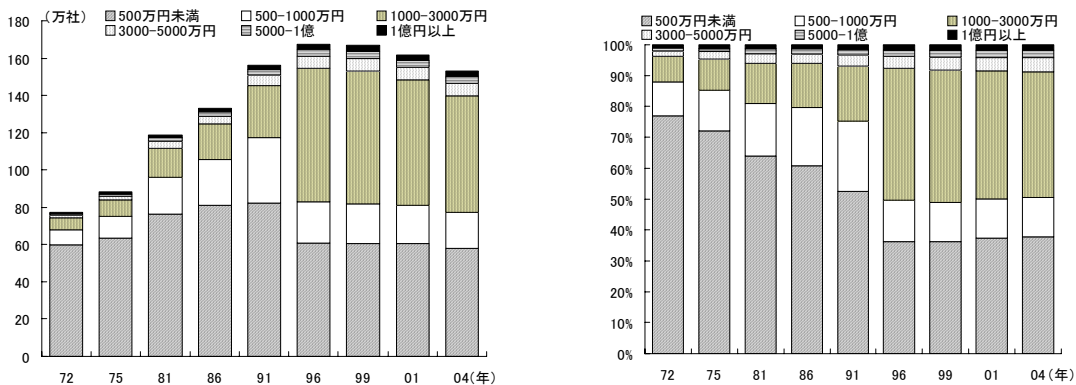
(注) 借入難易度DI=「容易」-「困難」
 借入難易度DIは2005年度の平均値を採用
 (資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

中小企業の現状について大企業との比較を行なうと、中小企業は企業数シェア、従業員シェアでは大きな割合を占めるものの、付加価値額シェア、売上高シェアについては見劣りすることが明らかになった。

こうした傾向は過去から変化していないのが実情となっている。例えば、企業数シェアの推移をみると、企業数が変化するなかにあっても、資本金 1 億円未満の中小企業が大多数を占める傾向は一貫して継続している（図表 12）。

中小企業は大企業に比べ、付加価値額、売上高、金利負担といった事業基盤が脆弱であるものの、大半の企業が中小企業に該当し、かつ従業員の多くが中小企業に属している。こうした日本経済の実態に鑑みると、雇用の創造や社会構造の安定化を促進するために、中小企業政策は過去も現在も重要であることが理解できる。

図表 12 資本金規模別の企業数の推移（左）と比率（右）



(注) 資本金規制の影響により、91～96年の間に資本金 1000～3000 万円未満の企業数が急増した。
 (資料) 総務省「事業所・企業統計調査」

(2) 中小企業の史的展開と政策動向

日本においてこれまでどのような中小企業政策が展開されてきたのだろうか。戦後から現在までの史的展開は図表 13 のようにまとめることができる。それぞれの時代区分ごとに、どのような政策が打ち出されてきたかを以下でレビューした。なお、本節は平成 10 年版中小企業白書第 3 部を引用・加筆したものである。

図表 13 中小企業政策の史的展開

	復興期 (1945～ 54年)	高度成長期 (1955～72年)		安定成長期 (1973～ 84年)	転換期 (1985～ 98年)	改革期 (1999～ 現在)
		前期 (～62年)	後期 (～72年)			
時代背景	中小企業政策開始	二重構造論提起	二重構造論是正	知識集約化政策への転換	内需主導型経済への転換	中小企業政策が大転換
	中小企業庁設置		基本法制定		海外進出促進	新基本法の制定
政策方針	すべての中小企業を支援					努力する中小企業のみ支援
政策目的	中小企業政策の基礎作り	業種面政策促進	小規模企業の支援	地域面、保護面政策の促進	業種地域一体の政策促進	国際競争力を高める政策
代表的な政策						
金融財政面	中小企業信用保険、中小企業金融公庫	法人税軽減税率	高度化資金制度			新創業融資制度
組織化面	共同組合法	団体会法			労確法	
診断・指導面	企業診断制度		中小企業指導法	中小企業事業団		中小企業支援法
業種・地域面		百貨店法、機振法、織工法、電振法	近代化促進法	大店法、伝産法、事業転換法、産地法	新事業転換法、特定地域法、融合化法、新規事業法、集積活性化法	中小ものづくり高度化法
規制・保護・支援面		下請代金法	小規模企業再生法、官公需法、下請中小企業振興法	分野調整法	創造活動促進法、新事業創出促進法	経営革新支援法、新事業活動促進法、会社法

(資料) 中小企業白書よりみずほ総合研究所作成。

a. 復興期【1945～54年】～中小企業政策の開始～

第二次世界大戦直後の中小企業政策は、1948年に占領軍の指導下で中小企業庁が設置されたことにまでさかのぼることができる。47年頃から独禁政策、財閥解体政策が進められたことを背景に、中小企業政策を充実させることが大きな課題として浮上した⁵。この当時

⁵ 「平成 10 年版中小企業白書」 P253

の中小企業は、大企業との比較において銀行の融資を受けることが著しく困難であったり、経済的、社会的に現在よりも不利な状況であったりしたことから、中小企業を弱者として位置づけることが鮮明となった。

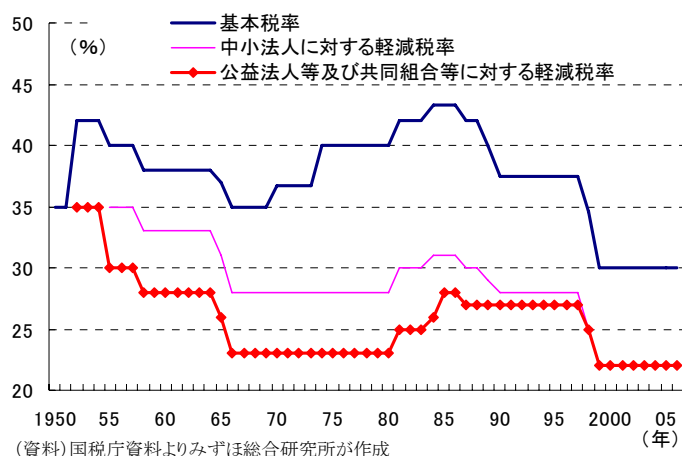
こうした時代背景の下で、復興期には中小企業政策の基礎的 3 政策である、①金融、②組織化、③診断・指導において法律、制度、機関の創設が進み、中小企業政策の基礎が作られた。基礎 3 政策の区分ごとの具体的な措置は図表 14 のようにまとめることができる。

図表 14 復興期における具体的な中小企業政策

区分	制定・ 設立年	政策動向	概要
金融財 政面の 措置	49 年	国民金融公庫の 設立	40 年代後半における小規模企業の金融難解消を狙う
	50 年	中小企業信用保 険の制定	中小企業の担保不足による資金調達難をカバーすることを狙う
	52 年	法人税率に軽減 税率を導入	大企業と比較して財務基盤の弱い中小企業を保護することを狙う。なお、この枠組みは現在に至っている（図表 15 参照）
	53 年	中小企業金融公 庫の設立	朝鮮戦争特需後の景気後退で、長期資金の供給を行なう中小企業専門の政府系金融機関が必要となったため
信用保証協会法 の制定		各地に設立されていた信用保証協会の業務の伸長と、それらの法的地位を確立するために設立。信用補完制度の整備が進展	
組織化 面の措 置	49 年	中小企業共同組 合法（共同組合 法）の制定	経済力集中防止の点から中小企業の経済・社会的不利の是正を図るため
	52 年	中小企業安定法	朝鮮特需後の景気後退下における中小企業の過当競争防止のため、中小企業の生産カルテルを容認
診断・ 指導面 の措置	48 年	企業診断制度の 創設と中小企業 相談所の設置	中小企業経営の近代化、合理化を図ることを狙う
	52 年	巡回指導制度	

（資料）平成 10 年版中小企業白書をもとにみずほ総合研究所作成。

図表 15 法人税率の推移

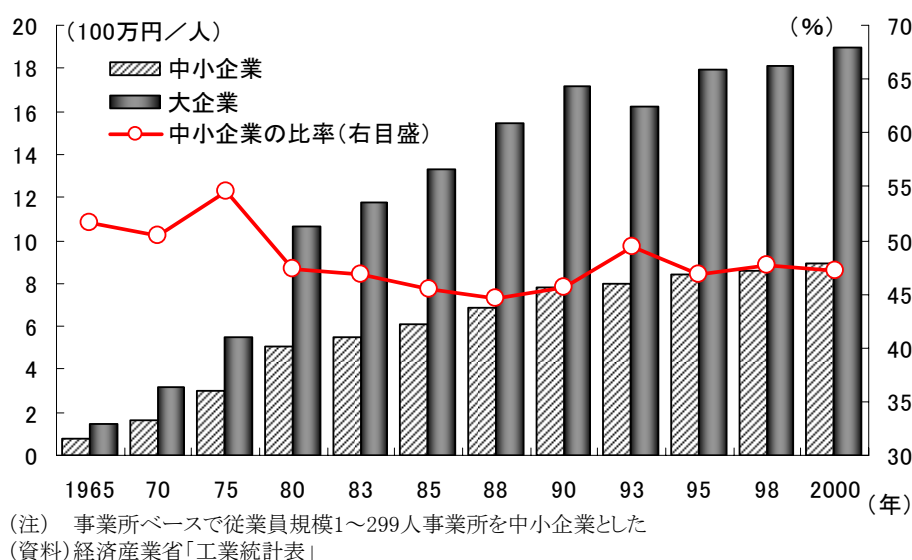


b. 高度成長期前期【1955～62年】～二重構造論の提起～

日本経済は終戦直後の復興過程を経て、50年代後半には戦前の経済水準に回復した。この間の中小企業は、生産量を増大させると同時に、技術力も着実に向上させることができた。そのため、日本経済は「設備投資が設備投資を生む」好循環が実現。GDPの大幅な増長が可能となり、高度成長期に突入した。

しかし、経済復興と高度成長の過程で、中小企業と大企業の間に生産性、賃金、技術、資金調達面などで大きな格差が生じているのではないかとの議論が高まり、いわゆる「二重構造論」が提起された⁶。例えば、付加価値労働生産性の推移を中小企業と大企業の間で比較すると、過去半世紀の間、中小企業は大企業の約半分の水準にあることがうかがえる(図表 16)。

図表 16 付加価値労働生産性の推移



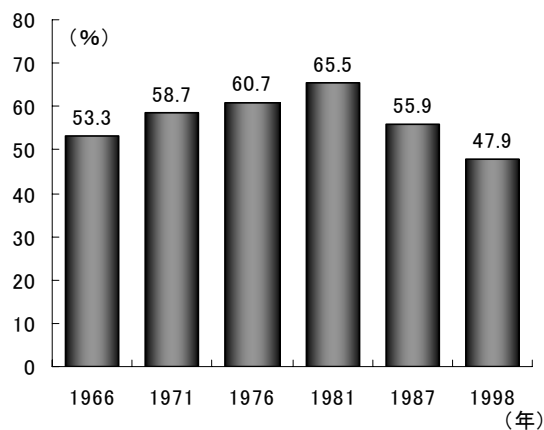
⁶ 「平成10年版中小企業白書」P256

この時期においては、技術進歩や需要の多様化などにより、生産技術の高度化・専門化も進展した。そのため、企業の間では①製品増や製造工程が複雑化し、技術面での信頼性確保と生産能力を補完すること、②国内外での品質・価格競争に対応するために生産工程を合理化し、コスト削減を実現すること、などが課題として浮上し、こうしたニーズに対応するために、外注による分業体制の必要性が高まった。下請け中小企業比率の推移をみると、66年以降上昇傾向が継続し、このトレンドは80年代に入るまで継続した(図表17)。なかでも、電気機械、輸送用機械製造業を中心に企業の重層化が進み、親企業を頂点とする下請分業構造が形成され、その構造の中に多くの中小企業が組み込まれることになった。

この時期の下請分業構造は、①企業間の長期安定的な下請取引、②競争原理が機能した効率的な分業構造、という特徴を有する。また、品質管理手法が下請企業にも広まり、下請け企業の技術力向上にも貢献するという効果をもたらした。その一方で、50年代以降は、優越的な地位にある親企業が代金支払遅延や不当値引きなどを中小企業に求める不公正取引も顕在化し、下請企業の利益侵害についても注目が集まることになった⁷。

この時期の中小企業政策については復興期に形成された基礎的3政策における法律、制度、機関等の拡充に加え、業種別の産業構造高度化などの業種・地域面政策、下請企業を保護するための規制・保護・支援面の政策が行なわれた(図表18)。

図表 17 下請中小企業比率の推移



(注) 下請中小企業比率=下請中小企業数/中小企業数
(資料) 商工業実態調査

⁷ 「平成10年版中小企業白書」P259

図表 18 高度成長期前期における具体的な中小企業政策

区分	制定・ 設立年	政策動向	概要
金融財政面の 措置	56年	中小企業振興[近代化]資金等助成法	中小企業近代化政策の一つとして設備近代化による生産性向上などを目的に導入
	58年	中小企業信用保険公庫法	既存の信用保険制度の改善と強化を目的として導入
組織化面の 措置	57年	中小企業団体の組織に関する法律(団体法)	商工組合、商工組合連合会を新設するなど団体の機能強化を目的として導入
診断・ 指導面の 措置	60年	商工会等の組織に関する法律(商工会法)	不十分な労働条件、設備技術の遅れ等が問題とされていた小規模企業の経営改善を目的として導入
	63年	中小企業指導法	中小企業の経営管理の合理化や技術向上などの指導事業を計画的・効率的に実施することを狙う
業種地域面の 措置	56年	百貨店法	小売分野において大企業との分野調整を行うことを目的として導入
		機械工業振興臨時措置法(機振法)、繊維工業設備臨時措置法(織工法)	高度成長の裾野を構成した機械部品産業、繊維雑貨産業など、多くの中小企業から構成される産業に対する業種別振興政策。設備近代化と技術向上による合理化策を進めることによる産業構造の高度化を狙う
	57年	電子工業振興臨時措置法(電振法)	
	59年	小売商業調整特別措置法	小売市場を規制することにより中小の小売商業による活動機会の確保を目的として導入
規制・ 保護・ 支援面の 措置	56年	下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)	親企業の不公正取引による下請企業の利益侵害を防止し、下請企業を保護することを目的として導入

(資料) 平成10年版中小企業白書をもとにみずほ総合研究所作成。

c. 高度成長期後期【1963～72年】～中小企業基本法の制定～

1964年の東京オリンピック開催のため、63年には公共投資が活発化したが、国際収支の大幅な悪化から金融が引き締められ、いわゆる「(昭和)40年不況」を迎えた。その後、赤字国債の発行などによる積極財政により、景気が回復し、57カ月間と戦後2番目に長い「いざなぎ景気」に突入した⁸(図表19)。この時期は個人消費が拡大し、いわゆる3C(カラーテレビ、乗用車、クーラー)が一般世帯に普及するようになり、大型耐久消費財ブームが注目された。

また、60年代後半には資本自由化の進展やGATT⁹による関税一括引き下げ交渉の妥結な

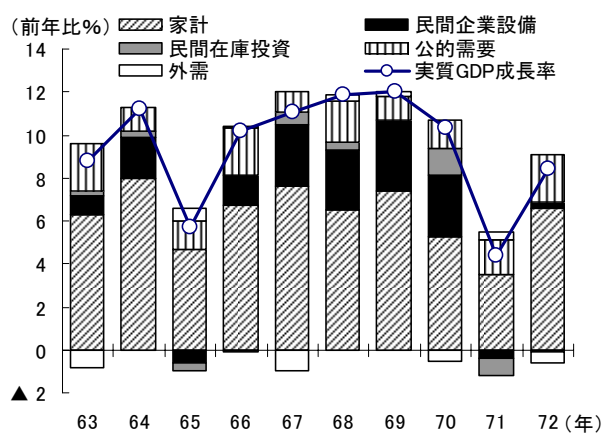
⁸ 土志田征一著「戦後日本経済の歩み」有斐閣、P86

⁹ 自由貿易の促進を目的とする国際協定である「関税と貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade)」のこと。GATTは後に世界貿易機関(WTO)に改組した。

どが実現し、経済のグローバル化を促進するための枠組みが整った。高度成長によって 68 年に世界第二位の経済規模になるまでに発展した日本は、貿易・資本などの対外取引の自由化をいっそう推進した。

高度経済成長期前期で指摘された「二重構造論」や、貿易為替の自由化による開放経済体制への移行などを踏まえ、国民経済の均衡ある発展のためには中小企業の成長と発展が不可欠との認識が広まり、63 年には中小企業政策の基本となる中小企業基本法が制定された（図表 20）。

図表 19 高度成長期後期における GDP 成長率



(資料) 内閣府「国民経済計算」

図表 20 中小企業基本法の目的

中小企業政策の目標は「中小企業が国民経済において果すべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することにある」とされた。

(資料) 中小企業庁「昭和 38 年版中小企業白書」

中小企業基本法は、中小企業政策の基本的な考え方を示したものであり、従来からの政策に包括的な根拠が示された。以後、中小企業政策はこの基本法に沿って策定・実施されることになった。中小企業基本法の成立後の高度経済成長の環境のもとにおいて、輸出入の増大や資本の自由化が進展するなか、中小企業、大企業ともに、加工型業種のウエイトが高まり、製造業の高度化が加速した¹⁰。

この時期の中小企業政策については中小企業基本法に基づき、基礎的 3 政策のなかでもとくに、金融財政面のさらなる施策の拡充や、生産性向上のための業種地域面での政策、規制・保護・支援面での政策の充実が図られた（図表 21）。

¹⁰ 「平成 10 年版中小企業白書」P260-261

図表 21 高度成長期後期における具体的な中小企業政策

区分	制定・ 設立年	政策動向	概要
金融財政面の 措置	63年	中小企業近代化 資金助成法（高度 化資金制度）	中小企業構造の高度化と設備近代化を金融面から促進することを目的として導入。同法を根拠に組合などに対する助成制度として中小企業高度化資金助成法も制定。産業構造の高度化の促進を組合事業の形で実施する場合に助成する制度
		中小企業等投資 育成株式会社法	中小企業の自己資本の充実を図ることを目的として導入
組織化 面の措 置	63年	中小企業指導法	中小企業の経営管理の合理化や技術向上などの指導事業を計画的・効率的に実施することを目的に導入
業種地 域面の 措置	63年	中小企業近代化 促進法（近促法）	中小企業基本法の示す施策を業種別の近代化計画によって具体的に実現。中小企業の比重の高い業種のなかで、中小企業の生産性向上を図ることが産業構造の高度化につながる場合、その業種を指定して施策が講じられた。指定業種は187業種と、広範囲にわたる
	67年	繊維工業構造改 善臨時措置法	国際競争力の低下や国内の労働力不足、過剰設備、過当競争といった繊維工業の産業構造を改善する
	69年	中小企業構造改 善計画制度の導 入（近促法[63年 制定]の改正）	企業の個別設備の近代化の促進に加え、業界団体が近代化促進計画を策定することを奨励
規制・ 保護・ 支援面 の措置	65年	小規模企業再生 法	小規模事業者が廃業等の事態に備えて資金を積み立て、そこから共済金の支払いを行なう制度の確立。（昭和）40年不況に倒産件数が急増したことに対応
	66年	官公需法	官公需要市場において中小企業向けの契約目標金額を設定する措置の実施
	70年	下請中小企業振 興法	資本取引の自由化により、国際競争力の強化がいっそう重要となり、下請企業の近代化を図ることを目的として導入

（資料）平成10年版中小企業白書をもとにみずほ総合研究所作成。

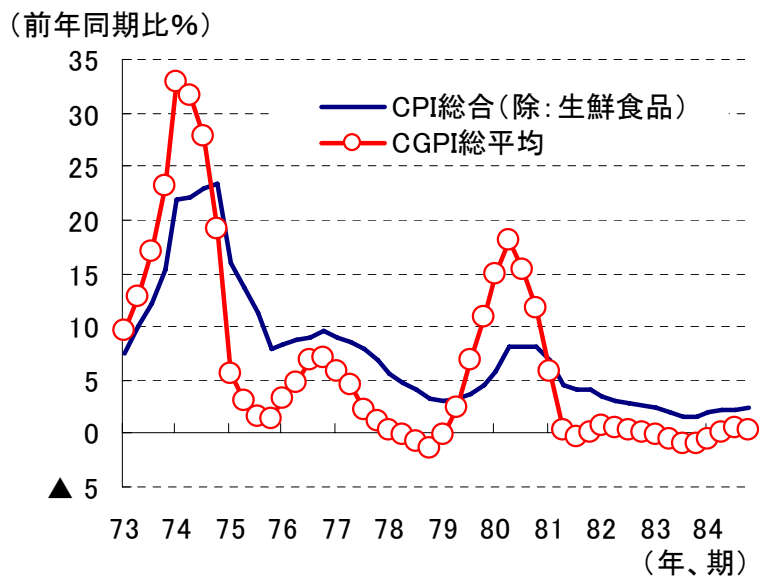
d. 安定成長期【1973～84年】 ～知識集約化政策への転換～

73年には第1次オイルショックが起これ、物価が急上昇し安定成長期に入った（図表22）。その後、日本経済は徐々に景気回復に向うものの、79年の中東情勢悪化により第2次オイルショックを迎え原油価格が急騰した（図表23）。

この過程で中小企業政策は、従来の生産性向上を図るための設備近代化や経営規模の拡大などの政策から、産業構造政策としての「知識集約化」に転換していくことになった。中小企業政策においても、事業活動の多面的な向上に必要な、技術、人材、情報などのいわ

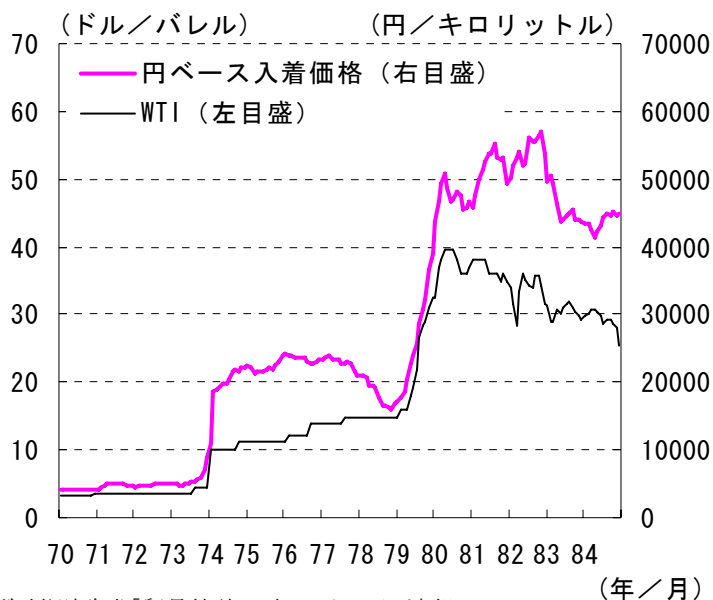
ばソフト面における経営資源の充実を図ることが求められた¹¹。

図表 22 物価指数の推移



(資料)総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」

図表 23 原油価格の推移



(資料)財務省「貿易統計」、米セントルイス連銀HP

そのため、この時期の中小企業政策については、人材育成や情報提供などの診断・指導面政策が行なわれた。さらに、オイルショックから安定成長への移行過程で、構造的な問題

¹¹ 「平成10年版中小企業白書」P264

を抱える地域などに対しての業種地域面での政策や、オイルショック後の倒産による影響を最小限におさえるための規制保護面政策の充実も図られた（図表 24）。

図表 24 安定成長期における具体的な中小企業政策

区分	制定・ 設立年	政策動向	概要
診断指 導面の 措置	73 年	中小企業情報セ ンターを中小企 業振興事業団内 に設置	中小企業に経営情報の提供サービスを行なうこと で、中小企業の経営資源の充実を図ることを目的に 設置
	80 年	中小企業事業団 の設立	中小企業の国際展開に注目が集まるようになるな か、海外投資に対するアドバイザー事業を通して 海外進出を支援することを目的に設立
		中小企業大学校 の設置	経営管理、技術などの研修制度を整備し、人材育成 を促進することを目的に設置
業種地 域面の 措置	73 年	大店法	大型店の進出が加速したため、地域に根付く中小商 店に対する大型店の影響を緩和することを狙って 制定
	74 年	伝産法	産地（地域）単位で中小企業構造の改善を進めてい くことを目的に制定
	76 年	事業転換法	第 1 次オイルショック後の大きな環境変化のなか で、中小企業の事業転換を促すことを狙って制定
	78 年	城下町法 ¹²	業種に関係なく、不況地域の中小企業に対する助成 を行なうことを目的に制定
	79 年	産地法 ¹³	業種別の特色を意識しながらも、産地振興を図るこ とを目的に制定
規制・ 保護・ 支援面 の措置	77 年	分野調整法	中小企業と大企業の事業分野の紛争解決の手続き について定めることを狙って制定
		中小企業倒産防 止共済制度	中小企業が取引先の倒産によって受ける影響を最 小限に抑えることを狙って制定

（資料）平成 10 年版中小企業白書をもとにみずほ総合研究所作成。

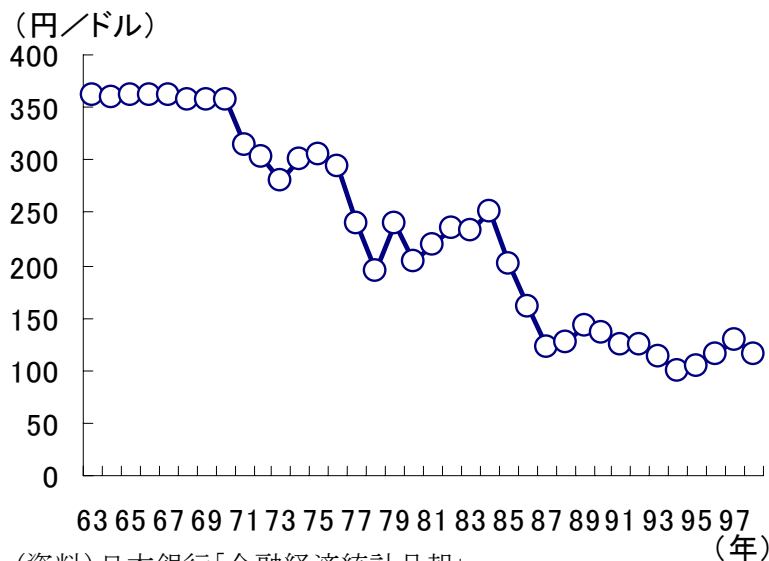
e. 転換期【1985～98 年】 ～内需主導型経済と海外進出への対応～

85 年にはプラザ合意に伴い急速な円高が発生した（図表 25）。そのため、翌年より円高不況が生じ、内需主導型経済への転換が強く求められた。その後、金融緩和政策と消費支出の増加により、80 年代後半には株価や地価などの資産価格が急激に上昇し（図表 26）、いわゆるバブル景気に沸くことになった。しかし、90 年代に入ると政策的なバブル潰しの副作用により株価や地価が大幅に下落、これが引き金となり、日本経済は長期的な低迷状態に陥った。

¹² 80 年に「新城下町法」に改正された。

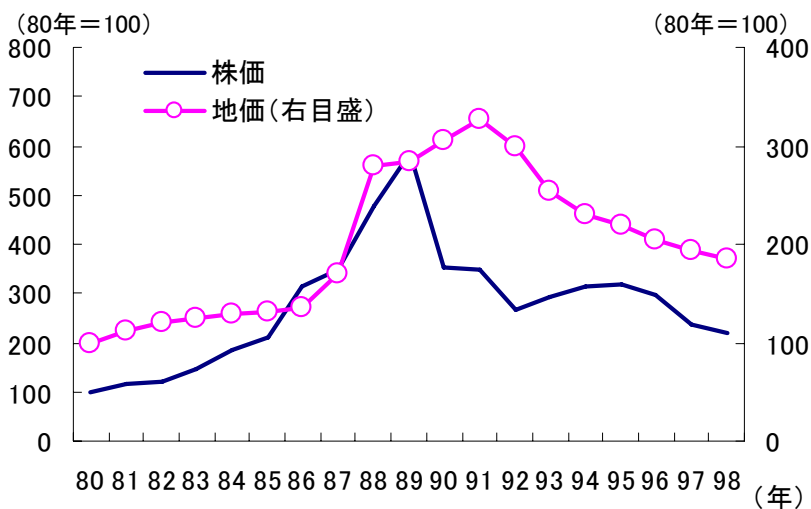
¹³ 86 年に「特定産地法」に改正された。

図表 25 為替相場の推移



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」

図表 26 資産価格の推移



(注) 株価はTOPIX、地価は東京圏公示地価全用途平均を採用。
 株価と地価は80年を100とした指数。

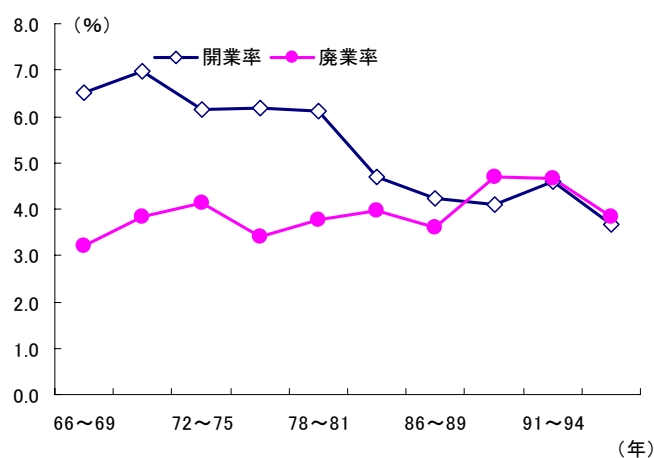
(資料) 東京証券取引所、国土交通省

円高により輸出品の国際市場価格が上昇したため、多くの製造業は競争力を維持することを狙い海外での現地生産に活路を求めようになった。そして中小企業においても、アジア地域を中心に海外に投資する企業が増加するようになった。他方、高度成長期に形成された下請分業構造は、その後の生産工程や部品の多様化、複雑化、高度化をビルトインすることにより、第1次オイルショック以降もいっそう強固となった。しかし、プラザ合意以降は、取引先の組立メーカーの海外進出が加速したことにより、系列への依存度を低減

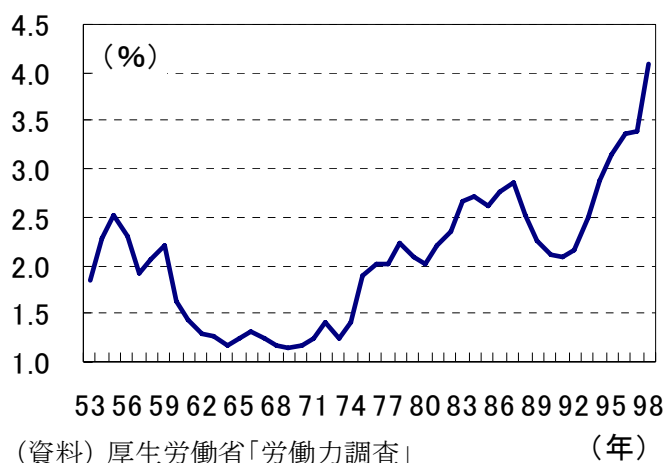
することを迫られる中小企業も出現し、一部で独立志向を強める動きもみられた¹⁴。

この時期においては、内需主導型経済への転換が強く求められるようになり、そのための国際協調型産業構造の形成を促進する政策の一環として、構造転換、産業集積などの業種地域面での政策に注目が集まった。一方、高度成長期の経済発展を支えた企業の市場参入行動が変化するようになり、開業率は低下傾向を示すようになった（図表 27）。逆に、バブル崩壊後は開業率の低下と廃業率の高止まり、完全失業率の上昇（図表 28）がみられるなど、日本経済の活力の喪失が懸念されたため、創業・新規産業支援などの規制・保護・支援面での政策が行なわれることになった（図表 29）。

図表 27 開廃業率の推移



図表 28 完全失業率の推移



¹⁴ 「平成 10 年版中小企業白書」 P266

図表 29 業種地域面で実施された中小企業政策

区分	制定・ 設立年	政策動向	概要
診断指 導面の 措置	91年	労確法	長期的労働力不足への対応を推進することを目的に 制定
業種地 域面の 措置	85年	技術法	中小企業の技術開発を推進するため、組合単位での 中小企業の技術力強化を促進
	86年	新事業転換法 特定地域法	事業転換を行なう中小企業の支援、円高不況の影響 の大きかった地域における事業転換などの調整を図 るために制定
	88年	融合化法	事業分野を異にする中小企業が共同して、異業種組 合を設立し、技術や経営ノウハウを相互補完し、新 たな商品を開発する融合化を支援
	89年	新規事業法	技術やノウハウなどを有する企業の商品化を支援
	91年	商業集積整備法	商業振興と都市環境整備の促進のため、商業施設と 商業基盤施設、さらには周辺公共施設の一体整備を 推進
	92年	中小企業流通業 務効率化促進法	大企業と比べて効率化の遅れている中小企業の物流 効率化を図る。中小企業が事業共同組合を結成し、 共同化により物流効率化を進める際に支援を行なう
		集積活性化法	中小企業集積が中小企業の事業の効率化や新分野進 出の基盤であると積極的に位置づけ、その活性化を 推進
	93年	リストラ支援法	急激な円高により構造転換を必要とする中小企業を 支援
	95年	新規事業法の改 正	従業員が一定の株を一定期間に一定価格で購入でき るストックオプション制度の導入
97年	集積活性化法の 改正	支援の要件が緩和され、ものづくりを支える基盤技 術型の集積も事業対象となった。また、中小企業の 海外進出についても一定の要件を満たす約400件が 支援対象となった	
規制・ 保護・ 支援面 の措置	93年	商工会及び商工 会議所による小 規模事業者の支 援に関する法律	商工会議所や商工会が地域振興に役立つような共同 施設を設置・運営し、小規模事業者が共同利用する 場合に支援することを狙う
	95年	中小企業創造活 動促進法	中小企業の研究開発や起業などを支援し、中小企業 による新事業の開拓を図る
	98年	新事業創出促進 法	新たな事業分野の開拓、技術開発の促進を目的とし て制定

(資料) 平成10年版中小企業白書をもとにみずほ総合研究所作成。

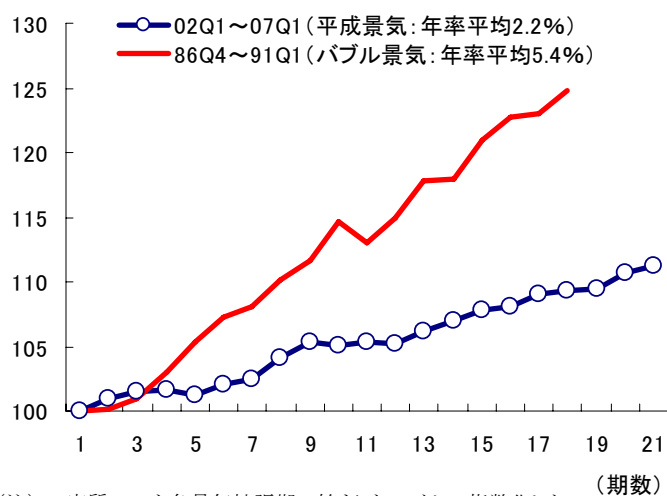
f. 改革期【1999年～現在】 ～新基本法による大転換～

日本経済は99年に景気の持ち直しがみられたものの、2000年のITバブル崩壊などにより再び景気後退期に陥った。02年より小泉内閣の構造改革路線の効果が出はじめ、景気拡大期に突入。景気の拡大期間は「いざなぎ景気」を追い越し、戦後最長を記録したものの、実質GDP成長率は年率2.2%（02年Q1～07年Q1）にとどまり、バブル期（86年Q4～

91年Q1)の年率5.4%との比較では大きく見劣りした(図表30)。景気拡大期であったにもかかわらず、勤労者の賃金が伸びなかったため(図表31)、個人消費の盛り上がりには欠ける状況が継続した。

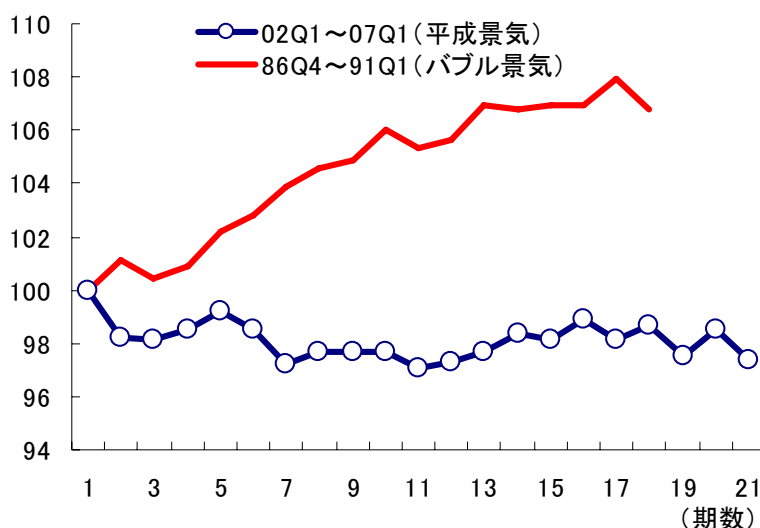
99年に開催された臨時国会は俗に「中小企業国会」と呼ばれるほど中小企業政策が集中的に議論された。同国会において、中小企業政策の基本方針を示す「中小企業基本法」は大幅に改正され、基本理念・政策の柱が抜本的に見直されることになった。

図表 30 実質 GDP の推移の比較



(注) 実質GDPを各景気拡大期の始まりを100として指数化した。
 (資料) 内閣府「国民経済計算」

図表 31 実質賃金指数の推移の比較



(注) 実質賃金指数(5人以上現金給与総額)を各景気拡大期の始まりを100として指数化した。
 (資料) 厚生労働省「毎月勤労統計」

中小企業基本法の改正（新基本法、以前のものを基本法とし区別する）により、政府の中小企業政策の方向性は大きく変化した。それまでの中小企業政策は、大企業との比較において劣後する中小企業の位置づけに着目しながら、この格差を是正することに主眼がおかれてきた。しかし、新基本法では「すべての中小企業を総じて支援する」姿勢を是正する一方で、支援する中小企業の軸足を、中小企業の中でも「経営努力する企業」、「専門性や技術力に富み、競争力のある企業」に移すことが鮮明に打ち出された（図表 32）。

また、多くの企業が新規に立ち上がることが経済活動を活発化させるとの認識のもと、創業支援、ベンチャー支援などを狙う政策が導入された。とくに、企業の新規立ち上げには多額の資金を要することや、創業間もない企業は資金難に陥りやすく廃業率が高い（図表 33）ことなどに着目し、金融財政面での政策も強化されることになった。

さらに、国際競争力のある中小企業の育成を目的として、世界に通用する高い専門性を有する「ものづくり」分野を重点的に支援するための業種・地域面での政策も実施された。

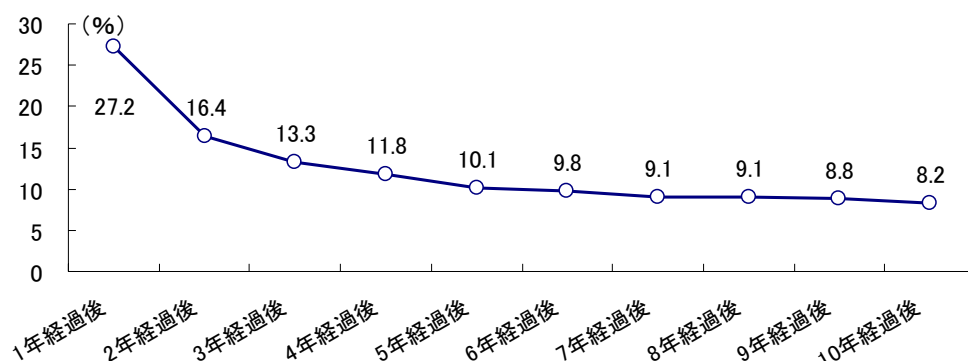
図表 32 新旧の中小企業基本法比較

	新中小企業基本法(新基本法)(99年)	中小企業基本法(基本法)(63年)
基本理念	独立した中小企業の多様活力ある成長発展 『努力する中小企業のみを支援』	企業間における生産性などの諸格差の是正 『全ての中小企業を支援』
政策体系	経営革新・創業の促進(努力する中小企業を支援) ・経営革新の促進(技術・設備・ソフト面の支援) ・創業の促進(情報提供・研修、資金供給円滑化) ・創造的事業活動の促進(ベンチャー支援)	中小企業構造の高度化(生産性の向上) ・設備の近代化 ・事業共同化組織の整備 ・技術向上
	経営基盤強化 ・経営資源(設備、技術、人材・情報)の確保 ・連携・共同化の促進 ・産業集積の活性化 ・商業集積の活性化	事業活動の不利の是正(取引条件の向上) ・過当競争の防止 ・公的受注の確保 ・下請取引の適正化
	環境変化への適応円滑化(セーフティネットの整備) ・経営の安定・事業転換の円滑化 ・共済制度の整備	その他(金融・税制、小規模企業への配慮)
	その他(金融・税制、小規模企業への配慮etc)	

(資料) 中小企業庁資料よりみずほ総合研究所作成。

具体的な中小企業政策をみると、金融財政面では金融機関の経営破綻を契機とした金融システム不安のもとで生じた中小企業に対する「貸し渋り」に対処するため、借入債務を保証することで中小企業への事業資金融通の円滑化を図ることを狙った中小企業金融安定化特別保証制度が 98 年に創設された。2001 年には新創業融資制度が創設され、新たに事業を始める人や事業開始後間もない人に対して、無担保、無保証人（法人の場合、代表者保証も不要）で融資を受けることができる体制が整備された。

図表 33 事業所の開業後の経過年数別廃業率



(注) 廃業率=1-(その年に存在している企業数/(その年に倒産した企業数+その年に存在している企業数))と定義。
 (資料) 経済産業省「工業統計表」、中小企業庁「中小企業白書2006年版」をもとにみずほ総合研究所が作成。

診断・指導面では2000年に中小企業支援法が制定され、中小企業診断士制度の見直しや、総合的相談窓口の設置などが実現した。また、業種・地域面では2006年にめっき、鍛造など17分野にわたる「特定モノ作り基盤技術」の高度化を狙い、中小ものづくり高度化法が制定された(図表34)。

図表 34 中小ものづくり高度化法の概要

特定ものづくり基盤技術対象技術(17分野)	支援制度
メッキ、鋳造、プレス加工、鍛造、熱処理、切削加工、金型、動力伝達、位置決め、真空、接合、組込みソフトウェア、染色加工、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成型加工、高機能化学合成、発酵	①研究開発に対する助成 ②中小企業信用保険法の特例 ③中小企業投資育成株式会社法の特例 ④中小企業金融公庫による融資 ⑤特許料と特許審査請求料の特例

(資料) 中小企業庁資料よりみずほ総合研究所作成。

最後に、規制・保護・支援面では、99年に自助努力を基本に経営革新および経営基盤の強化を図る中小企業の支援策である経営革新支援法が制定された。また、2005年には中小企業にとって利用しやすくわかりやすい施策体系の実現を目指し、創業、経営革新に関連した従来からの施策を整理・統合するとともに、異分野の中小企業が連携して実施する新たな事業活動を支援することを狙った新事業活動促進法が制定された。そして、2006年に施行された会社法においては、新規創業を促進する「最低資本金制度の撤廃」、企業同士の連携、産学官連携などを促進する「日本版合同会社制度の創設」などが盛り込まれ、中小企業にとって、新たな機会を創出する施策が打ち出された。

2. 中国における中小企業の発展と中小企業政策の動向

(1) 中国における中小企業の発展状況

中国における現在の中小企業の定義は国家経済貿易委員会（当時）、国家計画委員会（当時）、財政部、国家統計局が2003年に共同で公布した「中小企業標準暫定規定」に基づいて確定されたものである。2004年の第一次全国経済センサスの結果によると、全国の中小型企業数は全国企業総数の99.8%、従業者は全国企業従業者総数の81.9%、工業生産額は全国工業総生産額の60%以上を占めている。中小企業はすでに中国の経済発展のなかで最も活力のある経済主体となっている。2003年、中国は中小企業に関わる最初の特別法である「中小企業促進法」を正式に公布・施行した。これは中国が中小企業の発展を規範化・法制化させようとしていることの現れである。最近ではこれに付随する一連の政策システムの整備、改善も進められている。

a. 中小企業の区分基準の変化

中小企業とは企業の規模形態に関する一つ概念であり、大型企業に対して規模が比較的小さい、あるいは、創業段階・成長段階にある企業を指す。中国は1988年から業界特性を考慮したうえで、実際の生産に用いられる生産能力と固定資産原価によって企業規模を区分するようになった。当時、中国では規模によって企業を超大型、大型（一種と二種）、中型（一種と二種）、小型の4種類に分けていた。1999年には主な判断指標を販売収入と資産総額とに改め、超大型、大型、中型、小型の企業規模区分は残しながらも、大型と中型の内訳の区分は廃止した。注意すべきは、企業の規模形態区分は工業分野の企業のみ適用されており、商業、交通運輸業、建設業、その他サービス業には適用されていなかったことである。

2003年には、国家経済貿易委員会（当時）、国家計画委員会（当時）、財政部、国家統計局が共同で「中小企業標準暫定規定」を公布し、新たに中小企業の区分に関する詳細な規定を設けた。中小企業基準は企業の従業員数、販売額、資産総額の三つの基準に基づき、さらに業種の特性をも加味して制定され、統計上業種が七つに大別された。具体的には、工業（採鉱業、製造業、電力・ガス・水の生産・供給業）、建設業、交通運輸、倉庫・郵政業、卸売業、小売業、宿泊・飲食業である（図表35）。

図表 35 「中小企業標準暫定規定」が規定する中小企業区分基準

業種	従業員数	販売額	資産総額
工業	2000 人以下	3 億元以下	4 億元以下
うち：中型企業	300 人以上	3 千万元以上	4 千万元以上
建設業	3000 人以下	3 億元以下	4 億元以下
うち：中型企業	600 人以上	3 千万元以上	4 千万元以上
卸売業	200 人以下	3 億元以下	
うち：中型企業	100 人以上	3 千万元以上	
小売業	500 人以下	1.5 億元以下	
うち：中型企業	100 人以上	1 千万元以上	
交通運輸業	3000 人以下	3 億元以下	
うち：中型企業	500 人以上	3 千万元以上	
郵政業	1000 人以下	3 億元以下	
うち：中型企業	400 人以上	3 千万元以上	
宿泊・飲食業	800 人以下	1.5 億元以下	
うち：中型企業	400 人以上	3 千万元以上	

(注) 各業種の「中型企業」は従業員数、販売額、資産総額の3つの条件を同時に満たす必要があり、「小型企業」はそのうちの1つの条件を満たせばよい。

(資料) 「中小企業標準暫定規定」に基づき商務部国際貿易経済合作研究院作成。

b. 中小企業の基本状況および構造的特徴

中国国家統計局の年度経済統計には、まだ中小企業のすべての統計データが含まれていないため、本節では全国第一次経済センサスの結果に基づき、産業、業種、地域、出資者別登記状況、所有制などの面から中小企業の発展の基本状況および構造的な特徴を説明する。

(a) 全体状況

第一次全国経済センサスの結果をもとに、現行の中小企業区分基準に従い、工業、建設業、卸売・小売業、宿泊・飲食業を対象として規模別に企業数をみると、大型企業が 4,459 社で企業総数の 0.2%、中型企業が 42,291 社で企業総数の 1.8%、小型企業が 2,327,969 社で企業総数の 98%を占め、中小企業数がすでに企業総数の 99.8%を占める。従業者総数に占めるシェアについては、大型企業法人の従業者数が全体の 18.1%、中小型企業法人の従業者数が全体の 81.9%を占めている（図表 36）。

図表 36 2004 年第一次全国経済センサスからみた主要業種の中小企業法人の基本状況

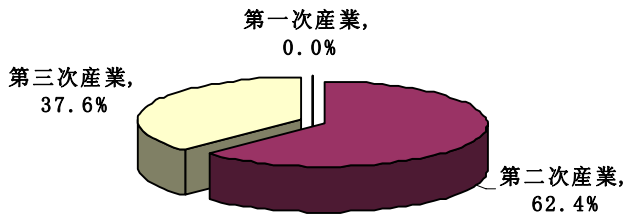
企業規模	企業数 (社)	全企業に占める割合 (%)	従業者数 (万人)	全企業に占める割合 (%)
大型企業	4,459	0.2	2087.8	18.1
中型企業	42,291	1.8	3,546.4	30.8
小型企業	2,327,969	98.0	5,894.8	51.1
中小企業合計	2,370,260	99.8	9,441.2	81.9

(資料) 「中国中小企業発展報告」2007 年版

(b) 産業構造

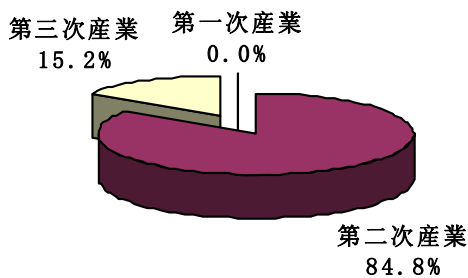
2004年第一次全国経済センサスの結果によると、中小企業法人は主に第二次産業に集中している。第二次産業の中小企業の法人数、従業者、資産総額はそれぞれ中小企業全体の62.4%、84.8%、71.2%を占める。第三次産業の法人数、従業者、資産総額はそれぞれ中小企業全体の37.6%、15.2%、28.8%を占める（図表37、38、39）。

図表 37 中小企業法人の産業分布状況（企業数ベース）



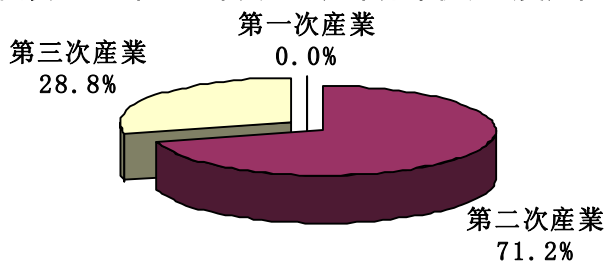
（資料）「中国中小企業発展報告」2007年版

図表 38 中小企業法人の産業分布状況（従業者ベース）



（資料）「中国中小企業発展報告」2007年版

図表 39 中小企業法人の産業分布状況（資産総額ベース）

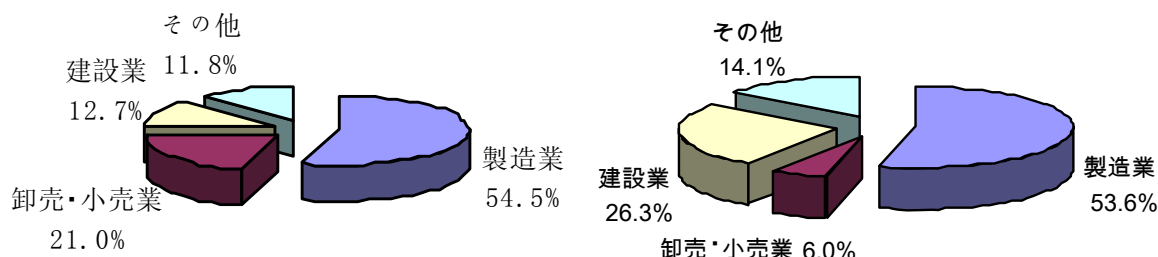


（資料）「中国中小企業発展報告」2007年版

(c) 業種構造

中小企業法人は主に製造業、卸売・小売業、建設業に集中している。中型企業法人総数は計42,291社、そのうち製造業が54.5%、卸売・小売業が21.0%、建設業が12.7%を占める。中型企業法人従業者総数は3,546万人、そのうち製造業が53.6%、建設業が26.3%、卸売・小売業が6.0%を占める（図表40）。

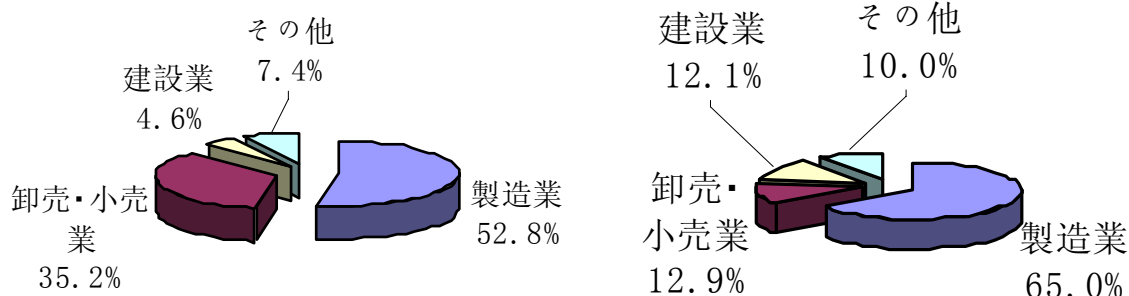
図表 40 中型企業法人の業種構造（左：企業数ベース、右：従業者ベース）



(資料)「中国中小企業発展報告」2007年版

小型企業法人の業種構造を企業数でみた場合、製造業のシェアは小型企業法人総数の52.8%、卸売・小売業は35.2%、建設業は4.6%である。小型企業の従業者総数は5,895万人で、うち製造業が65.0%、建設業が12.1%、卸売・小売業が12.9%を占める(図表41)。

図表 41 小型企業法人の業種構造（左：企業数ベース、右：従業者ベース）



(資料)「中国中小企業発展報告」2007年版

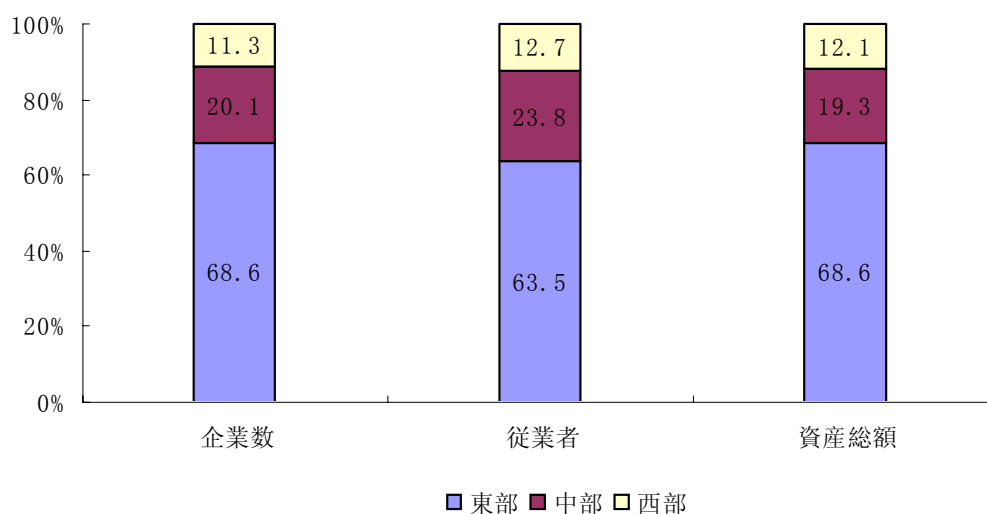
(d) 地域構造

中小企業法人は主に東部地域に集中している¹⁵。企業数、従業者数、資産総額いずれの指標でみても、東部地域の中小企業は中国の中小企業全体の60%以上を占めている(図表42)。

中小企業の省級行政区域における分布をみると、東部の経済が発達した省・市の中小企業の発展ペースが相対的に速い。そのうち、江蘇省、浙江省、広東省、上海市、山東省の中小企業数、およびその従業者数は中国全土の中小企業の約半分を占めている。これは、市場開放度の高い地域ほど、中小企業の発展に勢いがあることを示している。

¹⁵ 東部、中部、西部地域は中国国家统计局の三大経済圏の基準に従って区分。

図表 42 中小企業法人の地域分布状況

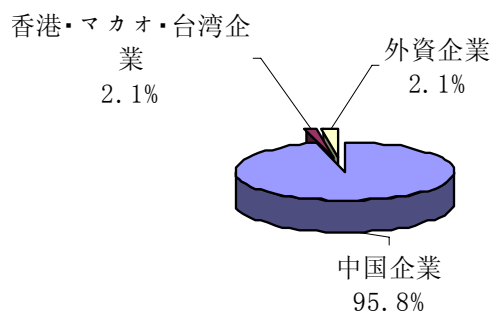


(資料)「中国中小企業発展報告」2007年版

(e) 所有構造

登記形態についてみると、中国の地場資本の企業が中小企業法人総数に占めるシェアは95.8%と圧倒的に大きく、香港・マカオ・台湾資本の企業と外国投資企業のシェアはともに2.1%である。外資系中小企業のプレゼンスは決して目立って大きいわけではない(図表 43)。

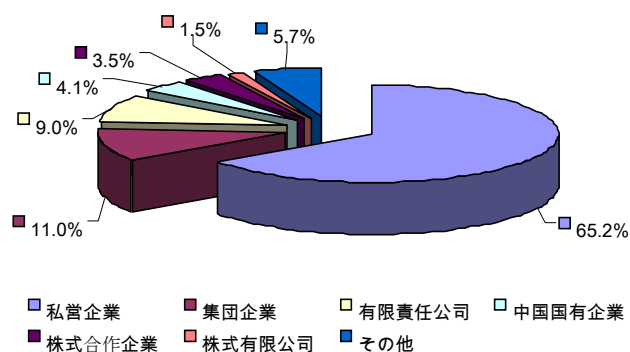
図表 43 中小企業法人の出資者別登記状況 (企業数ベース)



(資料)「中国中小企業発展報告」2007年版

所有構造についてみると、中小企業のうち、非公有制企業が圧倒的なプレゼンスを占めている。中小企業法人総数に占める私営企業のシェアは65.2%、集団企業は11.0%、有限責任会社は9.0%、株式合作企業は3.5%、中国国有企業は4.1%、株式有限公司は1.5%となっている(図表 44)。

図表 44 中小企業法人の所有制構造



(資料)「中国中小企業発展報告」2007年版

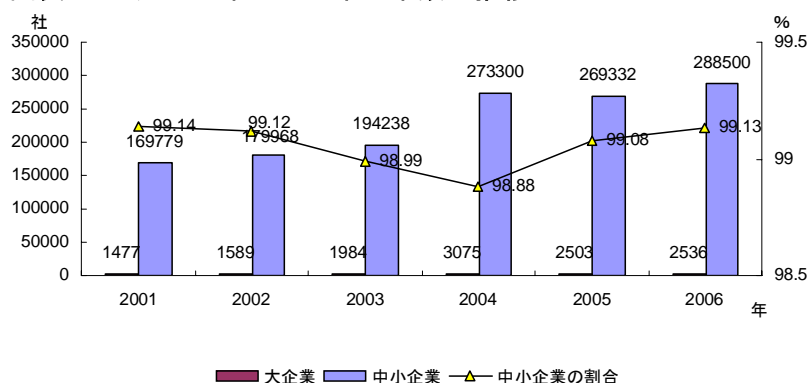
c. 中小企業の経営状況（工業分野の中小企業を事例として）

中小企業の経営状況を把握するには、ここ数年の中小企業の企業数、従業員数、販売収入、総資産、利益総額、税引前利益など、各指標の変化の傾向を観察する必要がある。ただし、統計データに限りがあるため、ここでは比較的データが揃っており、最近の状況が把握できる工業分野の中小企業をとりあげる。第一次全国経済センサスの結果によると、工業分野は中小企業が主力であり、工業分野の中小企業は企業数と従業員数どちらでみても中小企業全体の半分以上を占めている。それゆえ、工業分野の中小企業について時系列の変化を分析すれば、中小企業の発展状況の全体感の理解に役立つ。

(a) 安定的に増加する企業数

ここ数年来、中国の工業企業の数には毎年1万社を超える速度で増加している。このうち、中小企業の増加ペースも速い。図表45は2001～2006年の大型・中小型工業企業数の推移を示している。2005年にやや減少したのを除けば、中小型の工業企業数は毎年増加しており、工業企業総数に占めるシェアは一貫して98%以上である。なお、2003年、2004年のシェアに若干の動きがみられるが、これは2003年から新しい中小企業区分基準が採用されたことによるものである。

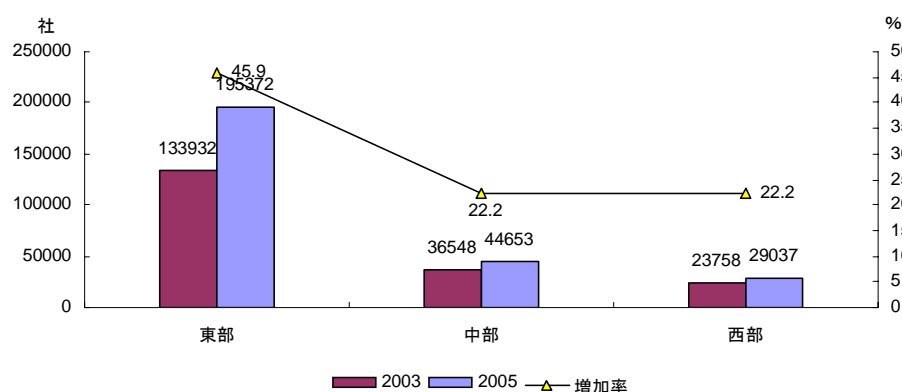
図表 45 大型・中小型工業企業数の推移



(資料)「2006年版中国工業経済統計年鑑」、「中国中小企業発展報告№1」および「中国中小企業発展報告(2006~2007)」より作成。

三大経済圏のうち、東部における中小工業企業数の発展スピードが相対的に速い。図表 46 が示すように、2005年の東部の中小工業企業数は2003年対比45.9%増加しているが、中部と西部の中小工業企業数は22.2%の増加にとどまっている。

図表 46 三大経済圏における中小工業企業数の推移

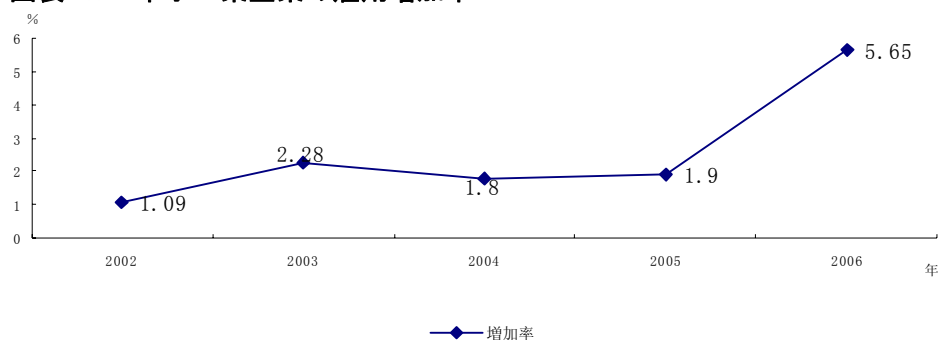


(資料)「中国工業経済統計年鑑 2006」、「中国中小企業発展報告」により作成。

(b) 増加傾向にある雇用

中国における国有企業改革の深化に伴い、近年、国有企業の一時的帰休者と失業者の増加が雇用と社会の安定に大きな圧力をもたらしているなか、中小企業が余剰労働力を吸収しており、社会問題を緩和させる主な力となっている。図表 47 からみてとれるように、2002～2006年の間に、中小工業企業の従業者は増加傾向にあり、その増加率も比較的安定している。とりわけ、2006年には中小工業企業の雇用の増加率は2002年の1.09%から5.65%に上昇している。

図表 47 中小工業企業の雇用増加率



(資料)「中国中小企業発展報告」、「中国中小企業発展報告 (2007)」により作成。

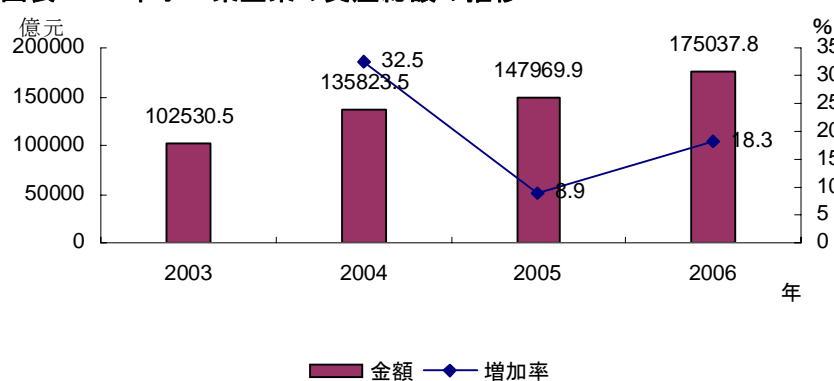
(c) 安定的に増加する企業収益

統計上の制約があることから、中小工業企業に関連する経営指標のうち、資産総額、工業生産額、工業付加価値生産額、売上高、利益総額の指標を取り上げ、その経営状態を考察する。

i) 資産総額

2003年の中小工業企業の資産総額は10兆2530億5000万元だったが、2006年には17兆5037億8000万元に増加し、年平均増加率は19.9%であった(図表48)。

図表 48 中小工業企業の資産総額の推移

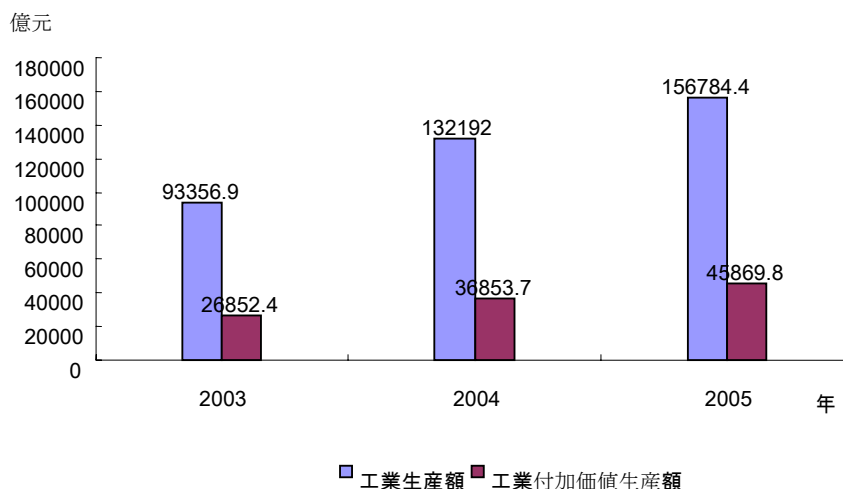


(資料)「中国工業経済統計年鑑2006」、「中国中小企業発展報告 NO.1」および「中国中小企業発展報告(2006～2007)」により作成。

ii) 工業生産額と工業付加価値生産額

2003～2005年、中小企業の工業生産額と工業付加価値生産額は基本的に年平均20%の伸びをみせた。2005年には、中小企業の工業生産額は15兆6784億4000万元に達し、総工業生産額の63.7%を占め、中小企業の工業付加価値生産額は4兆5869億8000万元に達し、総工業付加価値生産額の63.5%を占めた(図表49)。

図表 49 中小工業企業の工業生産額と工業付加価値生産額の推移

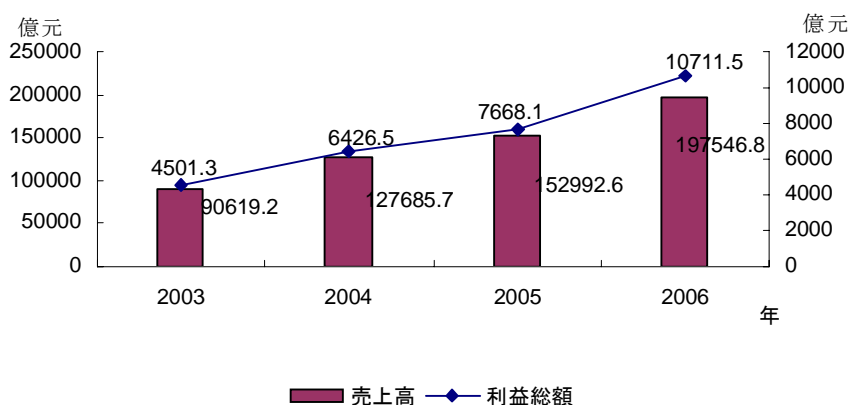


(資料)「中国工業経済統計年鑑 2006」、「中国中小企業発展報告 NO.1」および「中国中小企業発展報告 (2006～2007)」により作成。

iii) 売上高と利益総額

2003～2006 年の間に、中小工業企業の売上高と利益総額は急速に増加した。売上高は年平均 29.9%のペースで増加し、利益総額は同 34.0%の伸びであった。2006 年の中小工業企業の売上高は 19 兆 7546 億 8000 万元に達し、工業企業全体の 64.1%、中小工業企業の利益総額は 1 兆 711 億 5000 万元にまで増加し、工業企業全体の 57.0%を占めた (図表 50)。

図表 50 中小工業企業の売上高と利益総額の推移



(資料)「中国工業経済統計年鑑 2006」、「中国中小企業発展報告 NO.1」および「中国中小企業発展報告 (2006～2007)」により作成。

(d) 顕著になる産業集積効果

近年、中国では中小企業の集積を特徴とする産業クラスターが急速に発展している。その地域分布をみると、産業クラスターは主に東南沿海地区に集中しており、そのうち広東、浙江、江蘇、福建、山東などの各省では比較的早い時期から集積が始まった。概算による

と、これらの省では産業クラスターがすでに工業生産額の半分前後を占めている。また、近年では東北地域と中西部地域の産業クラスターの発展も加速しつつあり、地域経済のなかでますます大きな役割を發揮するようになってきている。例えば河南省の加工製造業の年間生産額 1 億元以上の産業クラスターはすでに 143 に達し、6 万 2700 社の中小企業が集積、全省域内総生産（GDP）の 31.2%を占めている¹⁶。

中小企業の産業クラスターは、紡織、皮革、家電、自動車・オートバイ部品、金属製品、工芸美術などを主体とする従来型の業種にとどまらず、情報技術（IT）、生物工学、新素材などのハイテク分野でも急速に発展している。現在、中小企業の産業クラスターは主に私営企業の集積を特徴としている。例えば、中国紡織工業協会が指名した 104 の産業クラスターのなかには十数万社の私営中小企業があり、浙江省諸暨市大唐鎮の靴下製造業クラスターだけで 3,000 社余りの私営小企業を数える。しかも、これら私営企業のなかからすでに多くの中核企業が誕生しはじめている。

d. 経済・社会の発展を促進する中小企業

近年では中国の中小企業の発展環境は一段と改善され、中小企業は比較的速い発展ペースを維持しており、国民経済と社会の発展のなかでの地位と役割が強まる傾向にある。

(a) 持続的成長の重要な支えとなる中小企業

第一次全国経済センサス統計によると、工業、建設業、卸売・小売業、宿泊・飲食業のうち、2004 年の中型企業の営業収益は全企業法人の営業収益の 36.7%、小型企業の営業収益は 23.7%を占め、両者のシェアの合計は 60.4%となっている。

2001～2005 年、中国の国内総生産（GDP）は年平均 9.5%の伸びをみせたが、国有企業あるいは年間売上高 500 万元以上の非国有企業の条件を満たした中小工業企業の付加価値生産額の年平均伸び率は 28%に達している。2006 年の工業統計速報によると、中小型工業企業の工業付加価値生産額は全体（国有企業および年間売上高の 500 万元以上の非国有企業の合計）の 66.3%を占めた。他の国家統計局の資料によると、2006 年の中小型工業企業からの税収額は工業企業からの税収総額の 55.2%を占めた。

以上のデータから、中小企業がすでに中国の経済成長を支える重要な力となっており、国民経済の発展に非常に重要な役割を發揮していることがわかる。

(b) 雇用の拡大に貢献する中小企業

第一次全国経済センサスの結果によると、2004 年の中小型企業法人の従業者数はすでに全企業法人従業者数の 81.9%を占めている。国家工商総局の統計によると、2006 年末の全国の個人・私営企業の就業者数は 1 億 1,746 万人で、前年比で 1,022 万人、9.5%増加して

¹⁶ 国家発展改革委員会中小企業局編『中国中小企業発展報告』より引用。

いる¹⁷。

中国の大型国有企業の制度改革の深化に伴い、国有企業の一時帰休者の再就業圧力がますます大きくなるなか、私営企業がすでに国有企業の一時帰休者の再就業問題を解決するうえで主要な役割を果たすようになってきている。2006年の個人・私営企業によって吸収された国有企業の一時帰休者・失業者は109万5,000人で、そのうち個人で商工業を開業した者が75万4,000人、私営企業を開業した者が3万9,400人であった。

(c) 対外開放の新勢力となる中小企業

近年、中小企業の輸出入は急増傾向を保っており、すでに中小企業は対外開放における新興勢力となっている。中小企業の対外貿易の個別統計がないため、私営企業のみデータをを用いて分析すると、2006年の全国の私営企業の輸出入総額は2,435億8,000万ドルと、全国の商品輸出入の伸び率を22.7ポイント上回り、全国輸出入総額の13.8%を占めた。

中小企業の対外投資も急速に拡大している。近年では、中小企業は製品輸出のみならず、資源開発プロジェクト、研究開発センターの建設、企業M&Aなどの手段を通じた海外進出をも試みており、新しい発展の機会を手中に収めるものも出てきている。

(d) 地域経済発展の推進役となる中小企業

全国の大多数の市・県のうち、中小企業がすでに主力の地位を占め、中小企業が活躍している地域の経済状況は比較的良好で、発展水準が高い。例えば、浙江省温州市では、中小企業がすでに同市の経済発展の主たる推進力となっており、個人・私営中小企業からの税収もすでに同市の税収総額の80%前後を占めるようになってきている。

中小企業の急速な発展は農村地区の都市化を促している。いくつかの地方の区・県、郷鎮に出現した特色ある産業クラスター、例えば広東省大瀝のアルミ材や西樵の紡織、浙江省温州のライターや黄岩の金型などの産業クラスターの急速な発展は、農村地区の工業化と都市化を促進する大きな力となっている。

(e) 産業構造の調整・最適化の推進役となる中小企業

中小企業は古くは製造、建設、運輸、商業取引、サービス業などを主たる事業領域としていたが、現在はすでにインフラ、公共事業、新興サービス業などに事業領域に広げはじめている。とくに私営資本の急速な発展は大量の新興産業を生み出し、中小企業がすでに文化、スポーツ、娯楽、レジャー、および、その他産業向けサービスの仲介、法律、コンサルタント、物流配送といった新興産業の発展を担う重要な力となっている。

¹⁷ 個人・私営企業の大部分は中小企業であり、中小企業の主体は個人・私営企業であるため、中小企業の就業者数などのデータが不完全な状況では、個人・私営企業の関連データをみることで中小企業の雇用吸収力を大まかながらも理解することができる。

(f) 社会主義市場経済の制度整備に貢献する中小企業

改革の持続的な深化に伴い、中国は「公有制を主体としながら、多種類の所有制経済がともに発展する経済制度を堅持・整備し、近代的財産権制度を基礎としながら、混合所有制経済を発展させる」という目標をより明確にするようになっていく。中小企業の健全な発展は中国経済の所有制構造を最適化し、多元的な所有制企業の発展を加速させ、市場競争を促進し、国有・集団経済の資産のリストラと体制転換を推し進めてきた。

e. 郷鎮企業の発展

改革開放以降、農村の各種の共同経営企業、パートナーシップ企業、個人・私営企業が急速に発展した。この状況に基づいて、1984年に中国政府は社隊企業¹⁸を郷鎮企業と改名した。1997年には「郷鎮企業法」が制定され、そのなかで郷鎮企業は農村集団経済組織または農民による投資を主体とし、郷鎮（所轄村を含む）で設立された農業義務の支援を請け負う各種の企業と規定された。郷鎮企業は所有制と企業組織形態を示す概念の一種ではなく、実際は一つの総合的な法律概念である。所有制形態からみると、郷鎮企業には郷（鎮）による設立、村（村民グループ）による設立、複数世帯（パートナーシップ）による設立、世帯（個人・私営）による設立などの多様な形態が含まれる。郷鎮企業の発展の初期には主に集団所有制が中心であったが、近年では個人・私営が主体となっている。郷鎮企業の産業分布をみると、第一次、第二次、第三次産業すべてに分布し、その生産経営活動は国民経済のほぼ全領域に及んでいる。企業組織形態をみると、集団制、パートナーシップ制があり、さらに多いのは個人の単独出資である。企業規模をみると、郷鎮企業のなかには大型企業もあるが、大部分は中型と小型の企業で、中国の中小企業の主体となっている。

(a) 郷鎮企業の重要な役割

20年余りの発展過程で、郷鎮企業は中国の経済社会の発展に重要な役割を發揮してきた。

第一に、郷鎮企業は国民経済の発展に重要な役割を果たした。「第10次5ヶ年計画」の期間、郷鎮企業が創出した付加価値生産額は、同時期の全国のGDPの27.7%を占め、工業付加価値生産額は全国の46.8%、輸出製品出荷額は全国の33.6%、納税額は全国の税収総額の約15%を占めている。このように、郷鎮企業は国民経済と工業経済の重要な構成部分となっている。

第二に、郷鎮企業は農民の生活水準の向上に重要な貢献を果たした。「第10次5ヶ年計画」期間の郷鎮企業の農民支援・補助および社会補助性支出は累計で780億元に達し、新規雇用創出者数は合計で1,452万人であった。農民一人当たりの郷鎮企業から得た給料収入は2000年の760元から2005年には1,211元に増加し、農民一人当たりの可処分所得総額の34.4%を占めた。郷鎮企業の発展が農村地区の供給と需要を創出し、農業の基礎的な条件を改善し、農民の生活水準を向上させた。

¹⁸ 「社隊企業」とは農村人民公社と生産大隊が興した企業を指す。

第三に、郷鎮企業は都市化の面で重要な貢献をした。郷鎮企業を主体とする農村の第二次、第三次産業が小都市部に向かって発展し、小都市部の発展上、産業的な支えとなったばかりでなく、同時に農村の非就農人口の小都市部へのシフトをも促し、農村余剰労働力の大都市への過度の集中圧力を緩和した。

第四に、郷鎮企業は近代農業の発展に重要な貢献をした。郷鎮企業は工業によって農業を育てるという責務を負っている。「第10次5ヶ年計画」期間、郷鎮企業は農産物加工業を積極的に発展させ、農業の産業化経営に乗り出し、農産物原料拠点の建設と販売ネットワークの構築を促し、農業生産の大規模化、専門化、標準化による発展を促進した。

(b) 郷鎮企業の変遷

20年余りの発展の過程で、郷鎮企業は大きな変化を遂げた。それは主に所有制構造の変化に現われている。1997年以降、郷鎮企業の財産権制度改革が全国範囲で展開され、2000年には基本的に終了した。財産権制度改革の過程では、郷鎮企業における個人・私営企業の地位が、発展初期段階の「補足」から「絶対主体（非常に重要な主体・成員の意）」に向上した。一方、集団制郷鎮企業は絶対主体の地位から次第に姿を消していった。1980年代初頭、中期には集団制郷鎮企業の財産権制度の優越性は突出していた。当時の中国の農村には私有企業を発展させるうえで、観念、政策、体制上多くの障害があった。また、郷鎮地方政府が鍵となる生産財を掌握していた。そのため、郷鎮地方政府自ら設立した企業のほうが、成功率が高かった。これらの要因が集団制郷鎮経済を当時の農村経済改革の唯一の理性的な選択肢にしていた。しかし、90年代中後期に入ってから、集団制郷鎮企業の発展を取り巻く内外の環境に根本的な変化が生じた。第一に、市場による制約が集団制郷鎮企業の発展の主な制約となった。第二に、市場メカニズムによる生産要素の配分が浸透していったことにより、経済的資源に対する郷鎮政府の独占力が弱められ、政府による支援では集団制郷鎮企業は各方面の優遇を保証されなくなった。第三に、集団制郷鎮企業の財産権関係が不明瞭であるという制度的な欠陥によって、同企業のステイクホルダー間の権利・義務関係を調整することが難しくなり、科学的規範に立脚した制度による管理が行なえなかった。つまり、市場経済化のレベルが絶えず上がっていくに伴って、集団制郷鎮企業の財産権制度の優位性が徐々に消滅していったのである。そして財産権制度改革の過程で、集団制郷鎮企業の数も次第に減少していった。

近年は、農村企業の都市進出と都市企業の農村進出がますます増え、それ以外にも一定規模の外資の参入もあり、企業にとって都市と農村の境界がますますはっきりしなくなっている。農村では、郷鎮企業、個人・私営企業、中小企業、概念はかなりの程度で互いに融合し、すでに「互いに深く結びついている」状況に至っている。郷鎮企業の誕生は都市と農村の分断の結果であり、今後もしばらくは郷鎮企業、概念が中国に残るだろう。しかし、中国が継続的に内国民待遇と公平な競争を強調し、企業の財産権制度改革を徐々に深化させ、加えて都市化を引き続き加速させるに伴い、都市・農村で分けられている戸籍

制度も次第に改革されていくだろう。それにより、地域を特徴とする郷鎮企業概念も徐々に弱まり、郷鎮企業に対する政府の管理も次第に所有制あるいは規模に基づく管理へと移っていくとみられる。

(2) 中国の中小企業発展促進策の概要

a. 中小企業の発展が直面する主な問題

近年、中国政府が中小企業の発展を重視する度合いは高まる傾向にあり、中小企業も比較的速いペースの発展を遂げている。しかし、経済体制はなお軌道転換の途上であり、政府による各種の計画経済的な干渉や、中小企業の持続的発展を制約する中小企業特有の障害が広い範囲にわたって存在しているため、中小企業は発展していくうえで多くの問題に直面している。それらは主に以下の点に現われている。

(a) 不完全な法律、法規および政策体系

法律法規を通じた中小企業の地位確定、中小企業の合法的権利と利益の保護は、世界各国で広く採用されている中小企業支援・保護手段である。現在、中国はすでに「中小企業促進法」を制定しているが、同法は明確な実施細則と付随的な政策を欠いているため、「中小企業促進法」の多くの実質的内容は具現化されておらず、中小企業の発展に対する法的保護システムはいまなお不完全である。また、中小企業の地方経済、財政収入に対する寄与度も大企業には遠く及ばないため、政府の補助資金、税金優遇政策、雇用・戸籍登録などにおいて大企業と同等の待遇を享受することが難しい。このため、政策体系の整備、政策環境の改善が中小企業の発展には極めて重要である。

(b) 限定される資金調達手段

金融機関には、実力のある大企業や国有企業を好み、中小企業、とくに小型企業に対しては貸し渋る傾向がある。そのため、中小企業は銀行融資の道が限られており、国の金融資源配分と中小企業の経済的なプレゼンスとの間には齟齬がみられる。信用保証業界のリスクコントロールメカニズム、および、再保証メカニズムもまだ確立されていない。中央予算内投資など財政資金の分配においても、中小企業が獲得できる割合は国民経済におけるその重要な地位に見合っていない。そのほか、社債発行、株式上場などの直接金融を通じた資金調達手段が乏しく、それも中小企業の発展の大きな阻害要因となっている。

(c) 弱い技術革新力

自らの資金力に限りがあり、革新意識・革新能力が低く、加えて資金調達ルートが良好ではない中国の中小企業は、技術開発、市場があり高い収益性が期待できる製品の開発の面で、海外の中小企業と比べて大幅に後れている。大多数の中国の中小企業は、技術革新用支出の売上高に対する比率が1%未満である。近年来、政府関係部門は中小企業の革新に対

して、科学技術部トーチセンター¹⁹が「科学技術型中小企業革新基金」を特設するなど積極的な支援をしているが、このような政策は主にハイテク企業に対するもので、カバーする分野はやや狭い。そのほか、中小企業は管理・知識・製品・業務などのイノベーション面でも大きな困難に直面している。

(d) 人材面でのボトルネック

中小企業が長期的かつ安定的な発展を維持していくうえで必要な人材の基盤が非常に弱い。発展が一定段階に達すると、要求される企業管理のレベルに創業者の能力が適応しにくくなる場合があるため、中小企業の発展過程では人材の需給が逼迫しやすい。しかし企業自身の実力に限りがあることから、中小企業が大企業と競争できるような魅力ある人材育成条件と報酬待遇を備えることは総じて難しく、ハイレベルな人材を自社に取り込むことは困難である。多くの中小企業は自社の発展により人材を育成せざるをえないが、中国の企業登録・登記手続きは厳格であるため、欧米諸国で多用されているストックオプションなどのインセンティブを用いることが難しい。これが中小企業の人材吸引力を大幅に低下させており、大きな人材流出リスクを中小企業は抱えている。

(e) 管理能力の欠如

多くの中小企業は、急速な発展の過程においては、企業の戦略的な方向性と目標が不明確になりやすい。大部分の中小企業の経営者は戦略管理に関する教育を受けておらず、企業内部に戦略研究部門がない場合もあり、外部のコンサルタントが企業のニーズを満たすことも難しい状況にある。そのほか、中国の中小企業の多くは同族企業であるため、企業創業時に発揮された同族管理ゆえの効率面での強みが、一定規模に発展した後においては弱みとなることがある。管理人員、管理制度、管理理念、管理モデル、管理文化などの欠如により、多くの中小企業が発展の過程において管理問題に直面しているのである。

(f) 市場環境における制約要因

近年の中国経済の急速な発展に伴い、市場での競争が激しさを増しており、中小企業の発展を取り巻く中国国内の市場環境がますます厳しくなっている。中小企業は規模と発展力に限りがあるため、大企業と比べて競争のなかで劣勢にある。その多くがニッチな分野で生存している。国の政策資源は大型企業グループに傾斜しているため、中小企業が足場とする市場環境は公平性を欠き、中小企業は市場のなかで様々なレベルの差別を受けている。例えば、政府調達のは多くは企業の規模などによる明確な制限があり、中小企業の進出を妨げている。そのほか、中小企業に対してサービスを提供する仲介組織が不足しており、中小企業の発展過程における業界団体の役割にも限りがある。このように、中国の市場環境には、中小企業の発展に対する制約が依然としてある。国際環境をみると、大部分の中小

¹⁹ 中国の科学技術部が主導するハイテク産業発展計画「火炬（トーチ、タイマツ）プログラム」の拠点。

企業は国際的なバリューチェーンの末端に位置し、国際貿易がもたらす利益を得る能力が弱く、かつ、国際ルールに対する深い理解を欠くことがあるため、貿易障壁にぶつかるケースが頻発している。これは国際市場においても中小企業の発展に対する制約が次第に強まっていることを示している。

b. 中小企業発展促進政策の変遷

新中国の成立後、中小企業に関する中国の政策法規の制定は分散から集中へ、曖昧から明瞭へ、非科学的から科学的へという発展過程を経ており、中小企業の政策法規体系も無から有へ、散漫から徐々に系統だったものへと進化の過程を辿ってきた。現在に至るまで外資系中小企業に特化した奨励・促進政策はないものの、各発展段階において実施されてきた中小企業政策および外資政策は、中国内の外資系中小企業にもますます多くの発展の機会を提供してきた。

改革開放から1990年代初頭にかけて、中国は国有中小企業の改革、郷鎮企業の発展支援、個人・私営企業の奨励および外資導入を通じて、企業の所有制の特性と実際の問題の違いを踏まえて、1984年の「中国共産党中央の経済体制改革に関する決定」、1990年の「中外合弁経営企業法」と「外国投資奨励に関する規定」といった、中小企業に関わる一連の政策法規を制定した。

1992年からは、中国は徐々に社会主義市場経済体制を確立し、「大企業に重点を置き、中小企業を自由化する」戦略を打ち立て、国有中小企業の市場化改革を加速させる法律、法規を制定した。また「郷鎮企業法」を制定して郷鎮企業の発展に力を入れた。さらに関連の決定、意見（1993年公布の「個人経済・私営経済発展に関する若干の意見」など）を打ち出して個人・私営企業の発展を促進した。

1990年代中後期からは、中国は中小企業の発展支援に着手する方針を打ち出し、中小企業が直面する問題に対し、国有小型企業の自由化・活性化を目的とした政策措置を引き続き実施したり、個人・私営企業の発展と積極的な指導に力を入れたりする一方で、国有中小企業、都市部集団企業、郷鎮企業、私営企業、個人企業を含む統一的な中小企業政策法規の制定を開始した。この段階における代表的な政策法規には、1999年の科学技術部・財政部制定の「科学技術型中小企業の技術革新基金に関する暫定規定」、中国人民銀行通達の「中小企業への金融サービスのさらなる改善に関する意見」と「中小企業信用保証システム試行地区の立ち上げに関する指導意見」、2000年の国家経済貿易委員会公布の「中小企業発展の奨励と促進に関する若干の政策意見」などがある。

図表 51 中国中小企業政策の発展（1978年～現在）

1978～92年	<p>背景：単一公有制→公有制経済を主体とし、個人・私営経済を補足とする</p> <p>政策の特徴：異なる所有制の企業に対して政策を制定、中小企業に特化した政策はない</p> <p>主な政策：1984年 『中国共産党中央の経済体制改革に関する決定』</p> <p>1988年 『私営企業暫定条例』</p> <p>1990年 『中外合弁経営企業法』、『外国投資奨励に関する規定』</p>
1992～1998年	<p>背景：近代的な企業制度確立に努力し、私営経済の発展を積極的に奨励する</p> <p>政策の特徴：異なる所有制の企業に対して政策を制定、中小企業に特化した政策はない</p> <p>主な政策：1993年 『個人経済・私営経済発展促進に関する若干の意見』</p> <p>1996年 『中国国有小企業の自由化・活性化に関する意見』</p> <p>1997年 『郷鎮企業法』</p>
1998年～現在	<p>背景：非公有制経済の重要性を明確化し、所有制概念を弱め、中小企業の発展を重視する</p> <p>政策の特徴：中小企業政策措置を系統化、専門化、法制化する</p> <p>主な政策：2000年 『中小企業発展の奨励と促進に関する若干の政策意見』</p> <p>2003年 『中小企業促進法』</p> <p>2005年 『個人・私営など非公有制経済発展の奨励支援と指導に関する若干の意見』</p>

（資料）「中国中小企業発展報告」により商務部研究院作成。

中国の中小企業の健全な発展を促進するため、2003年、海外の成功経験を手本とし、中国は正式に「中小企業促進法」を公布・実施した。「中小企業促進法」は中国で初めての中小企業に焦点を当てた法律であり、中国が中小企業の発展を規範化し法制化させようとしていることの現れであった。

「中小企業促進法」は、中国における中小企業の戦略的発展に関する基本的な法律構造を確立しており、計7章45条からなる。促進法という性格を体現し、支援政策が「中小企業促進法」の主な内容である。この内容は次の三つの点に要約できる。

第一に、社会主義市場経済体制下の各種所有制と各種形態の中小企業の法的地位および管理体制の明確化である。同法の規定に基づき、今後いかなる所有制またはいかなる形態の中小企業であっても、社会的なニーズを満たし、雇用を増やし、国の産業政策に適合しさえすれば、その中小企業は法的に平等に扱われ、国は平等に奨励し、支援し、保護する。同法はまた中央から地方に至るまで統一された中小企業行政管理体制について明確化すると同時に、各級中小企業行政主管部門の調整、指導、サービスなどの主たる職務内容について規定している。

第二に、中小企業区分の基本原則の確定である。同法は後の「中小企業標準暫定規定」制定の基本原則となっている。

第三に、国際的に広く行なわれている方法と合致した、中小企業の発展支援・促進のための具体的な法律措置の制定である。その主たる内容は、資金、創業、技術革新面での支援、市場開拓の奨励、社会的なサービスの整備などである。

2005年2月、国務院は「個人・私営など非公有制経済発展の奨励支援と指導に関する若干の意見」を公布した。中国の非公有制企業の大多数は中小企業であるため、同「若干の意見」は中小企業の発展促進に対し重要な意味をもつ。「若干の意見」は次のように指摘している。「非公有制経済の発展に影響を与える体制上の障害を取り除き、平等な市場主体としての地位を確立し、公平な競争を実現する。非公有制経済の市場参入規制をより緩和する。非公有制経済に対する財政・税制・金融面での支援拡大を進め、国の中小企業の発展促進に関わる特別資金の規模を徐々に拡大することを強く打ち出し、国家中小企業発展基金の設立を加速する。個人商工業者・小企業の会計・徴税・統計などに関わる管理制度の研究・改善・整備を加速する。創業したての小企業のための各種の創業サービスと政策的支援を奨励する。非公有制中小企業の特性に適した情報とそれらの企業にとって共に役立つ技術サービス提供のためのプラットフォームの構築を加速する」。

総括すると、現在の中国の中小企業政策、法規体系には次の2点が含まれる。一つは中小企業の発展促進を狙った体系で、企業基準の確定、信用保証、技術開発、社会サービス、税収、地方法規体系などが含まれる。もう一つは中小企業の権益保障を狙った体系であり、中小企業の経済における位置づけ、市場取引、公正な競争に関わる法整備などが含まれる。さらに、これら政策法規の実施のため、中国は政府行政管理、業界団体、仲介機関といった中小企業組織支援制度も構築し、異なる所有制に属する企業の主管部門とサービス機関をカバーしている。

c. 中小企業の発展重視の背後にある基本認識

内外における経済発展が証明しているように、極めて多くの中小企業が存在しているという事実は、その存在が経済発展にとって必要であることの証左であると同時に、経済発展がもたらす必然的な結果でもある。中国政府はすでに、中小企業の発展を加速することが中国経済の発展にとって重要な意義があることを深く認識している。現在、中国が中小企業の発展に注目しているのは、主に以下のいくつかの点を考慮しているからである。

(a) 国民経済の持続的な発展の新たな原動力としての中小企業

中小企業は市場競争メカニズムの真の参加者であるだけでなく、経済発展の基本的なエンジン、経済の分散化・多様化という潜在的なニーズの映し鏡でもある。中小企業の数も多く、多業種にわたっており、国民経済の成長に対する中小企業の寄与も高まる傾向にある。中小企業は中国の国民経済が持続的、安定的に発展していくうえでの新たな原動力になっている。

(b) 雇用創出、社会的安定の重要な基盤としての中小企業

就業問題は、時代を問わず、経済発展と社会安定に関わる重要な問題である。工業化のレベルが低く、人口の多い発展途上国である中国にとって、労働力の受け皿の問題を適切に

解決することは、国家による安定的な統治、社会の安定的な発展のための根本的な課題である。中国の大型国有企業の制度改革の進展に伴い、国有企業の一時帰休者の再就職の圧力はますます高まっている。それと同時に、中国は新規増加労働力の就業問題にも直面している。中国の就業・再就職問題を解決するうえで、中小企業が積極的な役割を果たすことが求められている。中小企業の数も多く、開業がスピーディで、投資が少なく、経営に柔軟性があり、大部分が労働集約型産業に属している。そのため、中小企業の雇用吸収力は相対的に大きい。このように、中小企業は雇用増加と社会の安定維持にとって重要な意義をもっている。

(c) 農業、農村経済発展の促進役、地方の財政収入の重要な源泉としての中小企業

「三農（農業、農村、農民）」問題は中国の経済と社会の発展における重大な問題である。中国の中小企業のかなりの部分が郷鎮企業または私営企業であり、これら中小企業のなかでもとくに郷鎮企業は分散した農家を集中させて大規模化、集約化生産を実現することで、大量の農村余剰労働力を吸収することができる。これは社会の安定に資するばかりでなく、中国の農村の都市化にも大きな推進作用を及ぼす。また、中小企業は地方財政収入の重要な源泉でもある。中国の各級政府の 80%の財政収入源が中小企業であるため、中小企業は地方財政収入の安定と増加にも積極的な役割を發揮するだろう。

(d) クラスタ形成に貢献する中小企業

産業クラスターの形成は、各地のサプライチェーンを継続的に伸長させることができ、サポートインダストリーの力と国際競争力を持続的に高め、現地で高い生産加工能力を形成させることができる。中小企業はその特性ゆえに、クラスター型発展モデルが示すような形で発展しやすい。近年、中国では中小企業の集積を特徴とした産業クラスターが急速に発展している。例えば広東、浙江、江蘇、福建、山東などの省のクラスター経済は、すでにこれらの省の工業生産額の約半分を占めている。それと同時に、東北地域と中西部地域の産業クラスターの発展スピードも加速しつつある。専門化された分業の強化、協力補完効果の發揮、コストの削減、生産要素配置の最適化などにおいて、産業クラスターがもたらす効果は顕著である。産業クラスターの発展は、工業化が一定段階に達した際の必然的な傾向であり、現段階の中国の経済発展にとって非常に重要な意義を持つことは、これまでの経験から明らかである。このため、中小企業のクラスター化を通じた発展を奨励し、地域経済の成長のけん引役たらしめることは、今後の中国経済の発展の方向性に合致しているのである。

(e) 市場活性化にとって重要な中小企業

中小企業の存在と発展は市場活力の維持、市場競争の促進に資する。中小企業はメカニズムが柔軟で、革新性に富み、新興領域や大型企業が足踏みする領域への参入に対してより

積極的である。中小企業はその経営方式の柔軟さ、組織設立・運営コストの安さ、転換と進退の素早さなどの優位性を活かし、市場の情報をいち早くキャッチし、市場ニーズを満足させる新製品を都度開発することができる。中小企業は市場経済の公開、公正、公平の原則の最も積極的な擁護者であり、中小企業が各業界で積極的に競争に参加することは、市場経済を繁栄させていくうえで重要である。

(f) 外向型経済発展の力としての中小企業

近年、中国の対外輸出品における工業製品のシェアが年々増加している。そのうち、衣料、手工業品、金属製工具、軽工業製品、紡織、玩具など、複数の大口輸出製品は主に中小企業による供給に依存している。中小企業は柔軟なメカニズム、安い労働力コストといった優位性を活かし、大量の労働集約型製品を生産・輸出し、中国の対外貿易の急速な発展に大きく貢献してきた。中国の対外開放の進展に伴い、中小企業の外向型経営の足取りは徐々に速まり、国民経済の発展促進上、中小企業がますます重要な役割を發揮することになるだろう。

(g) 大企業の健全な発展を支える中小企業

社会主義市場経済体制が確立するに伴い、企業は次第に自主発展の道を歩むようになり、中小企業と大企業との間に相互支援、共同発展の関係が形成されるようになってきている。中国ではすでに海爾（ハイアール）などのように、中小企業から次第に強い力を身につけた多くの大型企業が現われ、また大企業の発展に対する中小企業のサポート的な役割もますます顕著になってきている。中小企業の発展は大企業の合理的な産業・生産構造の調整に資する。中小企業のサポート能力は大企業がサプライチェーンを伸長させるうえで有利な条件を作り出し、大企業がもつ優位性をより發揮させやすくする。

現時点においては、中国は経済の転換期にあるため、中小企業に関わる政策法規体系もまだ整備の途上にある。中国は中小企業に関する基本法の整備をさらに進めていく必要がある。例えば、「中小企業促進法」における不適切・不完全な箇所の修正、より詳細な関連法規の制定と整備、中小企業にも関わる一般的な政策法規の改正などである。最終的には、中小企業の発展や保障に関する統一的な法体系を整備し、中小企業の健全かつ持続的な発展にとってより有利な政策法規環境を創り出す必要がある。

第Ⅱ部 中国における中小企業発展戦略

本章では、中国に進出している外資系中小企業に焦点を当てながら、政策的側面や日系企業の進出状況などについて扱う。商務部国際貿易経済合作研究院が中国の視点から外資系中小企業に対する政策や期待されている役割について解説した後に、みずほ総合研究所が日系中小企業の中国展開状況について整理した。

1. 外資系中小企業への期待と誘致奨励策

(1) 中国政府の外資系中小企業への期待

「中国共産党第17回全国人民代表大会」の報告で指し示されているように、今後の中国の対外開放は、「対外開放の範囲拡大と深化を図り、開放型経済のレベルアップを実現する」ことに力が入られることになるだろう。これは、中国の対外開放が新たな段階、対外開放の「大国」から対外開放の「強国」への転換という新たな時代に入ったことを意味している。対外開放はすでに科学的発展、社会の調和の取れた発展促進という国家の全体的方針にビルトインされている。この新たな歴史的段階からみて、中国の今後の外資利用は、外資利用方法の革新、外資利用構造の最適化、また、自主革新、産業高度化、地域間の協調的発展を推進するうえでの外資の積極的役割の発揮に重きが置かれることになるだろう。

外資系中小企業についていえば、市場の変化への対応能力、技術革新能力、税収増加、雇用創出などの面で広く認められた優位性をもつため、中国政府も外資系中小企業が上述した領域において中国経済の発展のために貢献してくれることを期待している。外資系中小企業の参入によって、中国の経済構造における産業的な欠落部分を早期に補うことができ、産業における分業がより合理的で精緻・細分化されたものになり、分業が非常に緻密で連携が密接なサプライチェーンや産業群が形成され、産業の高度な発展が促進される。その他、このような分業ネットワークの形成は、大型の外資系企業を誘致するうえでの最大の吸引力ともなる。このため、外資系中小企業の中国進出は、中国の今後の経済発展において独特の影響・効果をもたらすことになるだろう。

中国国家発展改革委員会が公布した「中国の外資利用第11次五ヶ年計画」、および、外資系中小企業の特性をともに踏まえると、中国政府は今後、外資系中小企業が以下の点で重要な役割を果たすのを期待することになると考えられる。

a. 中国企業の競争力向上

企業の中核的な競争力は、通常、技術革新能力となって現れる。現在、中国企業の技術革新能力はまだ低く、企業の研究開発に対する資源投入は不足している状況にある。その原因は、主として企業の革新を進めていくうえで必要な力が不足していることにある。この問題は、具体的には、高水準の技術をもち、革新的活動のけん引役となる個人や集団、高水準の技術革新に必要な実験条件、ハイレベルの研究機関、運営メカニズムや革新を支え

る文化的な雰囲気不足となって現れている。

外資系中小企業は、比較的先進的な応用技術、柔軟なイノベーションメカニズムを備えているため、中国国内企業に対して一定の競争圧力、革新を促す力を与えることができる。大型の多国籍企業が周全な技術革新システムを備えているのに対して、外資系中小企業が押さえている先進的な応用技術は中国の発展にとってより実質的な意義をもつ。また、外資系中小企業の先進的な経営管理思想の学習を通じて、中国企業の経営効率の改善スピードを加速させることもできる。こうしたことから、中国政府は、外資系中小企業が研究開発や経営活動の過程で、モデルの提示、競争、連携、人材の流動といった四つのルートを通じてスピルオーバー効果をもたらし、中国企業のコアコンピタンスの形成と発展に対してより積極的な影響を及ぼすことを期待している。

b. 産業構造の最適化・高度化の促進

「外資利用第11次五ヶ年計画」のなかで、「外国企業の投資対象産業の最適化・高度化を誘導する」ことが、第11次五ヶ年計画期における外資利用8大主要任務の筆頭に掲げられている。日本などの一部の先進国から中国に進出してきた外資系中小企業は、技術力、研究開発能力、革新能力が比較的高く、それらの企業がもつ技術面での優位性、経営管理ノウハウは中国の経済建設上のニーズに合致している。そのため、外資系中小企業がもつ先進技術は中国に対してプラスの影響をもたらす、これらの企業の中国進出は中国企業の製造技術や部品生産能力を向上させ、中国企業の技術革新を促す力となり、中国の産業構造の最適化・高度化を促し、外資系企業にとって中国が加工基地に過ぎないという現状を徐々に変えていく。このような効果を発揮させることは、今後の中国の外資利用政策上、重要な責務の一つである。具体的な責務は次のとおりである。

第一に、先進的な製造業、近代的な農業を発展させる。特定分野における中小企業の長所、優位性を発揮させ、中国の電子・情報産業、石油化学産業、化学工業、自動車産業などの発展を促進し、製品の更新や世代交代を推進し、専門化が進んだ技術集約度の高い部品の加工基地を発展させる。外資系中小企業が中国の農業、農産物の高度な加工といった領域に参入することを奨励し、中国における近代的な農業の発展を推進する。

第二に、伝統的産業の構造改革に積極的に参加させる。外資系中小企業が機械、軽工業、紡織、原材料、建設業、建材といった伝統的産業の組織改革、構造改革に積極的に参加することを奨励し、中国企業の国際競争力を強化する。比較優位をもつ労働集約型産業、輸出加工業を外資系中小企業が発展させ、「専門性が高く、緻密で、独自性があり、革新的で、高品質」な製品の製造という政策方針に適合する形で外資系中小企業が優位性を発揮することを奨励する。

第三に、省エネ、環境保護産業の発展を奨励する。これまで外資系企業は中国に資金と技術をもたらすと同時に、一部のエネルギー多消費型、汚染度の高いプロジェクトを通じて中国の資源・環境に重い負荷をもたらした。そのため、近年来、中国では「良質な外資」

に対するニーズが大幅に高まっており、中国政府は外資系中小企業が省エネ、環境保護産業に参入し、節約型で効率が高く、クリーンなエネルギー・資源産業や企業の技術改造プロジェクトに投資することを希望している。また、外資系中小企業が循環型経済、クリーンプロダクション、再生可能エネルギーを発展させ、生態環境を保護し、市場を通じた汚染抑制を促すことに中国政府は期待を寄せている。同時に、外資系中小企業による節水、省エネ、原材料の節約、資源の総合利用プロジェクトへの投資、関連の先進技術や省エネ・環境保護に関する先進的なノウハウの移転を奨励する。

第四に、外資系中小企業による近代的なサービス業の発展を支援する。近年、中国政府はサービス業の発展に非常に高い関心を払っており、また、外国企業によるサービス業への投資、雇用吸収に関する奨励策を相次いで打ち出してきた。それによって、中国政府は、外資利用を通じたサービス業全体のレベルアップや競争力の強化が図られ、GDPに占めるサービス業のシェアの拡大、産業構造の高度化、サービス貿易の発展が促進されることを期待している。外資系中小企業に対する期待については、中国政府はそれらの企業が近代的な物流や情報コンサルティングサービス業に参入するのを奨励し、かつ、外資系中小企業が一部のサービスフロー、例えば、システムアプリケーションの管理・保守、ITサポート管理、銀行のバックオフィスサービス、財務・決済、人材サービス、ソフトウェア開発、コールセンター、データ処理などのIT・業務フローの面で、サービスのアウトソーシングを通じて中国企業と提携することを望んでいる。同時に、外資系中小メーカーがバリューチェーンにおける一部のサービス部門、例えば、コンサルティングや管理、研究開発、製品設計、マーケティング、広報活動、金融サービスなどを中国に移転することも奨励する。

c. 産業クラスターの形成と地域間のバランスのとれた発展の促進

産業クラスターの発展が地域経済や特定産業の発展を大きく促進する効果をもつことはすでに証明されている。外資系中小企業を主体とする産業クラスター、外資系中小企業による先行的な投資に牽かれて中国に進出したリーディングカンパニー、あるいは、サプライチェーン丸ごとの投資により形成された産業クラスターであるかを問わず、いずれも中国経済の発展に対して非常に重要な意味をもつ。中国の特定地域の人材、原材料、地理的条件、税制面などでの優位性を重視した結果、外資系中小企業が往々にして特定地域に集積し、これらの企業の川上・川下製品に対するニーズを満たすため、中国企業が関連の加工製造などの工程・部門に参入することがある。これは、生産・加工コストの削減、発展のけん引役を担っている産業の国際競争力の向上に資するばかりでなく、中国国内の多くの中小企業に直接的に国際市場に参入する機会を提供し、サプライチェーンを伸張させ、関連の川上産業の発展を誘発し、雇用機会を増やすこととなる。

これにとどまらず、製造業の発展を基盤とする形で、中国のサービス業の発展も促されることになる。製造業企業のニーズは、サービスに対する需要拡大において中核的な役割を担う。とりわけ、分業の専門化傾向が強まることで、企業経営上、近代的なサービスの利

用が必要不可欠となる。こうしたことから、産業が集積している地域では、現地のモノ、ヒト、カネ、情報の流通速度と規模も持続的に拡大するため、物流、金融、保険、運輸、法律、会計、コンサルティングといった近代的なサービス業も非常に速いスピードで発展しやすくなる。こうした理由から、産業クラスターの形成と発展において、外資系中小企業は重要な役割を發揮することになるのである。

東部の先進地域と比べて、中国の中西部地域の改革の進捗は相対的に後れている。現在、中国政府はすでに中西部地域の改革を積極的に推進し、外資利用にとって有利な政策環境を形成し、かつ、これらの措置によって中小企業を含む幅広い外資系企業が中西部地域の発展によりいっそう積極的に関与し、中西部地域と東北地域旧工業基地における外資の利用規模、質、レベルを目にみえる形で引き上げ、それぞれの地域が互いに優位性を補完しあい、協調的な発展が促されることを期待している。

d. 雇用・人材育成の促進

中国のように人口、労働力が多い大国にとって、大量の就業機会を創出することは、まぎれもなく政府の外資系中小企業誘致の重要な目標の一つである。近代的なサービス業、例えば、金融、コンサルティング、法律といった知識集約型産業については、先進的な外資系中小企業が大量の専門家を育成することになるだろう。一方、労働集約型産業や伝統的なサービス業（飲食業、ホテル、運輸、旅行など）に従事する外資系中小企業については、その経営方式が柔軟性に富み、労働者に対する技術的な要求水準が低いため、失業者の主要な再就職先、新規に増加した労働者の主要な就職先となるとみられる。

製造業分野については、中国政府は国外の技術レベルが高い中小型の加工企業の誘致を通じて、産業の分業の専門化を図り、製品の開発・設計から本体・部品の生産、本体の組立、さらにはアフターサービスに至るまでの一連の細分化された専門企業を生み出し、このように専門化された分業と企業間の協力関係が先進技術を身につけた技術工やハイレベルの人材を育て、それが労働力の全体的な質向上に役立ち、人材のスピルオーバー効果をもたらすことに期待を寄せている。

(2) 中国の主な外資奨励策

現在、中国は中央、地方を問わず、外資系中小企業に特化した奨励策を整備していない。ただし、同時に、中国の既存の外資奨励策は外資系中小企業にもすべて適用され（企業規模に基づいて特別の制限が付されている政策を除く）、既存の中小企業政策も基本的に外資系中小企業をカバーしている。実際、改革開放以降打ち出されてきた各種の外資政策および1984年以降次々と発表されてきた中小企業政策はいずれも、外資系中小企業に発展のチャンスを与えた。香港・マカオ・台湾およびその他の国から大量の外資系中小企業が中国に進出したのも、この時期である。2003年以降、「中小企業促進法」などの関連の政策法規が打ち出されている。それらが中小企業の発展を支える法的な保障となっており、外

資系中小企業を取り巻く環境は日増しに改善されている。

a. 産業政策

産業政策との関連では、外国直接投資の方向性を指導し、その方向性が中国の国民経済と社会発展に関する計画と合致するようにし、かつ投資家の合法的な権益の保護に資するようにするため、国家の外国直接投資に関連する法律・規定および産業政策上のニーズに基づいて、中国は1995年から「外国投資方向性指導規定」、「外国投資産業指導目録」を公布しはじめ、法規の形で外国直接投資の受け入れに関する産業政策を公にし、政策の透明性を高めてきた。

国家の経済情勢と発展目標の変化に基づき、外国投資産業指導目録は数度にわたり調整されてきた。そのうち、2007年の最新版の「外国投資産業指導目録」（以下「新目録」と略）は、奨励類、制限類、禁止類産業の比較的大きな見直しを行なっている。

2004年に公布された「外国投資産業指導目録」と比べて、「新目録」の内容は、主として次のように変更された。

第一に、奨励類の業種が大幅に増やされた。「新目録」のなかで奨励類に指定された業種は351であり、改正前と比べて37%増加した。

第二に、サービス業の対外開放がさらに広がった。「サービスのアウトソーシングの請負」、「近代的な物流」などが奨励類として新たに指定され、従来外国直接投資が制限されていた「貨物リース業」、「貨物輸送代理業」、「貿易会社」が許可類に指定された。また、従来は禁止類とされていた「先物会社」、「電力ネットワークの建設・経営」が始めて対外開放領域に指定された。

第三に、輸出を単純に奨励する政策が見直された。中国の貿易黒字が拡大し、外貨準備が急速に積み上がるという状況が新たに生じたことから、輸出を単純に奨励する政策を以後は継続しないこととなった。

第四に、外国企業の投資による循環型経済、クリーンプロダクション、再生可能エネルギーの発展、生態環境保護や資源の総合利用の進展を奨励し、「新目録」では新たに関連の奨励類業種が40余り追加された。

第五に、一部の国家の経済安全保障に関わる戦略的産業、センシティブ産業については、慎重に開放するという姿勢を保持し、関連の項目を適切な形で調整し、外資の参入や出資比率の引き上げを制限した。「目録」で奨励類に指定されている業種に従事している外国投資プロジェクトについては、税制面での一定の優遇政策、輸入設備に賦課される輸入関税や輸入環節増値税（輸入に課される付加価値税）の免除という優遇政策が引き続き適用されることが見込まれる。また、中国製の設備を購入する場合には、付加価値税の還付の形で優遇措置が今後も受けられることになるだろう。

これらの奨励類に適用される政策は、外資系中小企業にも同様に適用され、それらの企業が中国で発展していくうえで、より多くのチャンスが与えられることになる。

b. 税制政策

中国の税制に関する政策はいくらか見直されてはいるが、中小企業は依然として税制面での優遇を受けることができる。新たに制定された「企業所得税法」では、中国国内企業、外資系企業ともに25%の新しい統一された税率が適用されることになったが、零細企業²⁰については20%に税率が引き下げられている。

また、2008年1月1日から施行された新税法およびそれに伴って公布された「企業所得税過渡的優遇政策実施表」で、過渡的な優遇措置の対象となる30の税法、行政法規、行政法規と同様の効力をもつ文書が定められている。これらの文書の一部は、外資系企業に対する優遇措置を規定したものであり、また、地域特定の優遇措置について規定したものも含まれている。これらの優遇措置は、外資系中小企業にも同様に適用される。

c. 地域政策

現在、中国の各地域の経済発展にはばらつきがある。そのため、東部、中部、西部が実際の状況に基づき制定した地域政策にも違いがある。各地域の政府が制定した外資導入政策には主として、地域産業政策、税制優遇政策、投資保護政策、および、その他の優遇政策などがある。

(a) 東北地域

東北地域は、主に遼寧省、吉林省、黒龍江省で構成されている。産業政策については、東北地域の産業の実態に基づき、以下の産業クラスターを重点的に発展させることが目標とされている。①近代的な設備製造業（国際競争力をもつ大型機械、大型プラント設備製造業、NC工作機械・工具の研究開発と製造、発電・送変電設備の研究開発と製造、自動車・同部品の製造・輸出、船舶の建造、国家鉄道交通設備の製造）、②エネルギー産業、新型原材料産業、③近代的農業、の三つである。

東北地域の外資導入面での優遇措置としては、主として以下の五つの措置が採られている。①外国企業による国有企業のM&A関連（(a)外国企業が国有企業を買収する際、外資の出資比率が25%以上の場合には、奨励類の外国投資プロジェクトとなり、優遇措置を受けられる、(b)外国投資ファンドが国際的なルールに基づいて金融資産管理会社、国有商業銀行が保有する不良債権、株式を買い取ることを許可する、(c)外国企業が国有企業を買収した場合、経済的理由による人員削減、社会保障などの面で国有企業と同等の政策が適用される）、②産業高度化関連（(a)重大プロジェクトに対する外資の出資比率規制の緩和、(b)すでに批准された国債プロジェクト（国債発行により調達した資金の低利融資の対象に認定

²⁰ 国家の非制限業種に従事しており、かつ、以下の条件に適合する企業が零細企業と定義されている。1. 工業企業については、当該年度の課税所得が30万元以下で、従業者数が100人以下、資産総額が3000万元以下の場合、2. その他企業については、当該年度の課税所得が30万元以下、従業員数が80人以下、資産総額が1000万元以下の場合。

されたプロジェクト)に外国企業が投資する場合、当初認可されていた利子補填、補助金、資本金補助額は変更しない、(c)東北地域で設立された外資系のハイテク企業は、国家ハイテク開発区に設立された同種の企業と同様の政策の適用を受けられる)、③対外開放分野の拡大関連 ((a)外国企業が都市ガス、熱エネルギー、上下水道プロジェクトに投資する場合、外資による支配を認め、かつ、奨励類の外国投資プロジェクトとして関連政策の適用が受けられる、(b)鉄道・道路・航空輸送業務、国際海上輸送業務、国際コンテナマルチモーダル業務における外資の支配、100%出資を許可する、(c)外国企業が100%出資で医療機関を経営することを認める)、④税制関連 ((a)多国籍企業が100%出資あるいは合弁で研究開発センターを設立するのを奨励し、輸入設備や計器類に対して輸入関税や輸入環節増徴税を免除する、(b)外国企業が東北地域の資源枯渇都市に投資をする際、一律に沿海経済特区における税制面での優遇措置の適用を受けられる)、⑤投資の円滑化関連 (生産型外国投資企業は、投資後の生産品目と同じ、あるいは、類似した製品であり、かつ、輸入割当管理の対象外の製品であれば、操業前に海外の親会社からそれを輸入し、中国国内で試験的に販売することができる。)

(b) 中西部地域

中西部地域には、山西省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区の合計20の中国中西部の省・直轄市・自治区が含まれる。産業政策については、2004年に新たに改正された「中西部地域外国投資優位性産業目録」のなかで、上記の省・直轄市・自治区ごとに優位性をもつ産業が明確に区分され、それらの産業への外資の参入が奨励されている。全般的にみれば、中西部の産業発展の重点は、「特色ある農業、加工レベルの高い農産品」、「エネルギー・鉱物資源の開発とエネルギー多消費型産業」におかれている。前者については、畜産業とそれに関連する加工業、特色ある医薬品産業や特定の省が優位性をもつ産業が含まれている。例えば、西北に位置する内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区は、畜産業とそれに関連する加工業を重点的に発展させる地域とされており、これらの産業をよりどころとして毛織物業、乳業、食肉加工品産業の集積地として発展させることが企図されている。西南に位置する重慶市、四川省は、中国の重要な養豚地であり、これらの省・市における豚肉の高度な加工業の発展は前途豊かである。西部地域は全体的に薬用植物資源が非常に豊かな地区であり、比較的強い競争上の優位性を備えている。この産業も重点的に外資を導入し発展させるべき産業である。後者の「エネルギー・鉱物資源の開発とエネルギー多消費型産業」では、非鉄金属と鉄鋼が発展の中心となる。

外資に対する優遇措置については、2007年3月に公布された新たな「企業所得税法」に基づき、中国企業・外資系企業に適用される新税率が25%に統一される。ただし、同法は同時に「国家がすでに確定したその他の奨励類の企業は、國務院の規定に基づき、減免税

優遇を受けることができる」と規定しており、西部地域では、国家奨励類産業に従事する企業（外資系企業も含む）は、2001～2010年の間、15%の企業所得税率が適用される。一方、中部地域では、外国の投資家が同地域で再投資を行なった場合、現行の税法に基づいて、関連の優遇税制が適用される。

(c) 東部沿海地域

東部沿海地域は主として、珠江デルタ地区（広東省）、長江デルタ地区（上海市、江蘇省、浙江省）、環渤海地区（北京市、天津市、遼寧省、河北省、山東省）で構成される。長江デルタ地区と珠江デルタ地区は中国の改革開放のフロンティアであり、最も経済発展が進んだ地区である。長年の改革開放の過程において、蓄積されたノウハウと基盤があることから、現地の政府は主としてすでに一定の規模と優位性を備えた産業に重点的に外資を導入し、よりハイレベルの産業クラスターを形成しようとしている。外資系企業からみた税制上の利点についてみると、すでに認可され、設立された外資系企業、国家がすでに認定したその他の奨励類企業は一定の範囲内で減免税優遇を受けられるものの、すでに中国企業と外資系企業の企業所得税率の統一が決まっている。ただし、2007年の新税法および過渡期表のなかで、いくつかの税制上の優遇措置が東部沿海地域に適用されると規定されている。

長江デルタ地区や珠江デルタ地区と比べて、環渤海地区は一定の地理的・政策上の優位性を備えてはいるが、外向型経済発展のレベルには一定の開きがある。近年、環渤海地区の国際競争力を強化するために、中国政府は天津滨海新区の開発・開放を非常に重視しており、金融、税制、土地、および、物流の四大分野で多くの優遇政策を適用している。これらの政策は外資系中小企業にも同様に適用されるため、天津滨海新区は今後外資に対する潜在的な吸引力が比較的大きい、重要地区となると予想される。以下では、外資系企業が比較的集積している重要な省・市、および、今後比較的大きな潜在力を備えるとみられる天津滨海新区の外資政策について簡単に紹介することとする。

(d) 長江デルタ地区主要省・市の外資政策

江蘇省、上海市、浙江省など、外資系中小企業が比較的集中している省・市は、産業基盤、重点的な外資導入の対象とされている産業領域に違いがあるため、外資政策にもそれぞれ特色がある。

i) 江蘇省

現在、江蘇省はすでに比較的整ったサプライチェーンを構築しており、電子・IT、紡績、石油化学、機械といった領域でも一定の生産規模と優位性を備えるようになっている。

図表 52 江蘇省における優位性のある産業

産業種別	説明
電子情報産業	ソフト開発、集積回路、コンピュータおよび周辺機器、フラットパネルディスプレイ、近代的な通信機器、デジタル AV という六大製品クラスターをすでに形成し、重点製品は中国内外の市場で優位を占める。
繊維業	江蘇省の伝統的な優位性のある産業であり、総生産額および販売収入は全国の約 1/4 を占め、産業の規模は全国一である。
医薬業界	総生産額と販売収入が全国の 1/10 以上を占め、国際的な医薬品メーカーの移転先として第一候補地の一つとなっている。
石油化学産業	中国を代表する石油化学産業の基地で、産業規模は全国第 2 位であり、1000 万トン級製油基地と 100 万トン級エチレン生産基地の一つとなっている。投資が集中しているのは、エチレンおよびその川下加工、有機化学工業原料と合成材料の生産などである。
軽工業	食品、製紙、プラスチック製品、家電という経済を支える四つの主要業種の集積が形成されている。
冶金産業	生産規模、設備、生産技術、管理のレベルなどの面で中国トップクラスであり、中国の中でも比較的高い競争力をもつ。

(資料) 各種資料により商務部研究院作成。

江蘇省の今後の発展、および、外資導入の重点産業は主として、電子・IT、プラント製造といったリーディング産業、新エネルギー、新医薬、バイオ、新材料といった新興産業、繊維、軽工業、冶金、建材といった伝統的産業、物流、科学技術、金融、ビジネスサービスといった生産関連のサービス業である。また、「江蘇省外資利用によるサービス業の発展加速に関する意見」、「江蘇省外国投資による研究開発機関の設立に関する若干の意見」といった特定分野に関する法規が打ち出されており、それらに関する分野について具体的な指導方針・意見が提示されている。

江蘇省の外資優遇政策には、以下の政策がある。

第一に、税制面での優遇である。「企業所得税過渡的優遇政策実施表」に列挙されている優遇政策のうち、江蘇省に関わるものは主として、2、3、4、9、10、14、15、19、20、23、24、30 である。

第二に、土地政策である。外資系企業の土地使用費は、土地使用権の取得から起算し、製品輸出企業、先進技術企業に属する企業の場合、5 年間免除となり、6 年目から 5 年間は規定上の下限とされている 50% の納付でよい。その他の外資系企業については、当初 5 年間は規定上の下限とされている 50% を納付すればよい。農業、林業、牧畜業、漁業開発に属する外資系企業、および、郷鎮企業との共同経営を行なっている外資系企業は、各地により手厚い優遇を受けることができる。

ii) 上海市

上海市の都市発展計画によると、市政府は「優先的に近代的なサービス業を発展させ、優先的に先進的な製造業を発展させる」という産業発展の方針を固めている。外資導入上の重点産業は、図表 53 のとおりである。

図表 53 上海市における重要な資本誘致産業

業種	概要
近代サービス業	情報化を基礎とし、金融業、近代物流、文化および関連産業、仲介サービス（専門サービス業、コンベンション・観光業、コミュニティサービス業など）、商業貿易、不動産などの近代サービス業を重点的に発展させる。
近代製造業	第一に、上海の伝統的な主要産業である自動車製造業。第二に、上海が戦略的に発展させる産業で、具体的には、バイオ・医薬、新エネルギー、航空・宇宙、造船、鉄鋼、石油化学など。
情報産業	IT 関連製造業、情報サービス業など。

(資料) 各種資料により商務部研究院作成。

上海市の外資優遇政策には、次のようなものがある。

第一に、税制上の優遇である。上海市には、浦東新区や外高橋といった特殊な地区がある。そのため、「企業所得税過渡的優遇政策実施表」に記載されている優遇政策のうち、上海市に関わるものには、主として4、5、6、10、15、19、20、22、24、30がある。

第二に、土地政策である。「上海市外国投資企業土地使用管理弁法」（1996年6月21日上海市人民政府令第29号により公布、2002年4月1日上海市人民政府令第119号により修正、再公布）に基づき、外国企業の土地利用については以下の規定が設けられている。

外資系企業は土地使用から5年間、その土地使用費は1年目の基準で納付し、6年目からはその年の基準で納付する。下記の条件のいずれか一つに適合すれば、外資系企業はその全経営期間を通じて、1年目の基準で土地使用費を納めればよい。その条件とは、①中国企業との合弁企業で、中国側パートナーが国有地、集団所有地の使用权を用いて出資をする場合、②中国企業との合作経営企業で、中国側パートナーが国有地、集団所有地の使用权の提供を合作経営の条件としており、かつ、合作経営の契約上、中国側パートナーが土地使用費を納付することを約定している場合、である。

上海市の市区繁華街以外に設立された先進技術型外資系企業は、設立日から3年間、土地使用費の納付を免除され、4年目から優遇基準に基づいて納付すればよい。

土地管理部門の認可を得れば、営業・生産を開始する前に外資系企業が納付すべき土地使用費は納入基準の50%でよい。下記の条件のいずれか一つを満たせば、外資系企業は土地使用費の延納、減免を受けることができる。その条件とは、①不可抗力により土地使用費の納付が困難であり、土地管理部門と同級の財政部門の認可を得た場合、②上海市人民政府の認可を受けた都市インフラの建設に用いる土地の場合、③上海市人民政府が規定するその他のケース、である。

iii) 浙江省

長年にわたる発展と蓄積を経て、浙江省は優位性と特色を備えた産業を徐々に発展させ、外資導入の方向性に関する明確な方向性を打ち出すようになってきた。

図表 54 浙江省における優位性および特色のある産業

業種	概要
紡織衣料業	比較的影響力のある多くの産業クラスターを形成。例えば紹興・蕭山の化繊織物、寧波・温州・杭州のアパレル、諸暨・義烏のシャツ・靴下、嵊州のネクタイ、象山のニット、海寧のワープニット、余杭・海寧の装飾生地など。
機械工業	浙江省の工業部門の最大産業であり、生産額、販売収入、税引前利益は中国の機械工業のなかでもトップクラスの規模を誇る。
石油化学工業	中国最大の国際原油加工・石油製品輸出拠点、フッ素化学工業の拠点を有し、グリホサート農薬・染料の生産能力と生産量はアジア一、ファインケミカル生産額は中国でもトップクラスの水準
電子情報産業	浙江省の新しい主要産業、リーディング産業の一つ。ソフト産業の規模は中国でもトップクラスを保ち、中国の重要なマイクロエレクトロニクス産業拠点の一つでもある。通信産業、カーエレクトロニクス、メディカルエレクトロニクス、新型素子と原材料製造の発展状況も比較的良好

(資料) 各種資料により商務部研究院作成。

図表 55 浙江省における外資誘致の六大重点分野

業種	概要
優位性のある伝統的産業	紡織、アパレル、皮革、ファインケミカル、自動車・オートバイおよび部品、紙製品産業など。
ハイテク産業	情報産業、近代医薬産業、先進的な装備産業、新エネルギー・新素材産業など。
臨港工業	エネルギー、石油化学、船舶建造修理などを主体とする複数の大型臨港工業拠点を、地域を選択して、集中的に配置し建設する。
近代サービス業	港湾および物流サービス、R&D と工業デザイン、文化教育サービス、金融サービス、情報サービス、専門コンサルティングサービス、コンベンションサービス、環境サービス、健康サービス、観光および関連サービス
近代農業	高効率な生態農業と技術集約度が高く、高付加価値な栽培農業・養殖業・農産物の高度加工、観光農業と農産物の物流業を重点的に発展させる
インフラ	インフラ総合開発建設、改造、経営への外資参入を奨励

(資料) 各種資料により商務部研究院作成。

浙江省の外資優遇政策には、以下のようなものがある。

「外国投資産業指導目録」に合致する外国投資プロジェクトについては、主としてプロジェクトの認可、土地の提供、資金調達に対する支援、外貨管理などの面で優先的に取り扱うことが原則とされている。具体的には、第一に、プロジェクトの初期審査あるいは認可手続きの面で、各レベルの発展・改革部門が優先的に処理し、また、重点プロジェクトの候補選びなどの面で優先的に同プロジェクトを考慮することとされている。第二に、土地管理部門は当該プロジェクトに必要な用地の申請・報告に際して、優先的に予備調査をし、状況に応じて土地を手配する。第三に、各地区の金融部門は優先的に融資面での支援を検討することとされている。対外経済貿易、工商、税関、税務、外貨管理など涉外経済管理部門は、関連の手続きの処理、事後のサービス、管理などの面で優先的に相応の支援を提供することとされている。

財政政策については、杭州ハイテク区を例とすると、杭州ハイテク産業開発区は、外国企業による投資を奨励するために、一連の財政資金を用いた支援策を制定している。そのうち、外資系中小企業に関連する規定は以下のとおりである。

ハイテク区の産業指導方針に合致し、かつ、奨励対象となっている外資系の生産・研究開発企業は、国家が規定している優遇政策を享受できるだけでなく、5年以内のハイテク区の財政に対する貢献度に応じて一定の資金面での補助が受けられる。

株式交換、M&A、「合資嫁接（合弁を通じた先進技術・ノウハウなどの導入による企業改革）」などの方法により、「企業を用いた外資導入（以企引外）」を行ない、かつ、外資の出資額が300万米ドル以上で規定どおりに投資され開業した場合には、その年から3年間は、企業の過去のハイテク区への年間最高納税額と比較して納税額が増加した分について、外資の出資比率に応じて、1年目は全額、2年目、3年目は半額の資金補助を提供する。

税制上の優遇策については、江蘇省と似ており、「企業所得税過渡的優遇政策実施表」に記載されている優遇政策のうち、浙江省と関わる主要なものには、2、3、4、10、14、15、19、20、23、24、30がある²¹。

土地政策については、浙江省の外資系企業の土地使用費に関する基準は、土地の等級と外資系企業の業種特性に基づいて決定されている。土地使用費は、土地使用の認可を受けた日から5年間は調整が行なわれない。5年経過後に、状況の変化に合わせて適度な調整を施し、毎回の見直しの間隔は3年以上でなければならず、調整の幅は元々の基準の30%を超えてはならないとされている。

外資系企業は当該年の実績に基づき、土地使用費を納付し、都市の繁華街地区を除けば、土地使用開始日から起算して5年間土地使用費を支払い、6年目、10年目は規定に基づいてその半額を納付することになっている。ただし、当該年の土地使用費はコストとして予め計上しておかなければならず、翌年に同級の財政部門の査定を受けた後、総生産額に占める輸出比率が70%以上であるか、あるいは、先進技術企業であるかがチェックされ、査定を通過した後に土地使用費が戻し入れられる。査定でこの条件を満たしていないとされた場合には、同級の財政部門の判断が下された後1ヶ月以内に、予め計上しておいた土地使用費を規定に基づいて納付しなければならない。

外資系企業のうち、その他生産性企業の土地使用費については、土地使用の認可を得た日から5年間は、規定に基づいて基準の半額を納税すればよい。

外国企業の投資により建設され、経営されている交通インフラプロジェクトの場合、その沿線の土地使用権は同等の条件下では関係する外国の投資家に優先的に与えられる。すでに完工し、利用料を徴収している交通インフラおよびその関連プロジェクトの土地使用権、

²¹ 当該優遇税制の適用を受ける沿海経済開放区は次のとおりである。①杭州市および同市所轄の蕭山市・余杭・富陽・桐廬・臨安県、②紹興市および同市所轄の紹興・上虞・嵊県、③嘉興市所轄の平湖・海塩県、④湖州市所轄の長興県、⑤寧波市所轄の余姚市・慈溪・奉化・寧海・象山・鄞県、⑥温州市所轄の瓊海・樂清・瑞安・平陽・蒼南・永嘉県、⑦椒江市、⑧臨海市、⑨黄岩県。

経営権、株式は、法に基づいて有償で外国企業に譲渡が認められる。

開発区内で設立され、重要産業、ハイテク産業に従事する外資系企業に対しては、土地使用権が最低価格で優先的に譲渡され、水道、電気、ガスといったさまざまな生産要素が優先的に供給される。

浙江省の投資奨励類プロジェクトに対する外国企業の投資で、その経営期間が15年以上の場合、その建設用地については、当該企業が土地使用権を所得した日から起算して5年間は土地使用費あるいは土地使用金を免除し、その後の5年間は半額とする。プロジェクトの総投資額が1000万米ドル以上である場合、あるいは、1000万ドルに満たないものの、技術が先進的で、現地の経済発展に対して非常に大きなプラスの影響をもたらす場合には、浙江省の重点プロジェクトとみなし、土地使用の面で保証を与える。

(e) 天津滨海新区の優遇政策

天津滨海地区には、塘沽区、漢沽区、大港区の3つの行政区と天津経済技術開発区、天津港保税区、天津港区および東麗区、津南区の一部地域が含まれ、計画面積は2,270 km²である。2006年5月に公布された「天津滨海新区の開発開放に関わる問題についての国務院の意見」（以下、「意見」と略）では、金融、財政、土地、物流の四大領域で多くの優遇政策が適用されることになっている。

金融については、国務院は天津滨海新区が金融改革と金融面での革新を推進するのを奨励している。金融機関、金融業務、金融市場、金融開放といった面での重大な改革は、原則として天津滨海新区で先行的に実施したり、実験を行なったりすることが可能である。また、産業投資基金、創業リスク投資、金融業の総合経営、多様な所有制の金融機関、外貨管理政策、オフショア金融業務などの分野で、改革の実験を行なうことが可能とされている。

加えて、国務院は天津滨海新区に対して一定の財政・税制面での政策的支援を行なっている。天津滨海新区が所管する規定の範囲内であり、かつ、条件に合致しているハイテク企業に対しては、企業所得税率が15%に引き下げられている。東北地域などの旧工業基地に対する所得税上の優遇政策と比べて、天津滨海地区の中国企業の場合、最低課税賃金水準が引き上げられているほか、企業の固定資産、無形資産についても加速度償却が認められるといった優遇措置が適用されている。現行の財政体制が維持されるという前提のもとで、一定期間、天津滨海新区の開発・建設に対して中央財政から特別補助が支給されている。

土地政策に関しては、滨海新区では、農村集団建設用地の流動性および土地収益の分配、政府の土地供給コントロール能力の強化といった分野で、実験的な改革が認められている。

物流政策については、国務院が天津東疆保税港区の設立を批准し、国際的なトランスシップメント、国際配送、国際調達、国際中継貿易、輸出加工などの業務を重点的に発展させ、税関特殊監督管理区域の管理制度の刷新を積極的に模索し、点から面へと天津滨海新区内の統合を推進しようとしている。

以上の政策は、外資系中小企業に特化したものではないが、その開放レベルはこれまでよりも高いものとなっており、市場環境や付帯設備がより整備されていることから、外資系中小企業にとっても非常に大きな魅力的なものとなると確信している。天津滨海新区は中国の今後の外資誘致にとって重要な地区となろう。

全体的にみて、中国政府は産業構造の調整・高度化の促進、中国国内の同類の企業の競争力強化の促進、雇用の拡大と人材育成、産業クラスター形成による地域間の協調的な発展の加速といった面で外資系中小企業に大きな期待を寄せているが、現在は、中央政府、地方政府を問わず、まだ明確な外資系中小企業に対する支援策をもってはいない。

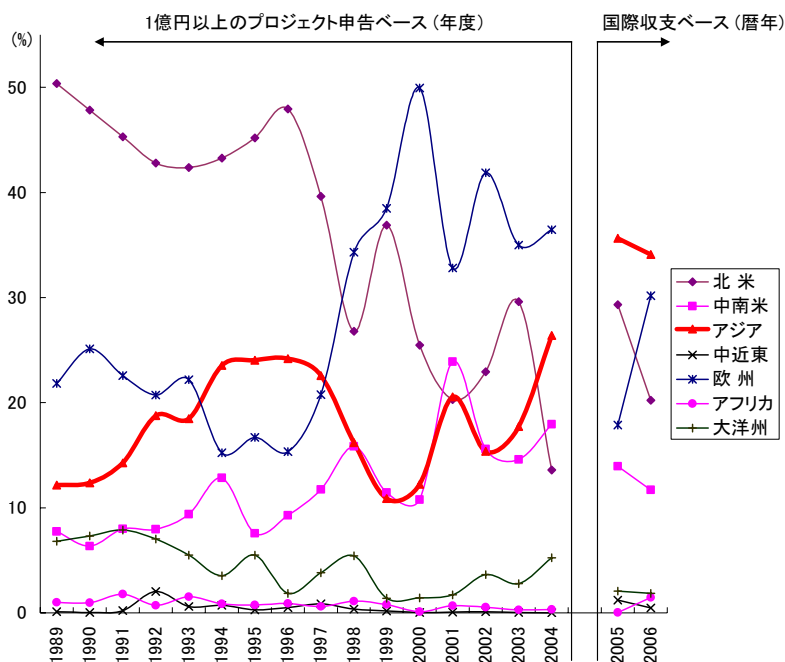
2. 日本の中小企業の国際化戦略と対中投資

中堅・中小企業はどのように海外に展開し、なかでも対中投資はどのように位置づけられているのだろうか。さまざまな統計をもとに、中堅・中小企業の国際化戦略の動きについてまとめた。

(1) 日本の中小企業の国際化に向けた展開

まず、日本企業全体による全世界向けの直接投資における地域別投資シェアの推移をみると、高いシェアを占めていた米国を中心とした北米向けが90年代後半より低下する一方で、欧州向けやアジア向けがシェアを伸ばしている。日本企業の国際展開は、世界最大の市場である米国市場においていかに浸透するか長い間焦点が当てられてきたものの、通貨統合などによって市場の拡大と産業の再編が進む欧州と、急速な経済発展を遂げるアジアへの対応を迫られたことにより、直接投資の流れに変化が出てきた。とくに、足元の国際収支ベースの統計データでは、アジア向け投資のシェアは著しく高まっている（図表56）。

図表 56 日本企業による直接投資額の地域別シェア（フローベース）



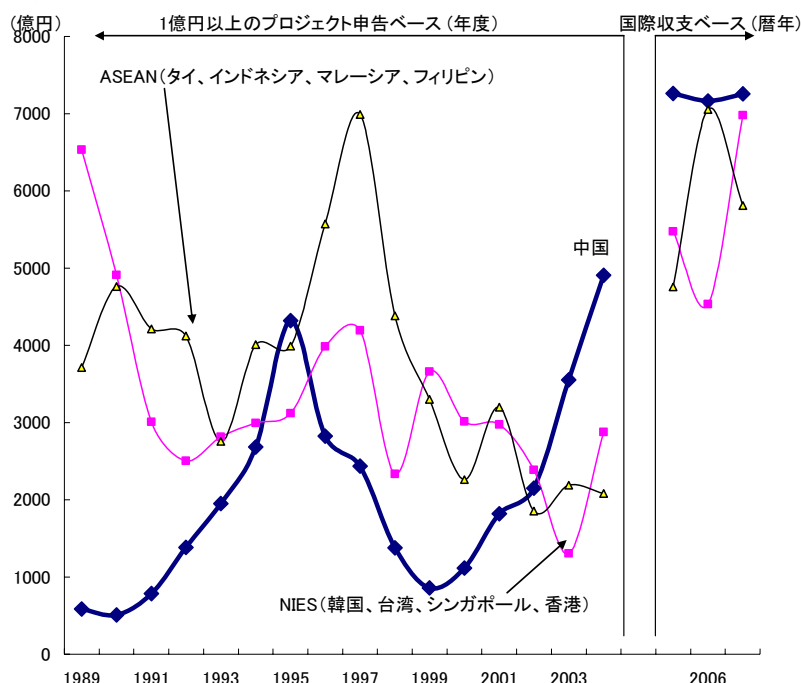
(注)1989～2004年度のデータは、1件1億円以上のプロジェクトを集計した財務省「対外および対内直接投資状況」に依拠しているが、同統計は2004年度で廃止された。2005年以降については参考値として国際収支統計を示した。

(資料) 財務省「対外及び対内直接投資状況」、「国際収支状況」により作成。

次に、アジア向け直接投資のなかでの地域別投資額をみると、2000年代に入ってから中国向け投資が著しく拡大していることがみてとれる（図表57）。足元の国際収支ベースの

統計では、NIES、ASEAN 向け投資も回復基調にあることがうかがえるものの、アジアのなかにおける単一国では、中国のプレゼンスの高さが際立っているといえよう。

図表 57 日本企業によるアジア向け直接投資額（フローベース）



(注)1989～2004 年度のデータは、1 件 1 億円以上のプロジェクトを集計した財務省「対外および対内直接投資状況」に依拠しているが、同統計は 2004 年度で廃止された。2005 年以降については参考値として国際収支統計を示した。

(資料) 財務省「対外及び対内直接投資状況」、「国際収支状況」により作成。

中堅・中小企業の海外展開の状況をみると、海外に子会社を保有している企業の割合は 90 年代前半の 6% 台（うち製造業は 7～8% 台）から 2002 年には 9.3%（同 13.0%）と着実に増加している（図表 58）。中小企業は 20% 台後半にある大企業の水準には及ばないものの、製造業を中心に近年国際化のピッチを早めているといえよう。

図表 58 海外子会社を保有している企業の割合

	（%）									
	1992	95	96	97	98	99	00	01	02	
大企業	26.6	25.1	27.0	27.3	27.9	27.8	28.1	28.6	28.5	
中小企業(うち製造業)	7.1	8.1	9.0	10.3	10.3	10.7	11.1	11.7	13.0	
中小企業	6.0	6.6	7.5	8.5	8.5	8.8	8.9	8.7	9.3	

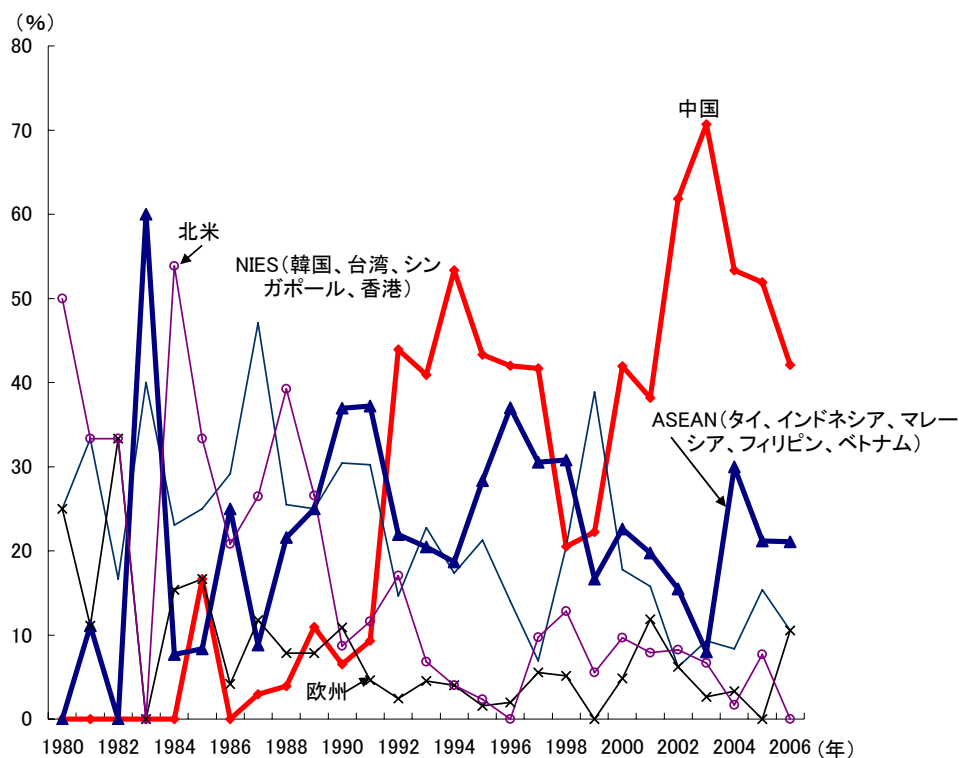
(注) 海外における出資比率 20% 以上の関係会社を海外子会社として集計。中小企業基本法の定義 (1999 年) をベースに「中小企業」を集計。

(資料) 中小企業庁「2004 年度版中小企業白書」

中堅・中小企業のみを対象とした海外進出に関する統計は存在しないものの、東洋経済新報社の「海外進出企業総覧」のなかから、資本金 10 億円以下の企業の海外現地法人設立状

況を抽出することによって、中堅・中小企業の国際化動向を浮き彫りにしたい²²。図表 59 は中堅・中小企業が海外に設立した現地法人件数について、地域別のシェアを集計したものである。これによると、中国のシェアは 2003 年をピークに下落傾向にあるものの、他地域との比較においては圧倒的な存在になっていることがうかがえる。同じ統計資料から、全世界に設立された現地法人件数のなかに、中堅・中小企業が設立した現地法人の占める割合をみると、10%を下回る水準となっている（図表 60）。しかし、これを中国のみにおいて設立された現地法人だけに特定すると、シェアは下落傾向にあるものの、中堅・中小企業の存在感は大幅に高まる。中堅・中小企業にとって、海外のなかでも中国は高く位置づけられているといえよう

図表 59 中堅・中小企業の直接投資件数の地域別シェア（フローベース）



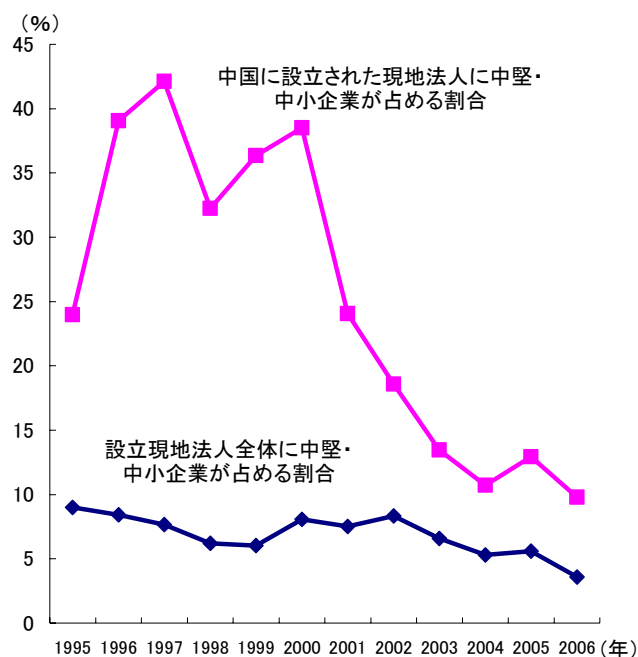
1980 1982 1984 1986 1988 1990 1992 1994 1996 1998 2000 2002 2004 2006 (年)

(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。

(資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」により作成。

²² 「海外企業進出総覧」は上場企業を中心とした主要企業 6,249 社の海外進出状況をまとめたものであるため、中堅・中小企業のすべてをカバーしているわけではない。そのため、本節で扱っている現地法人は中堅・中小企業の一部であり、全体の件数との比較ではかなり少ない。ただし、業種や時系列では比較可能なデータであるため、中堅・中小企業の海外進出の傾向をつかむには適しているといえよう。

図表 60 全世界と中国における現地法人に中堅・中小企業が占める割合（フローベース）



(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。
 (資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」により作成。

(2) 日本の中小企業の対中進出動向

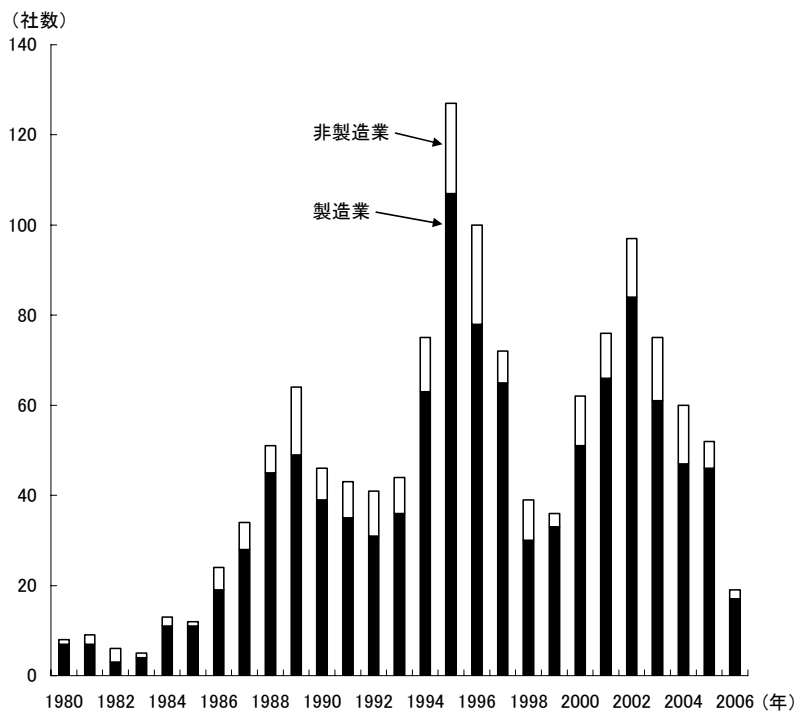
中堅・中小企業の中国進出は、どのような推移をたどり、業種別・地域別ではどのような特徴があるのだろうか。前節に引き続き同じ統計を用いながら、その実態を明らかにしたい。

中堅・中小企業が設立した在中国現地法人の推移をまとめたのが図表 61 である。日本企業の全体的な対中投資動向と同様に、中堅・中小企業の中国進出も過去に何度か大きな盛り上がりを見せており、89 年、95 年、2002 年の 3 回をピークとする拡大期があったことがうかがえる。とくに、中国が市場経済に向かうことが確実視されるようになったことや、円高の進展に伴う生産輸出拠点の確保を急ぐ企業が増加した 95 年と、中国が WTO に加盟したことに伴い、中国の国内市場への浸透を狙った投資が拡大した 2002 年は、設立件数が顕著に伸びている。また、製造業と非製造業では、一貫して製造業の割合が高い。

業種別の現地法人設立件数をみると、製造業では化学・医薬、機械、電気・電子機器が 200 社を超えており、大きな比重を占めている（図表 62 左）。非製造業では、卸売関連の企業が多く、貿易・商社関連の企業が主力を占めている（図表 62 右）。

次に、地域別の状況では、沿海地域、なかでも「華東地域」が圧倒的に多い（図表 63）。90 年代においては「華東地域」と同等の水準にあった「華北地域」と「華南地域」は、その後ピークの水準に戻ることはなく、「華東地域」への集中度合いが高まっていることがうかがえる。

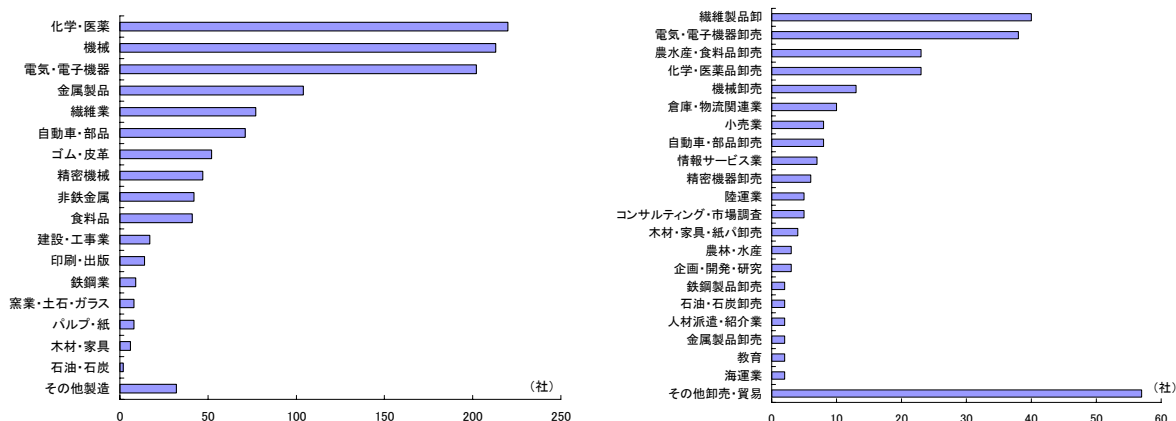
図表 61 中堅・中小企業が中国に設立した現地法人の推移（フローベース）



(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。

(資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」により作成。

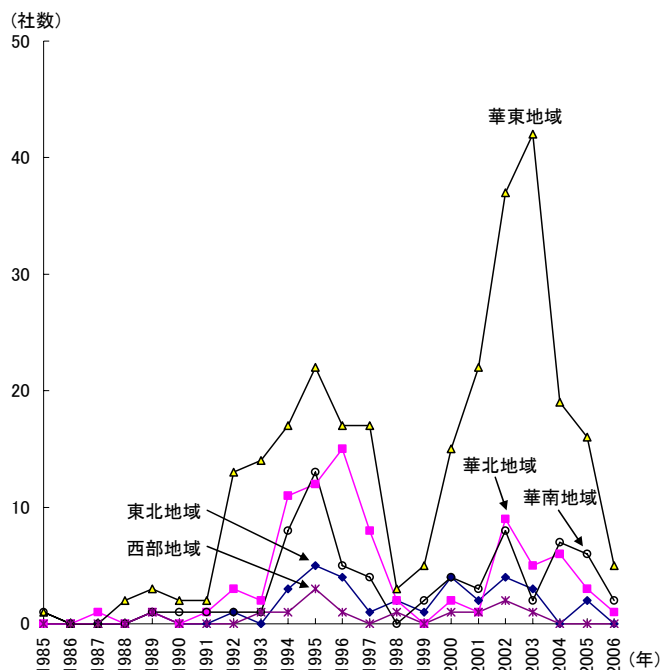
図表 62 在中国現地法人の業種別シェア（左：製造業、右：非製造業）



(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。

(資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」により作成。

図表 63 中堅・中小企業の中国における地域別現地法人設立状況（フローベース）



(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。

(資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」により作成。

中堅・中小企業のストックベースの在中現地法人設立状況を業種別・地域別にマトリックス化したのが図表 64 である。地域別では、「華東地域」が 58.1%と圧倒的にシェアが高い。また、業種別では、製造業と非製造業の比重については中堅・中小企業と全進出企業の間で大きな差異は認められないものの、より詳細な業種分類では、繊維業、機械、自動車・部品、卸売のように両者間で大きな開きのある業種も指摘できる。業種別の集積動向については、進出の時期や請け負う作業工程といった大企業と中堅・中小企業企業の性質の違いが反映されているといえよう。

図表 64 中堅・中小企業の在中國現地法人の業種別・地域別シェア（ストックベース）

(%)	製造業	繊維業	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	機械	電気・電子機器	自動車・部品	精密機械	非製造業	卸売	合計
東北地域	5.2	1.0	0.2	0.4	1.0	0.6	0.2	0.0	0.0	1.7	1.5	6.9
華北地域	13.1	2.9	0.2	0.4	0.2	4.0	0.2	0.6	0.2	4.2	3.1	17.3
北京	2.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	2.3	2.1	4.6
山東省	6.5	1.5	0.0	0.2	0.2	2.1	0.2	0.2	0.0	1.7	1.0	8.1
華東地域	46.0	7.5	0.2	2.1	3.5	7.9	7.9	1.5	2.9	12.1	11.0	58.1
上海	20.8	3.1	0.0	0.8	1.5	3.5	3.5	0.8	1.7	7.9	7.1	28.8
江蘇省	19.0	3.1	0.2	1.0	1.5	2.9	3.5	0.4	1.0	3.3	3.1	22.3
華南地域	13.8	1.3	0.0	0.8	1.7	0.8	4.2	1.0	0.6	1.3	1.0	15.0
広東省	12.7	0.6	0.0	0.8	1.7	0.8	4.2	0.8	0.6	1.0	0.8	13.8
西部地域	1.5	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.4	0.0	1.3	0.2	2.7
合計	79.6	12.7	0.8	4.0	6.5	13.5	12.7	3.5	3.8	20.4	16.9	100.0
全進出企業平均	81.8	26.2	6.5	NA	NA	6.9	11.4	5.1	NA	17.2	4.5	100.0

(注) 上場企業を中心とした主要企業 6,249 社のなかから、資本金 10 億円以下の企業を抽出し、それらの企業が設立した現地法人の展開状況を示す。「全進出企業平均」は、財務省統計より 1989～2004 の投資件数を累計した参考値。

(資料) 東洋経済新報社「海外企業進出総覧」、財務省「対外及び対内直接投資状況」により作成。

3. 事例研究にみる外資系中小企業の実態

中国における外資系企業の経営の実態を明らかにすることを狙い、商務部国際貿易経済合作研究院とみずほ総合研究所はヒアリング調査を実施した。商務部国際貿易経済合作研究院は江蘇省昆山市、みずほ総合研究所は遼寧省大連市と江蘇省無錫市と、外資系中堅・中小企業が数多く展開している地域に出向き、外資系中堅・中小企業の経営実態や、経営課題などについて尋ねた。本章では、その概要を商務部国際貿易経済合作研究院、みずほ総合研究所の順にまとめた。

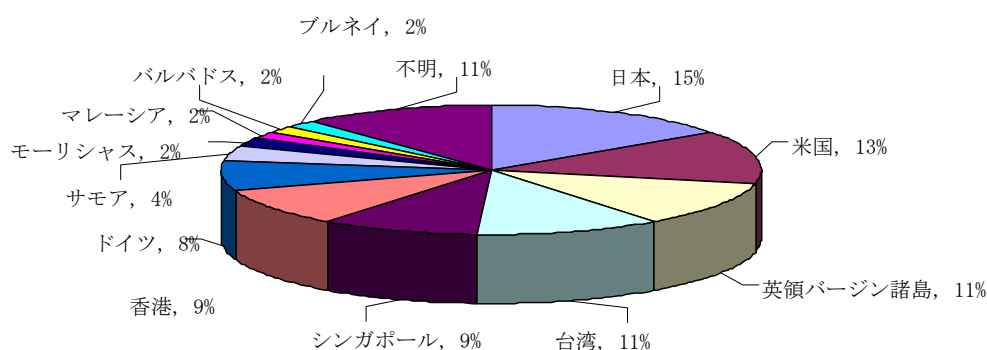
(1) 中国に進出した中小企業の状況

外資系中小企業の中国におけるビジネス活動の実態を理解し、中国資本・外資系中小企業間の協力を促進するため、商務部国際貿易経済合作研究院は江蘇省昆山市で「外資系中小企業の中国における発展戦略調査座談会」を開催した。外資系中小企業の中国における経営の現状、存在する問題、関連するニーズに重点を置いて考察を行なうとともに、それらの企業の中国における経営状況に対する認識についても尋ねた。

a. 企業の基本的状況

座談会に参加した企業は合計 53 社であり、主たる投資元は、日本、米国、英領バージン諸島、台湾、香港、シンガポール、ドイツといった国・地域である（図表 65）。

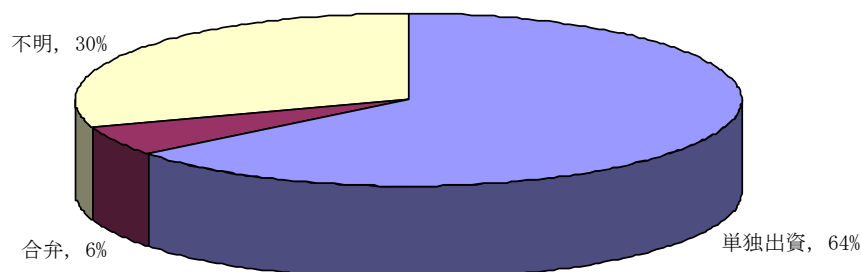
図表 65 調査対象企業の出資国別構成比



(資料) 商務部研究院

投資形態についてみると、調査対象企業は主に単独出資の形態をとっており、単独出資の外資系中小企業数は調査対象企業総数の 64%であった（図表 66）。

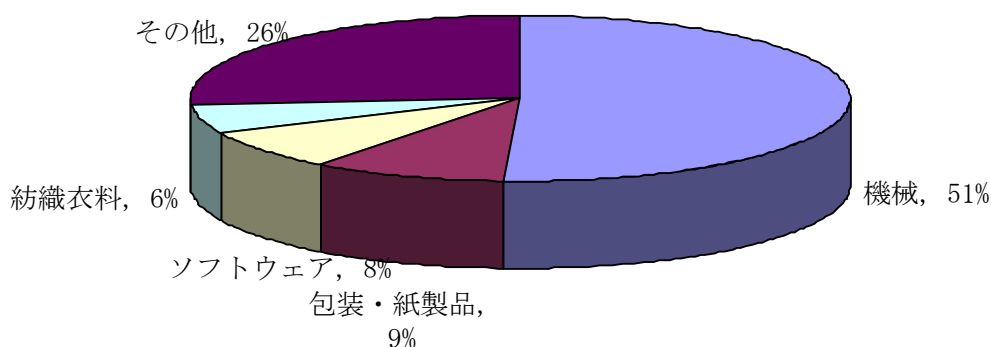
図表 66 調査対象企業の出資形態別構成比



(資料) 商務部研究院

調査対象企業の業種については、製造業が主体であり、機械（全体の 51%）、ソフトウェア（8%）、繊維・アパレル（6%）、包装・紙製品（9%）などであった（図表 67）。企業の主たる製品目は、オプトエレクトロニクス製品、機械・輸送機器、電子接続ケーブル、電器、コンピュータソフトウェア、エネルギー、繊維、プラスチック製品、紙製品、包装、化粧品などであった。

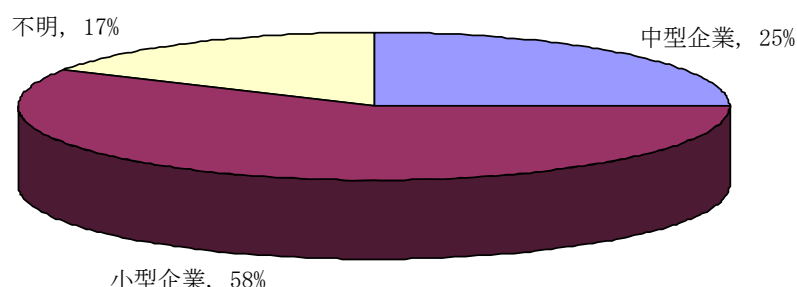
図表 67 調査対象企業の業種別構成比



(資料) 商務部研究院

企業規模をみると、調査対象となった外資系中小企業の場合、雇用者数 300 人未満の小型企業が多く、調査対象企業総数の 58%であった。雇用者数が 300~2,000 人の中型企業は全体の約 25%であった（図表 68）。

図表 68 調査対象企業の規模別構成比



(資料) 商務部研究院

企業の収益状況については、多くの外資系中小企業が黒字あるいは収支均衡の状態にあり、赤字企業は少数であった。企業の収益状況に対する満足度については、やや満足との回答率が約 50%、不満足が約 20%であった。赤字企業は、赤字の主因が労働コストの上昇、エネルギー・原材料コストの急騰、市場環境に起因する販売不振などにあると考えている。

製品の販売状況については、多くの外資系中小企業が中国の巨大な国内市場を重視しており、半分以上の企業が自社製品の主たる販売先が中国の国内市場であると回答している。その他の企業は、主に親会社の海外販売ルートを利用して母国に逆輸出したり、欧米や世界のその他の地域に販売したりしている。

サポーティングインダストリーの整備状況に関しては、外資系中小企業は当地における川上・川下産業の整備状況について全般的に満足しているか、基本的に満足だと感じており、座談会に参加した企業総数の約 89%がこのように回答している。多くの外資系中小企業は、当該地域の生産関連サービス業、例えば、物流、銀行、保険、マーケティング、会計、情報サービス、法律、商業コンサルティングなどに対して、満足あるいはやや満足だと感じており、なかでも物流、銀行、保険に対する満足度が高かった。

経営自主権については、外資系中小企業の場合、中国での生産・経営活動に関して一般的に比較的大きな自主権を有している。上層部の人事異動といった意思決定は一般に親会社が行なっているが、それ以外の経営に関する意思決定、例えば、生産、技術、研究開発、販売、調達などについては、一般に中国子会社が意思決定を行なっている。

近年、中国の多くの地域、とりわけ長江デルタ地区でエネルギー需給が逼迫するという問題が生じているが、大多数の調査対象企業は、ここ 2 年間に電力などのエネルギー供給不足の問題にまったく直面していないと回答している（調査対象企業の 83%）。また、エネルギー供給不足の問題に遭った企業（同 15%）についても、一時的な現象で、この問題が企業の生産活動に与える影響は決して大きいわけではないと認識している。一方、現在あ

るいは今後一定期間内で、外資系企業に与える影響が比較的大きいと認識が示されたのは、中国の国内市場における競争がさらに熾烈になるという点である。それは主に珠江デルタ地区、長江デルタ地区の企業が持続的な成長を遂げ、競争力をつけていることに起因しているとされている。

b. 企業の対中投資の主要な目的

(a) 中国の豊富かつ安価な労働力の活用

対中投資を検討する際の要因については、座談会に参加した多くの外資系中小企業があげた対中投資の主要な目的は、現地の安価な労働力の利用、および、安価な自然資源、原材料の活用にあると回答している。中国は世界最大の発展途上国であり、労働力、自然資源が豊富であるばかりではなく、その価格も相対的に安い。そのため、これらの点が多く外国企業が中国に投資をする際の目的の筆頭にあげられている。近年、中国国内で賃金やエネルギー価格、原材料価格の上昇の問題が発生している。これが一定程度生産コスト面での中国の優位性に影響を与えてはいるが、全体的にみて、伝統的産業における外資系企業の移転、大量の部品生産などの場合、依然として中国の労働力、自然資源のコスト面での優位性を十分に利用することが可能である。また、改革開放以来実施してきた教育立国、科学技術立国といった国策が一定の成果を挙げており、労働力の質も持続的に改善している。とりわけ、留学から帰国した科学技術分野のエリートが、外資系企業が対中投資を通じて能力の高い労働者を獲得する際の重要なリソースとなっている。このため、その他の発展途上国と比べて、中国の生産コストの優位性は今なお突出しているのである。

(b) 中国の巨大市場としての潜在力の発掘

座談会に参加した外資系中小企業の多くは、中国経済の発展の現状、将来性に対して比較的楽観的であり、対中投資を通じて中国市場をさらに開拓し、圧倒的なシェアを手に入れたと考えている。近年、中国の国民経済は年平均 10%以上のスピードで成長を続けてきた。これは同時期の世界の平均的な成長率よりもはるかに高い水準であり、中国が潜在的な発展性に満ちた巨大な消費・投資市場であることを世界に示してきた。中国の沿海地域はすでにアジアの新興工業国・地域の経済水準に近づいており、比較的良好な社会・経済的基盤を備え、工業化のレベルも高い水準に達している。その結果、沿海地域は先進国や新興工業国・地域にとって比較的先進的な資本財や消費財の市場となっている。また、西部大開発、中部台頭、東北地域旧工業基地振興といった戦略の実施の結果、外資系企業の移転、資源配置の最適化に資する広大な市場も提供されるに至っている。

(c) 中国の減免税などの優遇政策の活用

多くの外資系企業が、減免税などの優遇政策を活用するために中国に投資をしている。長期にわたり、中国は外資利用の過程で、外資系企業に対して所得税を中核とする一連の優

遇政策を実施してきた。それらの優遇政策が外国企業の投資を中国に引き寄せる重要な要素の一つとなっている。中国企業・外資系企業間の税制の統一後も、中国政府は依然として特定産業、特定地域に対する税制面での優遇を残すことになっている。例えば、「外国投資産業指導目録（2007年修正）」の規定では、目録で奨励類に指定されている外国企業の投資プロジェクトに対して中国は引き続き一定の税制優遇を与え、その場合の輸入設備に対する輸入関税、輸入環節増値税の免除、中国製設備を購入した場合の付加価値税の還付といった優遇政策も享受できるとされている。また、西部大開発、中部台頭、東北地域等老朽化工業基地振興といった戦略と歩調を合わせて、中国は中西部地域や東北地域旧工業基地の優位性や特色をもつ産業に外国企業が投資することを引き続き奨励していく方針である。加えて、新たな「企業所得税法」は、零細企業に対して20%の優遇税率を適用すると規定しており、外資系中小企業にとっては、相対的に税制優遇を受けやすい環境が維持されることになる。

(d) クラスタ効果の追求

上述の要因のほかに、かなりの部分の企業が大企業に対して部材を供給したり、アフターサービスや技術サービスなどを提供したりしている。生産地で部品を供給すれば、コストを削減できるし、中国を生産拠点としている大型の多国籍企業の多くが、生産に必要な部材やサービスに対する巨大な需要を抱えている。そのため、大型の多国籍企業に追随する形で、サポーティングインダストリーとしての性格をもつ大量の中小企業が中国に引き寄せられてきたのである。大型企業に対して関連の製品やサービスを提供するだけでなく、一部の外資系中小企業は中国を生産拠点とし、製品を母国や第三国に輸出している。

c. 企業の発展に影響を与える主要な要素

(a) 能力の高い人材の不足

人材は企業の発展にとって重要な生産要素である。座談会に出席した外資系中小企業は一律に、熟練技術をもつ人材の不足が今後の自社の発展を制約する主要な問題の一つであると認識していた。今後の自社の発展を制約するような人的資源の問題はないとの回答率は10%にも満たなかった。調査対象企業となった外資系中小企業の一般従業員は、主に長江デルタ地区、中西部地域から来ており、そのうちかなりの部分の一般従業員は教育水準が低い者であった。

(b) 労働コストの上昇

中国の農村労働力の出稼ぎに関する政策調整、一部の地域における出稼ぎ農民不足という現象が発生したことに伴って、近年、中国の出稼ぎ農民の賃金が一律に上昇している。2003～2006年の間に、生産・経営活動に従事している出稼ぎ農民1人当たりの月給は22%増加している。そのうち職業技術研修を受けている出稼ぎ農民の月給は28.8%増加しており、

この種の研修を受けていない出稼ぎ農民と比べて 8.7 ポイントも伸びが高い²³。しかし、外資系中小企業は一様に、甘受できる賃金上昇率は 20%未満であると回答している。そのうち約 50%の調査対象企業は、受け入れ可能な賃金上昇率は 10~20%と回答しており、約 20%の企業は 10%以内と回答している。そのため、現在の賃金の上昇率はすでに企業の予測を超えており、企業の長期的な発展に対して一定の影響を与えている。

(c) 新たな「労働合同法」の施行による企業の社会的責任の増大

2008 年 1 月 1 日、新たな「労働合同法（労働契約法）」が正式に施行された。それにより、社会的責任履行に関する企業への要求が高まったことで、多くの外資系企業、なかでも中国の安価な労働力と優遇政策に依存している外資系中小企業は、コスト面、政策面でますます大きなプレッシャーを感じるようになってきている。

(d) 技術・研究開発能力の不足

中国のその他の中小企業と比べて、過半の外資系中小企業の技術水準は中国の先進的なレベルあるいは国際的にみても先進的なレベルにある。しかし、自ら研究開発を行なっている外資系中小企業は調査対象企業の 1/4 にも満たない。大多数の企業は親会社から技術を供与されていたり、親会社のブランドを使用していたり、受託生産に特化していたりしている状況にあり、潜在的な発展性、中国国内市場における技術のスピルオーバー効果の面でかなり制約がある。

(e) 資金調達難

外資系中小企業の発展過程において、資金が相対的に不足しており、資金調達が困難であるという点はその発展を制約する主因の一つとなっている。外資系中小企業が融資を申請する場合、借入期間は一般に 2 年以上であり、資金は主に生産規模拡大や技術改善の用に使われる。しかし、外資系中小企業が金融機関から自社の発展のために必要となる資金を調達することは一般的にいつてかなり困難である。この問題は、具体的には以下のような形で現れている。

第一に、資金調達ルートが限られており、資金調達コストが高い。中小企業の資金調達は旧来型の金融機関からの借入を主体としている。例えば、企業の負債の構成をみると、最も大きなシェアを占めているのは、工商銀行、農業銀行、建設銀行、中国銀行という四大国有商業銀行からの借入であり、次いで交通、光大、中信、招商、広発といった株式制銀行となっており、資金調達ルートが非常に限られている。リースや担保融資などの資金調達手段は柔軟性があるものの、コストが高いと企業は口を揃えている。これらの制約は、中小企業が回収期間は長い、収益率が高いプロジェクトを通じて成長するうえで不利となっている。

²³ 2003~2006 年の出稼ぎ農民の賃金の変化については、「中国網」2007 年 9 月 19 日。

第二に、直接金融による資金調達が困難である。中小企業の全般的な状況からみて、上場可能な中小企業の多くは、規模が相対的に大きく、技術あるいは製品が比較的成熟しており、経営管理が規範化されており、発展の将来性が比較的高いハイテク産業である。しかし、大部分の中小企業は上場の要件を満たすには遠く及ばず、株式発行を通じて発展のために必要な資金を調達することができない状況にある。また、中小企業のための二部市場の開設も遅々として進んでおらず、中小企業は使いたくても使えずにいる。

第三に、間接金融による資金調達もそれほど容易ではない。企業は銀行融資を受けたくとも、一般に建築物や機器などを担保に入れなければならず、かつ、担保価値と借入総額の比率は通常 1.5 対 1 にも上る。中小企業は規模が小さく、自己資金も不足している。そのため、銀行が要求するだけの担保を差し入れようとしても資産には限界がある。また、十分な資産・信用格付けをもつ第三者の企業も担保提供を渋るため、中小企業が銀行から融資を受けるのは難しい。また、たとえ銀行から融資を受けられても、そのコストは相対的に高くなる。銀行の融資条件が高すぎ、担保を差し入れることが困難であることが、外資系中小企業が借入を申請する際に直面する最大の問題となっている。

企業の資金調達難を招いている理由は多方面にわたる。マクロ上の理由もあれば、企業自身に起因する理由もある。マクロからみた場合には、中小企業に対する支援の面で、中小企業の発展にとって必要となる金融サービスに関する優遇政策に欠け、金融機関のサポートも不十分である。加えて、市場整備が不完全であるといった原因などから、既存の中小企業が必要とする措置も十分にその効果を発揮できていない。また、大企業と比べて、中小企業の資産は少なく、質の面でも劣り、格付けが相対的に低いため、担保貸付、無担保貸付ともに簡単には受けられない。これらの点が、金融機関が資金需要の規模が小さい中小企業に融資をしたがらない理由である。企業自身の問題については、資産が限られており、経営規模が小さいといった制約があり、固定資産が少なく、かつ担保換価率が低く、抵当や担保責任の履行が容易ではないことから、銀行からの信用を得ることが難しい。

座談会に参加した企業の多くは、政府が今後以下の点で引き続き努力する必要があると認識している。①中小金融機関システムの構築と整備（回答率は約 40%、例えば、政策性中小企業銀行の設立、支援が必要な中小企業のニーズに特化した利息免除、利息補填、低利融資）、②中小企業向けの資本市場の発展（回答率は約 40%、上場基準を引き下げ、市場に将来性があり、製品の技術集約度が高く、発展の潜在力を備えた成長の見込みある中小企業が直接証券市場を通じて資金調達をできるようにし、さらに直接金融を通じた資金調達のルートを広げる）、③中小企業信用保証システムの健全化（回答率は約 35%、例えば、政府の率先による「中小企業信用保証基金」の組成を通じた、高い成長性を備えた中小企業への信用保証の提供、信用保証機関の設立など）、④中小企業の発展に対する金融機関の支援を促すための政策の実施（回答率は約 30%）などである。

総括すれば、企業の資金調達は一連の系統だったプロセスであり、関係各方面の協調、調整が必要である。資金調達難の問題を合理的な形で解決することは、現下の中国において、

中小企業のさらなる発展を促すうえで重要なポイントである。

(f) 投資環境のさらなる改善の必要性

調査対象となった外資系中小企業は、現地のインフラに対して一様に「満足」との評価を下している。その満足度は 87%にも達している。しかし、中国の多くの地域が依然として深刻なインフラのボトルネックに直面している。とりわけ中西部地域のインフラ整備は遅れており、それが外資誘致の制約となっていることは明白である。

もちろんインフラが引き続き改善されたとしても、企業の今後の発展を制約するその他の複数の問題がある。例えば、水・石炭・電力供給、交通、通信、土地の価格の上昇、法律・法規の未整備・不透明性、行政行為の恣意性、行政効率の低さ、税関などの部門の管理の複雑さなど、こういった投資環境の問題がさらに解決されることが待たれる。企業は一様に、今後 2~3 年のうちに、環境保護に対する要求の高まり、従業員に対する福利厚生・社会保障の負担増といった政策傾向が企業経営に最も大きな影響を与えていると考えている。

d. 企業の今後の戦略

国家のマクロコントロールの強化、人民元の切り上げ、輸出増値税の還付率の調整、環境保護に対する要求の高まり、日増しに熾烈になる市場競争といった状況の下、多くの外資系中小企業、とりわけ労働集約型製品の受託生産に従事している企業の利益が大幅に圧迫されている。利益の新たな源泉を確保するため、多くの企業が、今後の経営戦略上の重点を生産効率の向上によるコスト削減、中国市場での販売シェアの拡大、現地人材の育成・訓練の実施、生産・技術力の向上に置くと回答している。これらの戦略を採用するとの回答率は 50%を超えている。回答率が 30%以上であったのは、現地調達によるコスト削減、中国市場における自社製品の影響力拡大、生産拠点の輸出拡大、販売・サービス体制の強化、サプライヤーへの指導・育成、関係各社などとの交流・連絡、為替リスクへの対応、従業員の待遇や労務管理の改善であった（図表 69）。

図表 69 外資系中小企業における今後の中国経営戦略の重点

	企業数	比率
全回答企業数	48	100.0%
生産効率の向上によるコスト削減	41	85.4%
中国市場での販売シェアの拡大	26	54.2%
現地人材の育成・訓練の実施	25	52.1%
生産・技術力の向上	24	50.0%
現地調達によるコスト削減	23	47.9%
中国市場における自社製品の影響力拡大	22	45.8%
生産拠点の輸出拡大	21	43.8%
販売・サービス体制の強化	18	37.5%
サプライヤーへの指導・育成	17	35.4%
関係各社などとの交流・連絡	16	33.3%
為替リスクへの対応	16	33.3%
従業員の待遇や労働管理の改善	16	33.3%
製品の中国市場受注の増加	14	29.2%
中国における産業連鎖の伸長	11	22.9%

(資料) 商務部研究院

また、外資系中小企業の今後の中国における業務については、約 2/3 の企業が業務を拡大させると回答しており、中国から撤退し、ベトナムなどの発展途上国に移転するとの回答は少数にすぎなかった。この結果は、ベトナムなどのその他の発展途上国は外資を誘致する上で労働コストの安さといった優位性を備えてはいるものの、労働コストに加えて労働者の技能、サポーターインダストリーの整備状況、市場、投資に関わるソフトインフラなど、総合的に投資環境を評価した場合、外資系中小企業からみて中国はいまなお比較的強い魅力を備えていることを示している。

e. 中国の外資政策に対する企業の期待

圧倒的多数の調査対象企業は、中国が外資政策の連続性・安定性を引き続き保ち、外国企業の対中投資にとって良好な条件をつくり出すことを希望している。具体的には、①投資環境のさらなる改善、法律制度の整備、法の執行能力強化、行政行為の規範化、透明性の向上、②優秀な人材の供給拡大、③外資規制のさらなる緩和、外資に対する開放分野の拡大、外資系中小企業を対象とした関連政策のさらなる明確化、④為替レートの安定保持、などである。

加えて、かなりの部分の企業は、中国が電力・水・石炭・ガスの安定供給を引き続き保証すべきであると回答している。また、道路・港湾といったインフラをさらに整備、改善し、企業の長期的な発展を制約するインフラのボトルネックを解消することも要望としてあげ

られている。資金調達ルート拡大による外資系中小企業の資金調達難の問題の解決、サポートイングインダストリーの充実による産業集積効果のさらなる発揮、知的財産権保護システムの整備などにも期待が寄せられている（図表 70）。

図表 70 外資系中小企業の中国外資政策への期待

	企業数	比率
回答企業数	49	100.0%
外資税制優遇政策の連続性の維持	40	81.6%
法律制度の整備、法の執行能力強化	36	73.5%
優秀な人材の供給拡大	27	55.1%
外資に対する規制のさらなる緩和	27	55.1%
為替レートの安定性の維持	26	53.1%
電力・水・ガスの安定供給の保証	25	51.0%
道路・港湾などインフラのさらなる整備	23	46.9%
資金調達ルート拡大	17	34.7%
知的財産権保護システムの整備	16	32.7%
サポートイングインダストリーの充実と産業集積効果のさらなる発揮	16	32.7%
中西部・東北地域振興に関連する政策の実施	11	22.4%
外国人駐在員の生活環境の改善	11	22.4%

（資料）商務部研究院

(2) 日系中堅・中小企業の事例研究

中国に進出した日系中堅・中小企業のうち、業況が拡大基調にある企業はどのような特徴を有しているのだろうか。統計だけでは捉えきれない実態を把握すべく、2007年12月に中国のなかでも比較的日系中堅・中小企業が数多く進出している江蘇省無錫市・昆山市および遼寧省大連市においてヒアリング調査を実施した。ヒアリングを通して明らかになった日系中堅・中小企業の5社の事例から、中国で事業を成功させるための条件やその傾向について検討した。

a. メッキ加工業 A 社

A社は電子部品を中心とした製品群に対するメッキ加工業を無錫市にて展開している。中国進出当初は、主要納品先である大手電子部品メーカーの中国生産に対応することに主眼を置いてきたが、その後は同社以外の電子部品メーカーとの取引の開拓に成功し、現在順調に業容を拡大している。2007年の受注状況も好調で、計画に対し上ぶれぎみに推移している。

A社が無錫に設立されたのは2003年であり、工場は翌年より稼働した。高品質の製品を安定的に生産するため、金メッキの主原料であるシアンと混合した金などの原材料を日本から調達するとともに、無錫工場においても日本と同等の設備を導入している。日本の工場では最先端品、無錫工場においては現地では高度ではあるものの、日本よりやや技術水準が劣る製品を生産し、両者間で棲み分けをしている。海外には東南アジアにも製造拠点を設置しているが、グループ会社全体で生産量が増加しており、日本における生産も堅調に推移している。

中国展開の「成功要因」として、A社は「増加基調にある得意先の海外生産シフトの波に乗れたこと」を指摘している。すなわち、中国に進出した日系組立メーカー各社が、生産活動そのものを活発化させただけでなく、部品調達先も日本などからの輸入から、現地調達に積極的に切り替えているため、A社は中国で生産活動を開始してから、進出要請のあったメーカーだけでなく、その他の組立メーカーからの引き合いが続々と入ることになった。例えば、現地調達の向上に取り組む多くの組立メーカーが品質面などで購買条件を満たせる現地製部品の確保に奔走しているとされるなか、ある大手電子部品メーカーはA社の中国における存在を「渡りに船」と表現したとされている。

近年の人件費などの上昇に伴うコスト増に対し、A社は「無錫工場は日本にある工場と比較して面積が広く、棚卸しなどがスムーズにできる。在庫などの管理を工夫することによってコストを削減する余地が大きい」と指摘しているように、生産性の向上への取り組みによって乗り切ることを目指している。

また、中国政府に対しては、「制度や規制を更新・制定する際に事前に公表するなど透明性の向上をお願いしたい」との期待を示す一方で、環境問題については、「正攻法でライ

センスを取得し、政府との良好な関係を維持しながら操業する」姿勢にある。

「製造業にとってメッキは必ず必要な工程であるため、当社に対するニーズは高い。また、中国においてメッキ専門企業はプレス専門企業などと比較して競争相手が少ないうえ、組立メーカーにとっても内製化することはきつい工程」との指摘にあるように、今後もA社が中国で業容を伸ばす余地は大きいといえよう。

b. ワイヤハーネス製造 B 社

ワイヤハーネス製造のB社は大手電機メーカーのニーズにあわせ、ワイヤハーネス工場を世界各地に展開してきた親会社が昆山市に設立した現地法人である。グループ全体のアジア拠点は東南アジア5カ国に加え、中国には昆山の他に、杭州、東莞、香港に拠点がある。昆山工場は1994年に設立され、約170名の人員からスタートし、現在では約1,200名の体制になるまで拡大した。また、2006年には昆山工場から360kmほど離れた地域の開発区に分工場を設立し、生産量を順調に伸ばしている。

B社は昆山工場を設立した当初、製品の全量を日本向けに輸出していたが、現在では中国内販売と、日本を含む全世界への輸出が半々となっている。最近では世界的に平面テレビの需要が伸びていることから、とくに平面テレビ向けワイヤハーネスの生産が順調に拡大している。ワイヤハーネスは、価格以外の差別化が難しいという製品特性があるため、日米欧などの最終完成工程で組みつけられる部品についても、価格競争力の有無が重視される。昆山工場もこうしたニーズに対応することにより、発展してきた。

B社が指摘する成功の要因は、典型的な労働集約産業であるワイヤハーネスの組み付け作業において低廉な労働力のメリットを活用できたことに加え、電線からハーネス組み付けまでの一貫生産体制を実現したことにある。例えば、昆山市における最低賃金の上昇や逼迫する労働市場に対応するため、比較的賃金水準が低く、労働力を確保しやすい地域に分工場を設立したことにより、競争力を維持することに成功している。

最近の外資政策の動向について、B社は「優遇税制がなくなることは時代の流れもあり仕方ない。輸出時の還付税率が引き下げられたことについては、価格転嫁で対応しているものの、人民元の上昇も頭の痛い問題。今後は中国内向けの販売比率を高めるようにしなければならないだろう」と指摘。また、「昆山は他地域が見習うほど労働法が整備されているところであり、法で決まったことを遵守するという印象」と雇用政策の運用について評価する一方で、「政府には、賃金の上昇率を抑制するような政策に取り組むとともに、人材が容易に確保できる環境も整備してほしい。そうでなければ中国で生産するメリットが減退してしまう」との認識を聞くことができた。さらには、「当社の課題はコスト競争力をいかに維持するかにある。最終製品の単価が下落するなか、その要請はますますシビアになっている」という考えのもとで「このままでは将来は人件費の安い地域へシフトする可能性もある」と生産拠点の移転についても示唆した。B社は2007年3月にベトナムに生産拠点を設立しているが、中国の投資環境の変化もベトナム進出のひとつの要因として指摘

できよう。

c. 自動車部品 C 社

自動車部品製造のC社はブレーキシステムの製造を手がけており、日本企業と台湾企業の合弁会社として2002年に無錫に設立された。日系自動車メーカーからの進出要請に加え、台湾側の合弁パートナーが出資している兄弟会社がすでに無錫で展開していたことから、両者のメリットを生かすことを狙い同地へ進出することを決定した。近隣にある兄弟会社ではプレス工程などを担当しており、原材料の搬送や在庫管理に有利な条件を提供している。さらに、台湾側のトップが現地の政策情報に精通しており、さまざまな情報をグループ間で共有できることもC社にとっての大きな強みとなっている。

C社の陣容は、進出当初17名でスタートし、2007年には70名にまで拡大した。中国における自動車市場の拡大に加え、完成車メーカーが部品の現地調達を積極化していることから高品質なブレーキシステムを中国で生産しているC社に対する引き合いは多い。現在の取引先は進出要請のあった自動車メーカーだけでなく、商用車を含むほぼすべての在中国日系メーカーに拡大している。また、中国では自動車メーカー各社がはじめて市場に投入する新モデルへの対応に追われている。そのため、C社には続々と新モデル関連プロジェクトが舞い込んでおり、多くの生産立ち上げ支援案件を同時並行で対応している。こうした旺盛な需要に支えられ、生産は計画を上回る水準で推移しており、今後の需要増に対する期待感も高い。中国での生産量は今後も拡大する見通しであり、樹脂成型などの新たな工程も追加する予定がある。また、販売先が全量中国市場向けであるため、人民元上昇や輸出税制の変化についての悪影響はほとんど出ていない。

C社は「中国の自動車市場の拡大に対応できたこと」を中国事業の成功の最大の要因として指摘している。また、今後の展望として「利益率が下落傾向にあるものの、生産量の拡大によってカバーしていきたい。そのためにも、日系自動車メーカー中心だった取引先を今後はローカルの自動車メーカーにも広める予定であり、地場メーカーのニーズに対応した製品を手がけたい」との意見を聞くことができた。さらに、最大の課題として挙げられている「従業員の育成」については、積極的に数多く在籍する若手社員を教育しながら、事業を強化する姿勢を打ち出しており、「人件費の上昇は仕方ない」という認識のもとでそれに見合った生産活動に取り組む姿勢にある。

d. プレス加工 D 社

大連市でプレス加工業を展開しているD社の親会社は1993年にパソコン用ディスプレイ機器製造の大手メーカーと合弁で北朝鮮国境付近の丹東市にプレス工場を設立した。その後、同工場を見学に来た大連市の大手日系OA機器メーカーが同市への進出を要請し、2001年に設立されたのがD社である。

D社は顧客である大手日系OA機器メーカーが大連市で組み立てている中級以上のレーザ

ープリンタ向けのプレス部品を中心に製造している。事務機器市場における世界的なシェアを高めているメーカーに納品することにより、D社の生産は順調に拡大しており、年商規模は約20億円に達した。受注状況も好調であり、増産に対応するため今後は3班による二直制度を導入し、稼働率を1.3倍に引き上げることを目指している。また、食堂や物流・配送部門については専門のプロにアウトソーシングする計画も進展しており、新労働法対策も視野に入れながら、生産量の増加と賃上げへの対応の同時達成を狙った展開をはかっている。

D社の強みは、納品先の近くに進出し、徹底的にJIT²⁴に対応していることにある。例えば、OA機器メーカーには1日30回納品しており、きめ細かいSCM²⁵体制を構築することにより、在庫の低減に取り組んでいる。現在の顧客は中国に進出した日系組立メーカー10数社。このうち、2006年には95%だった大手OA機器メーカーへの販売比率は、2007年には84%に低減しており、将来的にはこれを70%台にする見通し。そのため、住宅ドアやエンジン部品、自動販売機部品など商品ラインの多様化に取り組んでおり、いずれは長春の外資系大手自動車メーカーにも食い込むことを狙っている。一方、中国の地場企業を顧客にすることについては、商取引習慣がまだ未成熟であるとの認識から、現状では視野にない。

また、大連市の日系組立メーカーは、プレス部品にも一定水準以上の品質を要求しているため、主なプレス部品の発注先は台湾系を含む外資系プレス会社4社に限定されている。こうした市場の実態から、現地のプレス会社の実力は競争相手としてはまだ同じ土俵に乗っていないと認識している。

D社は「日本国内では以前のようなプレスのニーズはなくなってしまった。今後は海外を強化するしかない」との分析のもと、グループ全体で海外生産の拡大に乗り出しており、中国以外ではタイの拠点の拡張にも着手している。

e. 金型部品E社

金属部品を大連市で製造しているE社は現在、中国最大の金型標準品メーカーの座を占める企業である。E社の親会社はもともと、低コスト生産拠点を求めて中国進出を検討し、大連に事務所を持つ地方自治体の仲介で同市への進出を決めた。E社は1990年に独資の現地法人として設立され、1991年より生産活動を開始。スタート時点では従業員約50名、生産品は全量輸出で、生産コストの安さを重視する典型的な輸出加工型の事業を展開していた。しかし、90年代半ば以降、続々と日系企業が中国に進出するようになり、それらの企業が日本からE社の製品を輸入調達している実態が明らかになったことから、1997年より中国の国内市場向け販売に乗り出した。日系企業の中国生産が拡大している時期とタイミングが一致したこともあり、中国市場向け販売はその後急拡大することになった。現在では売上

²⁴「ジャストインタイム生産システム (Just In Time)」。それぞれの生産工程における仕掛在庫を極小に抑えることにより、コストの削減を目指す手法のこと。トヨタ自動車の生産システムがその代表例として知られている。

²⁵「供給連鎖管理 (Supply Chain Management)」。素材 (川上) から小売 (川下) まで取引全体の供給連鎖活動を最適化するための経営手法。

高ベースで8割が中国内（このうち約半分は日系向け）、輸出は2割という比率になり、従業員数も約2,200名になるまで発展した。

E社は中国内での営業活動を強化するため、営業拠点を北京から成都まで中国30箇所に展開している。工場も大連だけでなく華南地域、華東地域などにも設置しており、それぞれの地域に対しきめ細かいサービスを提供する体制が構築されている。一方、日本にある工場では、中国拠点より精度がやや高い製品を扱うことによって棲み分けをはかっている。

E社によると、最近では日系企業からの注文が頭打ち傾向にあり、その背景のひとつとして、日系企業の中国からの完成品輸出がすでにピークに達したことが指摘されている。そのため、これまで獲得した顧客への対応を継続する一方で、今後は欧米企業のニーズに積極的に対応する姿勢を鮮明にしている。欧米企業はグローバル調達に取り組む企業が多いため、受注を獲得できれば、中国内の拠点だけでなく、全世界の拠点に供給することが可能となる。すでにそうした事例が実現しており、将来的な生産量の拡大に貢献することになると見込んでいる。こうした取り組みにより、E社は2012年までに生産規模が現状の8～9割増になると見込んでいる。

E社の優位性は製品の高い品質にあり、原材料と設備を日本から取り寄せることによって水準の維持をはかっている。市場には安価な地場企業製の金型部品も出回っているものの、精度が大きく劣るため、正面からの競争相手とは認識していない。一方で、日系の金型部品商社が2002年に現地法人を立ち上げてからは、競争相手となっている。

今後は、「他社ができるような「レッドオーシャン²⁶」を攻め込むようなことはせず、コネクタや半導体関連のモールドのような先端的分野にも取り組む。設備投資を先行し、中国におけるニーズを取り込みたい。これまでの中国市場では日本の1～2ランク下の技術水準でも評価されたが、今後は同じ水準のものが要求されるようになるだろう」との見通しを聞くことができた。また、中国政府に対しては「例えば、RoHS²⁷が導入されたときは唐突感があり、その対応に手間取った。今後はこうしたことが生じないように、政策情報を事前に開示していただきたい」と多くの日系企業が共通して指摘する点について要望があることも明らかになった。

(3) 「成功している中堅・中小企業」の特徴分析

ヒアリングによる事例研究を通して、成功している中堅・中小企業の共通点をまとめると、①加工技術や素材の調合、在庫管理などのノウハウに独自の技術的優位性を有している、

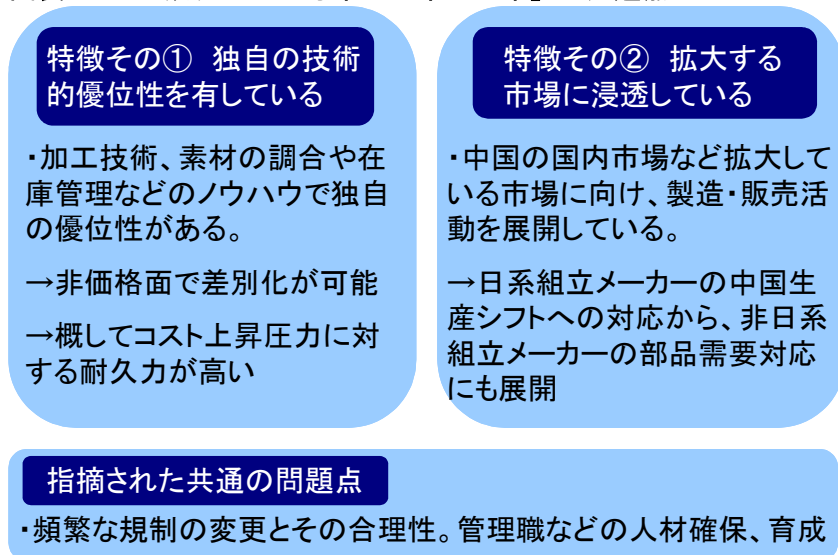
²⁶ INSEAD のキム教授らが提唱する概念で、製品のコモディティ化が進み、競争が激しくなっていく既存市場を指す。反対に、競争すら存在しない未知の市場空間はブルーオーシャンと呼ばれる（W・チャン・キム、レネ・モボルニュ著「ブルーオーシャン戦略 競争のない世界を創造する」、ランダムハウス講談社、2005）。

²⁷ 欧州委員会が出した規制「Restriction of the use of the certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment（電気電子機器の特定有害物質使用規制）」のことで、2006年に施行された。中国においては、同様の内容の規制が2007年に「電子情報製品生産汚染防止管理弁法」として施行されている。

②中国の国内市場など拡大している市場を狙い、製造・販売活動を展開している、の2点に特徴があることが指摘できる。前者を実現している企業は、非価格面での差別化が可能となるため、概してコスト上昇圧力に対する耐久力が高く、十分な利幅を確保することも可能となる。また、後者を実現している企業は、規模の経済を追求することによって、売上規模だけでなく、生産性の向上を見込むことも可能となる。それは、自動車や液晶テレビのように急拡大している市場に向かって部品などの製品を納品するというだけでなく、中国に進出する前には取引実績のなかった日系および非日系の組み立てメーカーにも納品するような取り組みによっても実現されている。

一方で、中国政府が打ち出す規制について、その透明性や合理性の改善を求めることや、管理職などの人材をいかに確保し、育成するかという点について、問題意識が共有される傾向があった（図表71）。

図表 71 「成功している中堅・中小企業」の共通点



（資料）みずほ総合研究所

日系中堅・中小メーカーの在中現地法人は、中国進出前に日本において取引実績のある組立メーカーの要請に応じて対中投資を行ったというケースが多く、ヒアリング調査でも大半の企業がそれに該当していた。

例えば、トヨタ自動車に部品を供給している部品メーカーの協力組織「協豊会」の会員企業の中国進出状況を見ると、トヨタ自動車の組立ラインがある天津市と広東省に集中していることがうかがえる（図表72）。このように、協力会社のネットワークを近隣に構築することにより、開発から生産までのプロセスを円滑化し、産業集積の効果を享受する手法はトヨタ自動車をはじめとした日系組立メーカーの競争優位の源泉のひとつとなっており、多くの組立メーカーは、中国においても同様の手法を移植することを模索している。しかし、すべての協力会社がそのまま中国に進出するとは限らないため、日本と同水準の協力

会社のネットワークを構築することは容易ではない²⁸。そのため、組立メーカーや大手部品メーカーの多くは、価格、品質、納期で要求水準を満たすことのできる企業を、従来の取引実績にかかわらず中国内で探し出すことを迫られている。

図表 72 トヨタ自動車と「協豊会」会員企業の中国展開状況

設立・操業年	所在地	出資企業名	設立・操業年	所在地	出資企業名
1990	福建省廈門市	リケン	2003	江蘇省張家港市	豊田合成
1994	天津市	豊田合成	2003	浙江省寧波市	トヨタ紡織
1995	重慶市	エクセディ	2003	上海市	内山工業
1995	山東省青島市	テイラド	2003	重慶市	ハイレックスコーポレーション
1995	浙江省台州市	アイシン精機	2004	広東省広州市	曙ブレーキ工業
1995	浙江省紹興市	ソミック石川	2004	江蘇省蘇州市	曙ブレーキ工業
1995	天津市	トヨタ紡織	2004	江蘇省無錫市	三桜工業
1995	重慶市	ハイレックスコーポレーション	2004	広東省佛山市	愛三工業
1996	天津市	愛三工業	2004	天津市	愛三工業
1996	安徽省安慶市	TPR	2004	安徽省安慶市	TPR
1996	河北省唐山市	アイシン精機	2004	吉林省長春市	トヨタ自動車
1996	天津市	豊田合成	2004	広東省広州市	トヨタ自動車
1996	江蘇省昆山市	トヨタ紡織	2004	天津市	トヨタ自動車
1997	天津市	トヨタ自動車	2004	広東省広州市	トヨタ自動車
1997	天津市	アイシン精機	2004	上海市	トヨタ自動車
1998	天津市	トヨタ自動車	2004	広東省佛山市	アイシン精機
1998	天津市	トヨタ自動車	2004	広東省広州市	アイシン精機
1998	天津市	トヨタ自動車	2004	天津市	ソミック石川
1999	広東省広州市	三桜工業	2004	広東省中山市	高木製作所
1999	上海市	三桜工業	2004	広東省佛山市	豊田合成
1999	天津市	トヨタ自動車	2004	広東省佛山市	豊田合成
1999	上海市	ダイナックス	2004	天津市	豊田合成
2000	安徽省安慶市	TPR	2004	広東省広州市	トヨタ紡織
2000	四川省成都市	トヨタ自動車	2004	広東省広州市	トヨタ紡織
2000	四川省成都市	トヨタ紡織	2004	天津市	トヨタ紡織
2001	山東省青島市	太平洋工業	2004	浙江省寧波市	トヨタ紡織
2001	遼寧省瀋陽市	日野自動車	2004	広東省広州市	フタバ産業
2001	北京市	トヨタ自動車	2004	天津市	フタバ産業
2001	浙江省杭州市	アイシン精機	2004	山東省煙台市	ハイレックスコーポレーション
2001	上海市	ダイナックス	2004	天津市	マルヤス工業
2001	河南省鄭州市	タチエス	2005	湖北省武漢市	三桜工業
2001	広東省深圳市	ハイレックスコーポレーション	2005	上海市	三桜工業
2002	江蘇省鎮江市	KYB	2005	天津市	太平洋工業
2002	江蘇省蘇州市	大同メタル工業	2005	安徽省安慶市	TPR
2002	山東省煙台市	大豊工業	2005	河北省廊坊市	TPR
2002	江蘇省南京市	TPR	2005	広東省広州市	トヨタ自動車
2002	天津市	トヨタ自動車	2005	北京市	トヨタ自動車
2002	広東省中山市	テイラド	2005	山東省青島市	テイラド
2002	天津市	アイシン精機	2005	江蘇省儀征市	日本ピストンリング
2002	天津市	アイシン高丘	2005	湖北省武漢市	リケン
2002	江蘇省蘇州市	大同メタル工業	2005	天津市	アイシン・エイ・ダブリュ
2002	福建省福州市	豊田合成	2005	広東省佛山市	アイシン精機
2002	上海市	トヨタ紡織	2005	河北省唐山市	アイシン精機
2002	上海市	トヨタ紡織	2005	広東省広州市	アイシン高丘
2002	天津市	フタバ産業	2005	天津市	トヨタ紡織
2002	浙江省嘉興市	村上開明堂	2005	広東省佛山市	トヨタ紡織
2002	広東省広州市	ハイレックスコーポレーション	2006	広東省広州市	内山工業
2003	上海市	内山工業	2006	江蘇省鎮江市	日本ピストンリング
2003	上海市	日野自動車	2006	上海市	日本ピストンリング
2003	上海市	タカタ	2006	広東省広州市	タチエス
2003	上海市	TPR	2006	広東省広州市	タチエス
2003	北京市	トヨタ自動車	2006	広東省広州市	タチエス
2003	浙江省寧波市	東海興業	2006	広東省広州市	中央精機
2003	福建省福州市	トビー工業	2006	上海市	豊田合成
2003	天津市	三五	2006	広東省東莞市	フタバ産業
2003	江蘇省太倉市	タチエス	2006	広東省広州市	内山工業
2003	上海市	豊田合成	2006	広東省広州市	マルヤス工業
2003	江蘇省張家港市	豊田合成			

(注) 協豊会 HP (<http://www.kvohokai.gr.jp/>) 上にある 2007 年 8 月現在の会員企業一覧リストに掲載された企業のうち、東洋経済新報社「海外企業進出総覧」で確認できた現地法人を掲載。系列メーカーが多く集積する天津市と広東省を着色。トヨタ自動車はイタリックで表記。

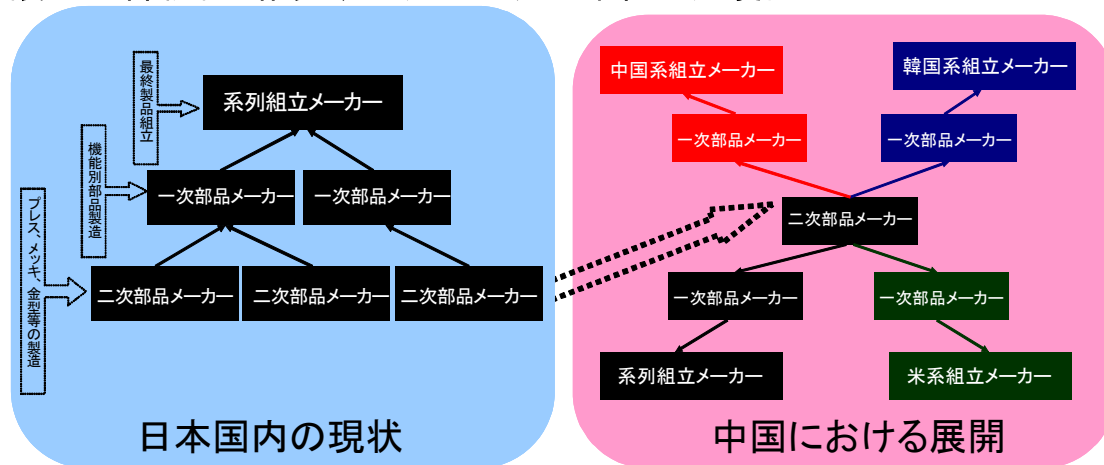
(資料) 協豊会 HP、東洋経済新報社「海外企業進出総覧」

²⁸ モジュール部品などを手がける一次部品メーカーだけでなく、多くの中堅・中小企業がかかわる二次・三次部品メーカーまでを含む重層的な生産ネットワークの現地化が模索されている。

一方、こうした動きは中国内で生産活動を展開している中堅・中小企業にとってまたとない商機をもたらしている。とくに、独自の技術によって地場企業にない優位性をもつ企業にとって、日本で取引実績がなかったり、これまで扱ってこなかったりした分野の組立メーカーから注文を受けることは珍しいことでなくなっている。ヒアリングにおいても、「中国に進出したほぼすべての日系自動車メーカーと取引をしている」、「これまで電子部品の加工工程を中心に扱っていたが、日系組立メーカーからの要請で自動車や建材関連の部材の加工にも拡大した」といった話を聞くことができた。さらに、輸出市場などを狙って、国際水準の品質を満たす製品の生産を目指す中国の地場の組立メーカーにとっても、日系中堅・中小企業から部材を購入することは競争力の向上を図るうえで、魅力的な選択肢となっている。

つまり、中国に展開した二次部品メーカー主体の中堅・中小企業の役割は、日本国内における「系列の生産ネットワーク内における特定製品の専門的工程を分担」から、「系列を問わない生産ネットワークに参入し、さまざまな製品の専門的工程を提供」へと進化することも可能となる。日本国内では二次部品メーカーとしてピラミッド状の生産系列の一員だった中堅・中小企業のなかには、中国に進出することにより、結果的に自社を中心とした「逆ピラミッド」を構築している企業もめずらしくなくなっている（図表73）。

図表 73 中国進出に伴う生産ネットワーク上の位置づけの変化のイメージ



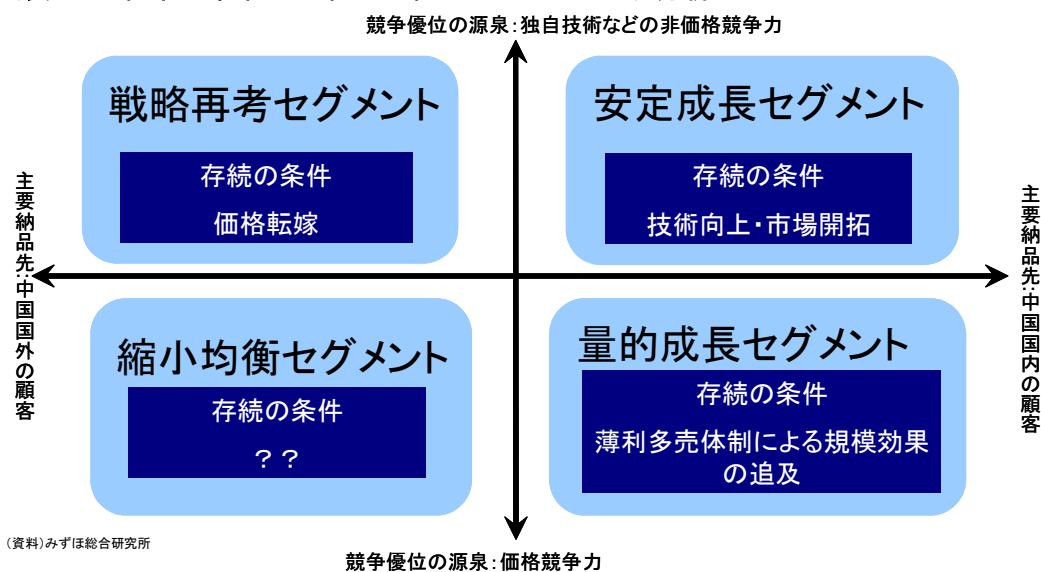
(資料)みずほ総合研究所

ヒアリングによる事例研究から、「成功している中堅・中小企業の共通点」を、①独自技術などを活用することによって非価格競争力を有している、②中国の国内市場など拡大している市場に浸透している、を抽出することができたことから明らかなように、この二つの事象に対する取り組みによって、中国に進出している中堅・中小企業各社の位置づけを示すことができる（図表74）。つまり、右上の「安定成長セグメント」とは、独自技術をもち、拡大している中国市場に浸透することのできている企業群であり、今後とも技術水準を向上させ、市場を開拓することができれば安定成長路線を歩むことができるとみら

れる。右下の「量的成長セグメント」は価格競争力を武器に中国市場に浸透している企業群であり、薄利多売体制によって経済規模効果を追及することが今後の存続の鍵となる。また、左上の「戦略再考セグメント」は独自技術を有するものの、中国外の市場に対する依存度が高い企業群であり、同セグメントにとどまるには価格転嫁を進めることにより、中国内の投資環境の変化に対応することが求められる。さらに、左下の「縮小均衡セグメント」は価格競争を武器とする財を、収益性を犠牲にしながら国外市場に輸出することを迫られており、存続そのものが困難になっている。こうしたセグメンテーションのなかにおいて、事例研究で扱った業績が好調な5つのケースを当てはめると、「安定成長セグメント」に近い位置づけの企業が多いことを指摘できよう。

さまざまに変化する投資環境のもとにおいて、中国内でのビジネス基盤を強固にすることを狙う中堅・中小企業にとっては、将来的に少しでもポジショニング分析上の右上の方向に、シフトすることが欠かせないといえよう。

図表 74 在中日系中堅・中小企業のポジショニング分析



4. 今後の「中小企業にとっての中国」の検討

最後に、みずほ総合研究所が実施したアンケート調査の結果より、中堅・中小企業にとっての中国展開の問題点や今後の展望をみずほ総合研究所が描くとともに、中国の中小企業に対する政策の方向性について商務部国際貿易経済合作研究院が明らかにする。

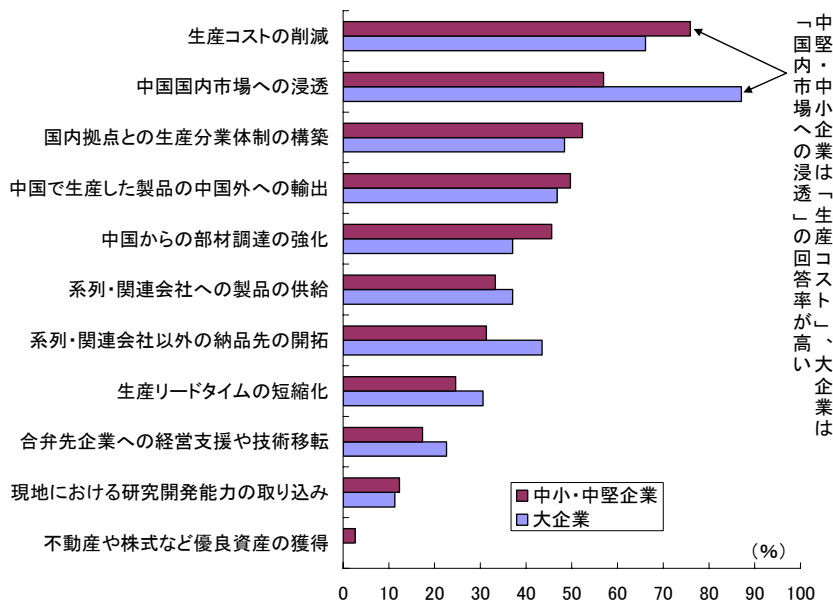
(1) アンケート調査にみる日系中堅・中小企業の展望

みずほ総合研究所は2007年7月にみずほ総合研究所会員企業のうち、資本金1千万円以上の製造業5,078社を対象に「アジアビジネスに関するアンケート調査」を実施し、1,180社より回答を得た（有効回答率23.2%）。このアンケート調査のなかから、中堅・中小企業と大企業からの回答を抽出しながら、両者の中国ビジネスへの取り組みの比較を行ないたい。

a. 進出当初の狙いは「生産コストの削減」

まず、中国に拠点を設置していると回答した企業257社に対し、中国への進出当初の狙いについて、「生産コストの削減」から「不動産や株式など優良資産の獲得」までの12項目のなかからその有無を尋ねてみた（図表75）。その結果から、最も回答率の高い項目をみると、中堅・中小企業が「生産コストの削減」になったのに対し、大企業は「中国国内市場への浸透」を挙げている。対中投資の動機として、中堅・中小企業が安価な生産拠点を重視する一方で、大企業は市場としての中国に対する評価が高い傾向があることがうかがえるといえよう。

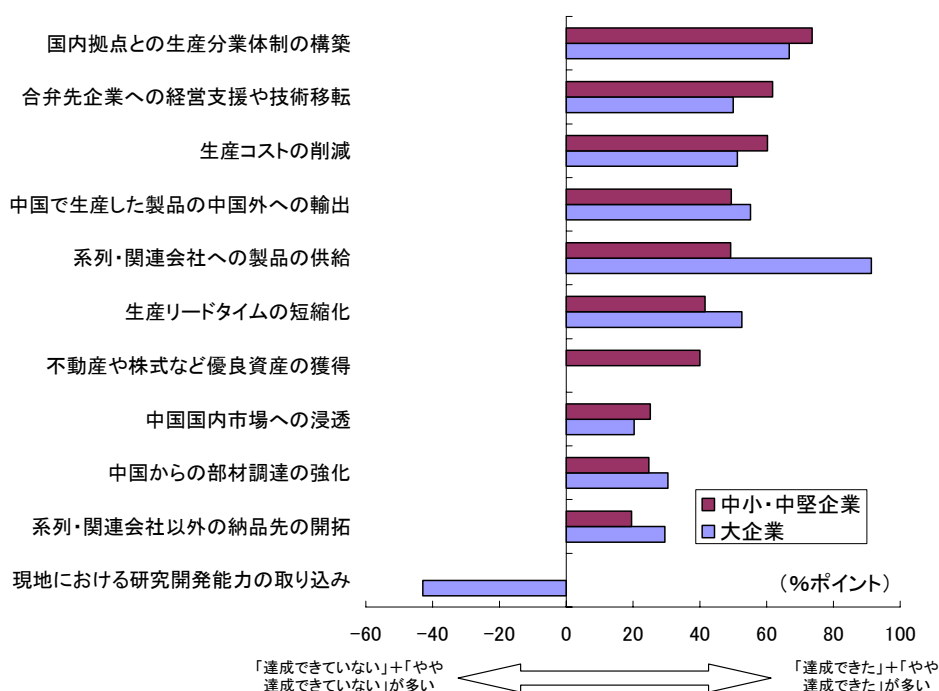
図表 75 中国進出当初の狙い



(注) 中国に拠点を設置している企業（中堅・中小企業195社、大企業62社）の回答。
 (資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

中国に進出するに当たって見込んでいた狙いは、どこまで達成できたと中堅・中小企業、大企業は認識しているのだろうか。前述の中国進出時の狙いの質問において何らかの狙いが「有った」と回答した企業に対し、それぞれの項目ごとに、その達成状況を「達成できた」～「達成できていない」までの5段階で尋ねてみた。図表76は達成認識を明確にするため、「達成できた」と「やや達成できた」との回答から「達成できていない」と「やや達成できていない」を差し引いたDIを求め、その値を中堅・中小企業の回答結果の順にならべたものである。中堅・中小企業が「国内拠点との生産分業体制の構築」、「合併先企業への経営支援や技術移転」、「生産コストの削減」の順で達成認識が高かったのに対し、大企業は「系列・関連会社への製品の供給」、「国内拠点との生産分業体制の構築」、「中国で生産した製品の中国外への輸出」の順となった。大企業が挙げた「系列・関連会社への製品の供給」には完成品を関連販売会社の要請に応じて供給するようなケースも含まれているとみられるが、こうした系列を意識した取引は中堅・中小企業より大企業のほうに達成感が強いことが明らかになった。また、「中国国内市場への浸透」については企業規模を問わず達成感が弱く、とくに大企業は「現地における研究開発能力の取り込み」の達成状況に対し厳しい見方をしている。

図表 76 「中国進出当初の狙い」の達成認識



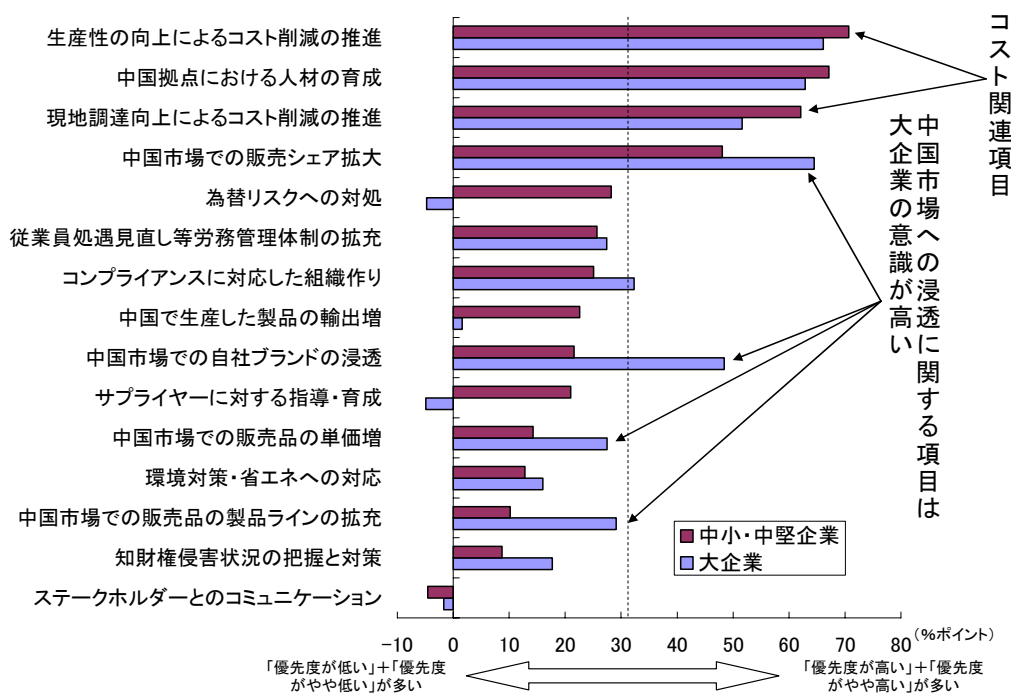
(注) 前述の調査項目で「中国進出時の狙いがある」と回答した企業が、その狙いがどこまで達成できたかを回答した結果をまとめたもの。達成度DI = (「達成できた」+「やや達成できた」) - (「達成できていない」+「やや達成できていない」)。

(資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

b. 経営課題は「コスト削減」と「人材育成」

中国に拠点を設けている企業は、どのようなことを経営上の課題として認識しているのだろうか。「生産性の向上によるコスト削減の推進」から「ステークホルダーとのコミュニケーション」までの15項目の経営上の課題を列举し、それぞれについて「優先度の高い課題」、「比較的優先度の高い課題」、「どちらともいえない」、「比較的優先度の低い課題」、「優先度の低い課題」の5段階で尋ねてみた。図表77は経営上の課題の状況をより詳しくみるために、課題認識DIを「優先度の高い課題」と「比較的優先度の高い課題」の回答率の合計から「比較的優先度の低い課題」と「優先度の低い課題」の合計を差し引いて一覧にしたものである。これをみると、中堅・中小企業、大企業ともに「生産性の向上によるコスト削減の推進」、「現地調達向上によるコスト削減の推進」といったコスト関連項目や、中国拠点における人材の育成」を優先度の高い経営課題として認識していることが読み取れる。一方で、「中国市場での販売シェア拡大」、「中国市場での自社ブランドの浸透」、「中国市場での販売品の単価増」、「中国市場での販売品の製品ラインの拡充」など中国市場への浸透に関する項目については、大企業が高い優先度を認識しており、ここからも「市場としての中国」に対する大企業の意識の高さをうかがうことができるといえよう。

図表 77 中国拠点における経営上の課題



(注) 中国に拠点を設置している企業(中堅・中小企業195社、大企業62社)の回答。課題優先度DI=(「優先度の高い課題」+「比較的優先度の高い課題」)-(「優先度の低い課題」+「比較的優先度の低い課題」)。

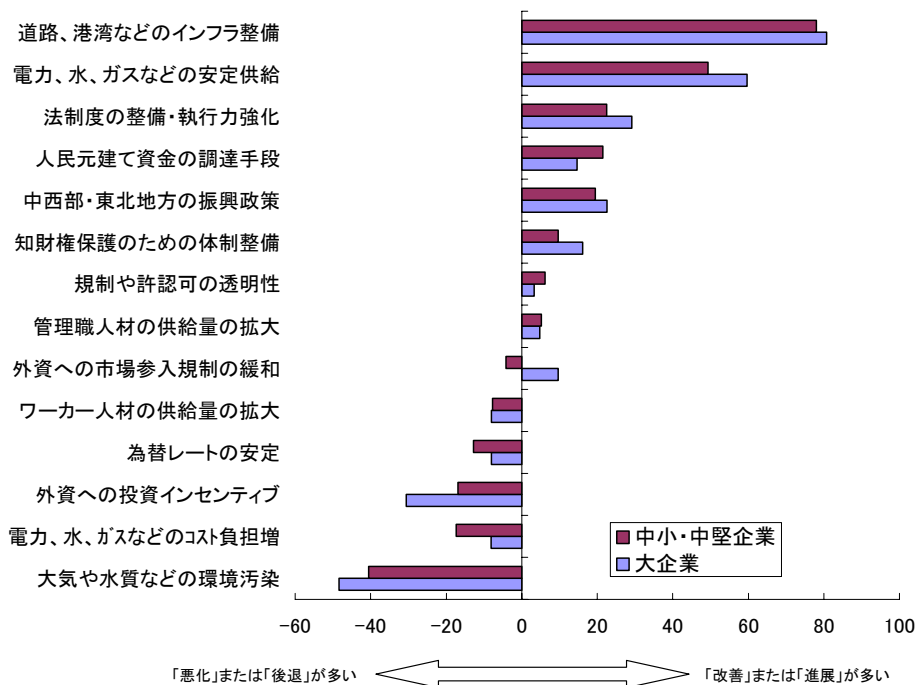
(資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

c. 為替の安定を求める中堅・中小企業

中国政府は最近になって輸出奨励策の縮小や外資企業に対する優遇税制の見直しを打ち出すなど、これまで外資企業を引き付けてきた政策を大幅に変更するようになった。また、前年比二桁の上昇率を示す人件費や、人民元の緩やかな上昇などコスト面においても中国の投資環境は変化を続けている。こうした投資環境の行方について、中堅・中小企業と大企業はどのようにみているのだろうか。また、どのようなことへの対処を中国政府に期待しているのだろうか。

中国に拠点を設けていると回答した257社に対し、「今後2～3年後の中国の投資環境の進展」について「改善・進展」、「どちらともいえない」、「悪化・後退」の3段階で先行き感を尋ね、「改善・進展」から「悪化・後退」の回答率を差し引いた投資環境認識DIをまとめたのが図表78である。これによると、「道路、港湾などのインフラ整備」、「電力、水、ガスなどの安定供給」、「法制度の整備・執行力強化」、「人民元建て資金の調達手段」、「中西部・東北地方の振興政策」などの項目で中堅・中小企業、大企業ともに「改善・進展」するとの回答が多く寄せられた一方で、「大気や水質などの環境汚染」、「電力、水、ガスなどのコスト負担増」などの項目で「悪化・後退」するとの回答率が高かった。中国の投資環境の先行きについては、中堅・中小企業と大企業の間で大きな認識の違いはみられないといえよう。

図表 78 今後2～3年における中国の投資環境に対する認識

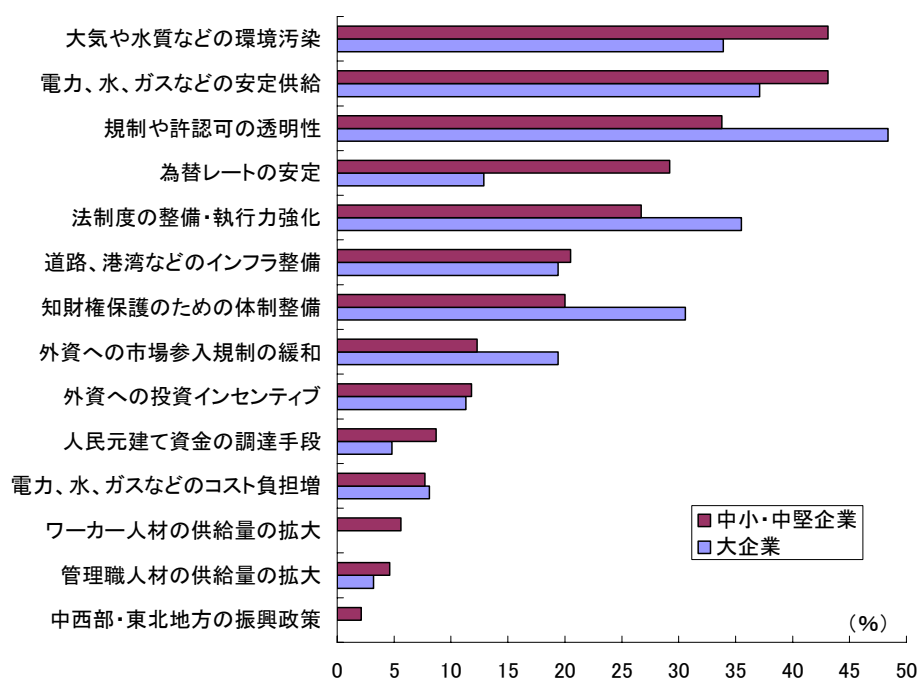


(注) 中国に拠点を設置している企業（中堅・中小企業195社、大企業62社）の回答。それぞれの項目につき、「改善・進展」－「悪化・後退」でDIを算出。

(資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

前述のような投資環境認識のもとで、中堅・中小企業と大企業は中国政府に対してどのような投資環境の改善努力を望んでいるのだろうか。投資環境認識調査で活用した項目のなかから、「中国政府が優先的に対処することを期待する項目」上位3つを尋ね、その結果をまとめたのが図表79である。中堅・中小企業の間で回答率が高かったのは「大気や水質などの環境汚染」、「電力、水、ガスなどの安定供給」、「規制や許認可の透明性」の順となり、大企業については、「規制や許認可の透明性」、「電力、水、ガスなどの安定供給」、「法制度の整備・執行力強化」となった。また、両者の間で10ポイント以上開きあった項目は「為替レートの安定（中堅・中小企業の方が16.3ポイント高）」、「規制や許認可の透明性（大企業の方が14.6ポイント高）」、「知財権保護のための体制整備（大企業の方が10.6ポイント高）」の3つであり、大企業との比較では、中堅・中小企業は人民元レートの安定を望んでいることが明らかになった。これは中堅・中小企業が大企業より輸出志向が強いことを反映している結果であるといえよう。

図表 79 中国政府が対処することを期待している投資環境



(注) 中国に拠点を設置している企業（中堅・中小企業195社、大企業62社）の回答。

(資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

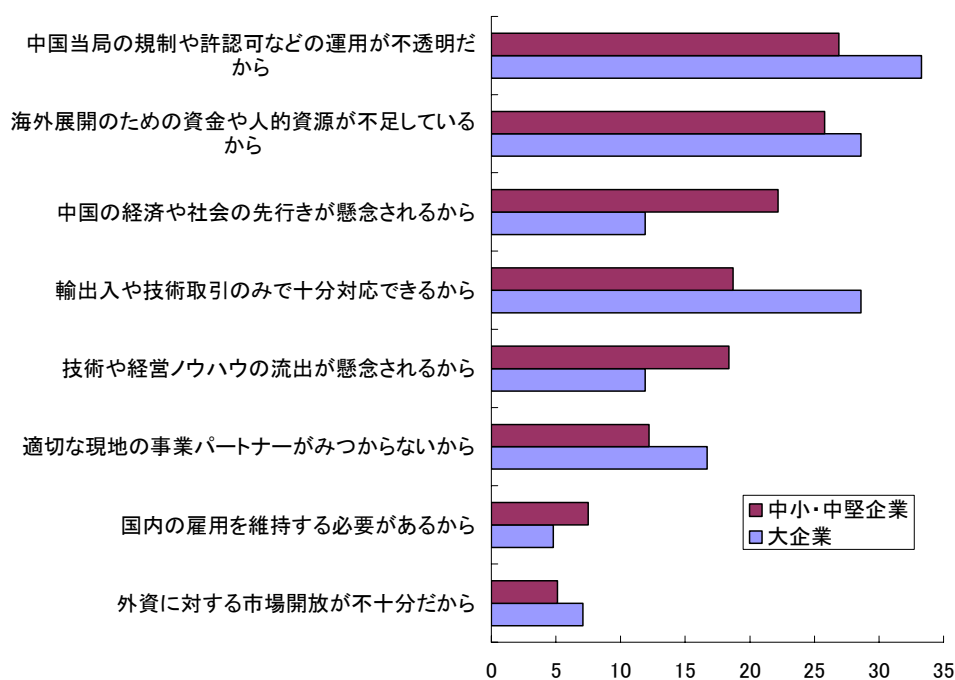
d. 未進出企業が求める施策

最後に、まだ中国に進出していない企業が対中投資をこれまで実施しなかった理由や、これらの企業が中国進出を検討する際に、どのような施策や受け入れ環境を重視しているのかについて明らかにしたい。

中国に進出していないと回答した 807 社に対し、どうしてこれまで中国に拠点を設置し

なかったのかを尋ねた結果をまとめたのが図表 80 である。中堅・中小企業の回答率上位 3 項目は、「中国当局の規制や許認可などの運用が不透明だから」、「海外展開のための資金や人的資源が不足しているから」、「中国の経済や社会の先行きが懸念されるから」の順となり、大企業は「中国当局の規制や許認可などの運用が不透明だから」、「海外展開のための資金や人的資源が不足しているから」、「輸出入や技術取引のみで十分対応できるから」、の順となった。

図表 80 これまで中国に拠点を設置しなかった理由



(注) 中国に拠点を設置していない企業（中堅・中小企業765社、大企業42社）の回答。

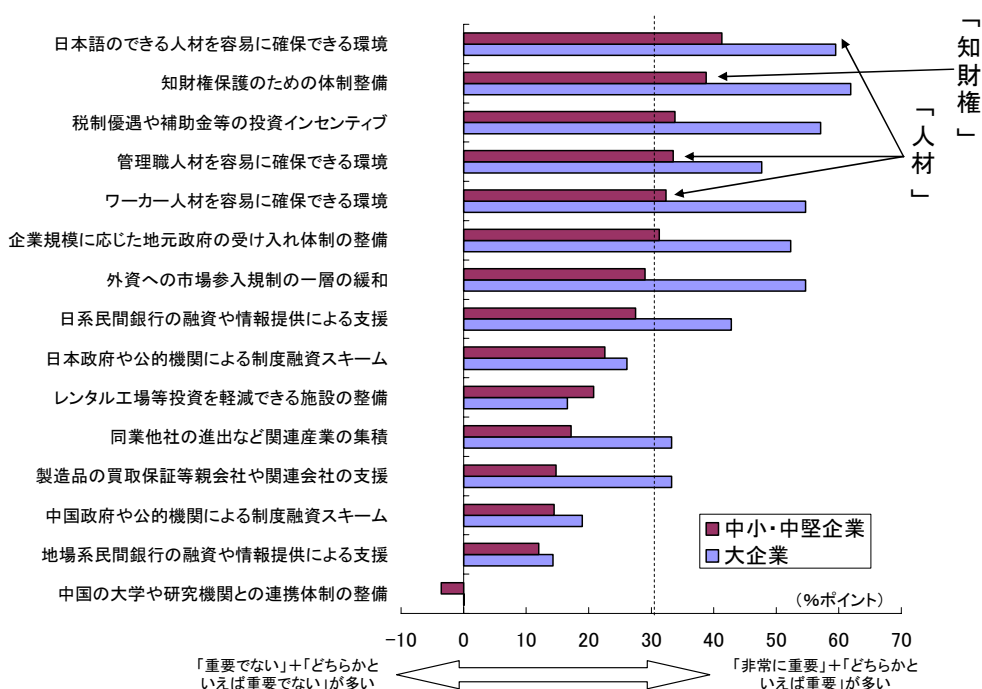
(資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

中国に投資を躊躇してきた企業は、今後対中投資を検討する場合、どのような施策が整備されていることを重視するのであろうか。不足している経営資源を補うような「日本政府や公的機関による融資スキーム」といった施策から、円滑な事業運営を支援するような「日本語のできる人材を容易に確保できる環境」といったビジネス上の環境まで、15 項目について、その重要性を「非常に重要」～「重要でない」の 5 段階の尺度で尋ねてみた。

「非常に重要」と「どちらかといえば重要」の回答率から「重要でない」と「どちらかといえば重要でない」の回答率を差し引いた DI を求めると（図表 81）、それぞれの項目に対する回答の傾向では中堅・中小企業と大企業の間で大きな違いはないものの、大企業の方が中堅・中小企業より回答ポイントが高く、こうした施策を大企業は中小企業と比較して重要視していることがうかがえる。また、中堅・中小企業が挙げた上位 5 項目をみると、「日本語のできる人材を容易に確保できる環境」、「知財権保護のための体制整備」、

「税制優遇や補助金等の投資インセンティブ」、「管理職人材を容易に採用できる環境」、「ワーカー人材を容易に確保できる環境」の順となった。このなかに、直接的な経済的支援である「税制優遇や補助金等の投資インセンティブ」が挙がってはいるものの、その他の経済的支援策である「日本政府や公的機関による制度融資スキーム」、「レンタル工場等投資を軽減できる施設の整備」、「中国政府や公的機関による制度融資スキーム」の回答ポイントは低位置にある。ここからは、進出のために必要なハード面での制度や施設よりは、人材や知財権など、進出後の事業運営を円滑化するためのソフト面での環境を重視する傾向をうかがうことができるといえよう。

図表 81 対中投資検討時に重視する施策



(注) 中国に拠点を設置していない企業（中堅・中小企業765社、大企業42社）の回答。DI = (「非常に重要」+「どちらかといえば重要」) - (「重要でない」+「どちらかといえば重要でない」)。
 (資料) みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」

e. アンケート調査にみる今後の展望

アンケート調査の結果から、中国に進出している中堅・中小企業の多くは、中国市場への浸透よりも、コスト削減による中国事業の強化を意識していることが明らかになった。しかし、「成功企業の事例研究」で示されたように、日系、非日系を問わず中国の国内市場の顧客をいかに開拓するかは、今後の中国事業を成功させるうえでの鍵となっている。その意味において、中堅・中小企業は、対中マーケティング戦略をこれまで以上に取り組む必要性に迫られているといえよう。

一方で、未進出企業については、中国に進出するとすれば、進出時の資源不足を補うよう

なスキームより、進出後の事業運営を円滑化するような措置を重視していることが明らかになった。つまり、中国の外資誘致当局においては、直接的な経済支援措置よりも、企業の技術力や市場開拓力を維持・発展させるための措置に注力することが有効な政策になる。具体的には、徹底した知財権の保護に加え、中国市場の情報提供、販路紹介といった企業のマーケティング活動をバックアップするような支援策が指摘できる。

さらに、ヒアリング調査やアンケート調査でも示唆されたように、①規制の導入・変更に関する法的根拠や狙いについての周到な事前説明、②管理職としての水準を満たす人材育成の支援、といった企業が指摘した懸念や課題を払拭するような取り組みも引き続き重要であり、中国当局のいっそうの努力が期待されているといえよう。

(2) 中国の外資系中小企業の発展促進に関する政策の今後の展望

中国の対外開放の全体的な発展の趨勢に基づき、また、中国の外資政策と中小企業政策の調整の方向性を考慮すると、今後の中国の外資系中小企業に対する発展促進政策の重点は次のようになると予想される。①外資系中小企業の投資地域・産業に対する誘導の強化、②中小企業の革新、資金調達、および、全面的な発展に対する支援・サービスの提供、③循環型経済の発展、資源節約型・環境配慮型社会の建設を目標とした、外資系中小企業の省エネ、環境保護、社会的責任の履行能力に対する管理強化、④政府だけではなく多様な主体によるサービス提供システムの建設強化を通じた中国内外中小企業間の協力・交流の推進と資源配分の最適化、共通利益・共同発展の実現である。

a. 今後の中国の対外開放の全体的な発展の趨勢

今後の外資系中小企業の発展促進政策の行方を分析する際には、第11次五ヶ年計画、ないしは、より長期にわたる中国の対外開放の総体的な発展の趨勢の判断に基礎を置かなければならない。第11次五ヶ年計画の始動により、中国は全面的な小康社会の建設（衣食を確保できる最低限の生活レベルを超え、全国民にいくぶんゆとりが生まれる生活レベルの社会を指す）、社会主義市場経済体制を完全なものへと整備する重要な時期に入った。また、中国の対外開放も科学的発展、開放型の経済発展を全面的に実現する新たな段階に入った。発展メカニズムの転換は、新たな段階に入った中国の対外開放上の任務である。比較的速いスピードでの成長と同時に質・効率の改善を実現し、自立的な発展と外部資源の合理的な活用とを有機的な形で結びつけ、東部・中部・西部の間、経済発展と社会の間のバランスのとれた発展を促すことは、今後の中国の対外開放の発展における全体的な趨勢である。また、それが今後一定期間、中国の関連領域の政策調整における基礎ともなるであろう。

b. 比較的速い成長と経済成長の質・効率改善との間の関係の適切な処理

30年の発展を経て、中国の改革開放は目覚ましい成果を上げた。しかし、資源多投入型の成長という特徴が依然として顕著であり、それが中国の経済発展にとって長期的、深遠な問題として依然横たわっている。この問題は、対外開放の分野では主として次のような形で現れている。貿易の拡大スピードは速いが、自主革新能力は強くなく、輸出製品の質、技術レベル、国際貿易がもたらす利益の獲得能力の面で依然としてさらなるレベルアップが必要とされている。外資による投資も含め、投資の増加スピードが速すぎ、それが一部の業種で過剰生産能力の問題を引き起こしているものの、産業の競争力はまだ顕著な形で改善していない。同時に、消費が旺盛ではないため、国外市場への依存度が高まっている。それが貿易紛争・摩擦を引き起こしており、外部環境は日増しに厳しいものになっている。一部の業種については、耕地や淡水、エネルギー、重要な鉱物資源が相対的に不足しており、資源やエネルギーが過度に消費されているうえ、環境汚染も日に日に深刻化している。

こういった問題が存在していることから、今後長期にわたって、経済成長の質・効率の改善が中国の対外開放の発展にとって重大な任務とならざるをえないのである。

そのため、第11次五ヶ年計画期、ないしは、さらに長期にわたって、中国政府は積極的に比較的速い成長と経済発展の質・効率との間のバランスをとることに力を注ぐことになるだろう。貿易、外資利用の持続的な拡大を保ち、中国の経済発展の長期的な安定性を確保する必要があるが、拡大のスピードを適度なレベルにコントロールし、「過熱」を避けなければならない。他方、政策の重点を輸出製品の質向上に移し、輸出秩序の規範化を進めることで、輸出企業が輸出の拡大スピードを合理的な形で調整するよう誘導し、特定の市場への輸出が過度に拡大することを避けなければならない。先進技術・設備の導入を強化し、輸出製品の付加価値、技術レベルを引き上げ、輸出製品の構造をさらに高度化していく必要もある。自社ブランド、自主開発した知的財産権、自社によるマーケティングに重点を置き、政策的な支援やインセンティブメカニズムの整備や改善を通じて、企業が総合的に競争力を強化するよう誘導していくことになるだろう。引き続き積極的に外資を利用すると同時に、ハイクラスの外資、および、外資の高付加価値部門の取り込みに力を入れ、中国の産業構造の調整と高度化、地域経済の発展に対するスピルオーバー効果を外資がより発揮するように促し、中国経済の発展に対する外資の総合的な経済効果をより引き上げるようにしていくことになる。財政、税制、金融、外貨管理、保険などの手段を主体とする調整メカニズムの構築・整備、貿易や投資の円滑化のさらなる推進、貿易や投資促進に関するサービスの改善を通じて、質・効率改善指向型のコントロール、促進システムを構築していくことになるだろう。

(a) 自立的な発展能力の強化と外部資源の合理的な活用との間の関係の適切な処理

対外開放の急速な発展に伴い、中国の産業システムは日増しに整備され、加工製造能力も徐々に強化されてきており、世界経済・貿易における中国のプレゼンスも持続的に高まってきた。ただし、その一方で、中国企業の自立的な発展能力は多くの分野で依然として弱く、企業の自主革新能力、自社ブランドの発展もまだ立ち遅れている。関連資料が明らかにしているように、中国のIC、ハイエンドのコアチップや電子ユニット、石油化学工業設備、NC工作機械、光ファイバー製造設備などは輸入に大きく依存している。中国のIT産業、バイオ、ハイビジョンカラーテレビといった分野の特許は、大部分が外資系企業の手にある。中国はすでに世界第3位の貿易大国となっているが、国際市場で知名度の高いブランドは少なく、OEMによる加工貿易が中国の貿易に占めるシェアは50%を超えている。このような状況は、対外開放の過程で中国企業が自立的な発展能力を効果的な形で向上させることでおらず、外部資源依存型、内部資源依存型の経済成長の間に明らかに断裂が生じていることを物語っている。

そのため、今後は、自立的な発展能力の向上と外部資源の十分かつ合理的な利用との間の関係を適切な形で処理していかなければならない。中国は今まさに自主革新能力の強化に

積極的に取り組んでおり、国家のイノベーションシステムを建設し、基礎研究、先端技術の研究、公益性の高い技術の研究を支援している。企業を主体とし、市場指向型で、産学研が相互連携した技術革新システムを構築し、革新に必要な資源が企業に集中するよう誘導、支援し、科学技術の成果が実際の生産力へと転換されるよう促そうとしている。高付加価値の労働集約型製品、自主開発した知的財産権を用いたハイテク製品、自社ブランドによる製品の輸出を支援し、貿易の成長方式の転換を促し、加速させる方針である。他方、外国企業が対中投資により研究開発センターを設立するのを奨励し、国内企業との技術交流を強化させ、様々な方法を通じて中国に先端技術を移転させ、重大なハイテク分野における合弁・アライアンスを支援し、より開放的な性格を備えた自主的なイノベーションシステムを形成することで、外部資源を十分かつ合理的、有効に利用することで内部資源依存型経済と外部資源依存型経済を有機的な形で結びつけ、中国の自立的な発展能力を持続的に高めていくことになるだろう。

(b) 地域間の協調的な発展の促進

中国の各地域は対外開放の過程において程度の差こそあれ利益を享受したが、地域間の発展水準には依然として比較的大きな開きがある。東部地域はとりわけ恵まれた地理的な優位性をもつうえ、早い時期に優遇措置が付与されたことから、対外開放の過程で急速な発展を遂げ、中西部地域と東部地域の経済発展水準の格差は徐々に拡大してきた。2007年の中西部地域の貿易額は、中国の貿易総額のわずか8.5%しか占めておらず、東部地域よりも83ポイントもシェアが小さい。2006年の中西部の外国直接投資受け入れ実行額は、全国のわずか9.7%であり、東部地域よりも約80ポイントもシェアが小さい。

現在、地域間、都市・農村間の経済発展水準の格差縮小は、すでに中国の経済改革・発展の重要な目標の一つとなっている。ここから判断して、今後の中国の対外開放政策は、中西部地域に適度に傾斜的な措置をとる方向へと調整されるだろう。地域別の政策措置が日増しに顕著となり、東部・中部・西部の有機的なリンクと産業の移転を促す各種措置が相次いで打ち出され、政府は地域間の再配分や公共投資にいっそう力を入れることになるだろう。また、市場メカニズムの健全化、行政区画に基づく制限の廃止、地域間の生産要素の自由な流動の促進、地域間協力メカニズムの健全化、多様な形態による地域間経済協力、技術・人的協力の支援・奨励を通じて、優位性を備えた特色ある産業を各地域が発展させ、東部・中部・西部が互いに優位性を補完しあい、ともに発展できるような構造を作り上げていくことになるだろう。

(c) 経済発展と社会発展の間関係の適切な処理

近年、中国経済の急速な発展は、資源・エネルギーの過度の消費という代価をもたらしており、また同時に、目を追うごとに深刻化する環境汚染の原因ともなっている。加えて、低廉な労働コストを主たる競争上の優位性とする発展モデルに長期にわたり依存してきた

ことも、人民の生活レベルの向上に一定の悪影響を及ぼしている。そのため、根本から資源制約を解決し、環境に対する負荷を弱め、人民の生活水準を引き上げることで、経済と社会のバランスのとれた発展を実現しなければならない。

第11次五ヶ年計画期から、中国は循環型経済の発展に関わる法律、法規、基準、制度を徐々に健全化していこう。とりわけ、一部の重点業種におけるエネルギー消費、水資源消費に関する基準、主要なエネルギー多消費型製品や建築物のエネルギー効率基準の整備、重点業種の省エネ設計規範、水資源多消費型重点産業の取水枠などが厳しく定められると予想される。また、省資源のための厳格な管理制度の整備、機関ごとの省エネ目標のノルマや評価査定制度の運用も行なわれることになるだろう。重点業種の新規建設プロジェクト、重点エネルギー多消費型製品、新規建設市場への参入制度も健全なものへと改革されることになるだろう。エネルギー多消費型企業の省エネに関する審査制度も整備される。エネルギーや水資源を大量に消費する後れた技術、設備を強制的に淘汰する制度も実施される。エネルギー効率標示の義務化、省エネ製品の認証制度も推進される。設計、施工、生産などに関わる技術標準や材料消費概算制度が厳格に実施され、企業は省エネ、環境保護の面でますます厳しい制限を受けるようになるだろう。

積極的な雇用拡大という観点からみた場合、労働集約型産業の発展は依然として奨励対象となる可能性がある。ただし、社会における所得分配の調整に関わる改革は、流れとして徐々に最低賃金を引き上げる方向へと向かっていこう。また、新たな労働法の制定を契機として、企業は労働者に対する福利改善を求められ、労働者の権益保障の強化という政策方針はますます顕著となっていく。これが、外資系中小企業の中国における発展戦略や経営モデルに一定程度影響を与えることになるだろう。

c. 今後の外資系中小企業発展政策の展望

今後、中国の外資系中小企業は、チャンスと挑戦が併存する環境のなかでの発展となるだろう。中国の外資政策と中小企業政策の目標、方向性の変化に伴い、外資系中小企業の発展に対する産業・地域別の指導方針、その他の領域における奨励政策などの面でもいくつかの新たな調整が行なわれるとみられる。

(a) 中小企業が今後発展上直面する国内外の環境

第11次五ヶ年計画期から、中国は行政管理体制の改革、基本的な経済制度の堅持・改善、漸進的な財政制度・税制・金融制度の改革の推進、近代的な市場経済システムの建設の推進、対外開放の拡大、投資活動における企業の主体的地位のさらなる確立、資本市場と多角的な資金調達手段の漸進的な改善に力を入れることになる。それによって、中小企業が公平な形で競争に参加できるような体制、メカニズム、環境が次第に整備されていくことになるだろう。

ただし、全体的にみて、中小企業の発展を制約している体制的、政策的な障害を完全に除

去するには依然としてやや長い時間がかかるであろう。中小企業の発展を取り巻く国内外の環境にはいまなお多くの課題がある。国内環境をみると、市場における競争が激しさを増しており、一部の市場では過剰供給が企業に与える競争圧力をより激しいものにしていく。グローバルなバリューチェーンの末端を担っている企業、主に加工製造に従事している中小企業は、管理・技術レベルが一様に低く、それらの企業の輸出品の多くが労働集約型で技術集約度の低い製品であるため、市場における競争力、リスクに対する抵抗力が弱い。省エネ、排出削減、環境制約がさらに強まるに伴い、中小企業にとって汚染対策、労働者の権益保障、生産現場における安全管理面でのコストが増す可能性があるなど、国内環境における中小企業の課題は多い。国際情勢からみると、先進国の内需が振るわないことから、中小企業が主たる生産の担い手となっている繊維、アパレル、靴、家具といった労働集約型製品がさまざまな貿易保護主義的な措置・規制にさらされるリスクは高く、技術的障害、知的財産権上の障害、環境保護基準上の障害などの面で紛争が起きやすくなる趨勢にある。また、人民元の漸進的な増価、輸出増徴税の還付率引き下げ、加工貿易政策の調整も、中国企業が輸出製品の構造を転換し、国際分業における地位を引き上げる際のハードルを高いものにしていく。

(b) 外資系中小企業に対する政策の今後の方向性

外資系中小企業に特化した政策は存在しない。そのため、外資系中小企業に対する今後の政策の変化と調整は、主に中国の外資政策と中小企業政策の調整によって決まることになる。

外資政策の調整、変化の方向性と目標についてみると、中国の経済発展情勢は絶えず顕著な形で変化を遂げていることから、中国の外資利用に関する政策の今後の全体的な目標は、今までよりもいっそう「量」重視から「質」重視へと根本的に転換されることになるだろう。外資利用の重点は、先進的な技術・管理ノウハウ・高レベルの人材の導入、革新能力の蓄積促進、技術等の導入・消化・吸収とそれをもとにしたイノベーションを可能とする能力の向上に置かれることになるだろう。また、生態環境の建設、環境保護、資源・エネルギーの節約やその総合利用にもいっそうの関心が払われることになる。生産・製造のレベルアップ、外資導入を通じた研究開発、ハイエンド製品の設計、近代的な流通といった新領域、サービス分野の開拓もさらに重視されることになる。加えて、外資導入がもたらす地域間経済発展格差の縮小効果が今まで以上に重視され、中西部地域と東北地域旧工業基地における外資利用の規模拡大、質、レベルの向上や、東部地域経済の国際化のレベルや国際競争力の引き上げが図られ、外資の利用と国内の経済・社会の発展との間の調和が目指されることになるだろう。

中小企業政策の調整と変化の方向性については次のとおりである。第11次五ヶ年計画期に、中国は全面的に中小企業の成長促進プロジェクトを実施し、主として量的拡大に頼った発展ではなく、質の向上により関心を払い、主に資源多投入型の成長に依存した発展ではな

く、持続的発展により重きを置くという方針を堅持する予定である。また、特定の産業分野に依存した発展から、産業間の協調・調整をより重視していくことにもなるだろう。加えて、単純に経済効果のみを追求するのではなく、経済効果と社会的責任の履行の同時実現の重視へと方針が転換される。中小企業政策の今後の目標は、中小企業のより速いスピードでの発展を促し、国際的な先進レベル、ないしは、それに近いレベルの管理・技術水準を備えた中小企業、科学技術集約度が高く、自主開発した知的財産権と自社ブランド製品をもつ中小企業を育成し、目だった特徴、高度化された産業組織構造、整備された産業システムを備えたクラスターを形成すべく努力することにある。加えて、中小企業が都市部労働者の新規増加分、農村から都市へ移入した労働者の吸収役としてよりいっそう大きな役割を果たすよう促進策を講じていく。さらには、中小企業の生産1単位当たりのエネルギー・水資源消費量、廃棄物排出量を減少させ、社会的責任の履行に対する意識と能力を引き上げ、企業に対する信頼感を高めていく。

これらからわかるように、発展の質の向上、革新能力の引き上げ、省エネ・環境保護の重視などが今後の外資政策、中小企業政策に共通する既定の目標・方向性になっている。以上から判断して、外資系中小企業に対する中国政府の政策調整の中心は、主として以下のとおりになるだろう。

i) 産業政策

第一に、製造業の構造の最適化と高度化を推進する。中国政府は経済情勢の発展、変化に基づき、「外国投資産業指導目録」を適宜見直し、国内の産業構造の高度化と国際的な製造業の移転の受け皿化を実現すべく統一的な形で計画し、外資系中小企業がハイテク産業、ハイエンドの製造工程・部門に投資するよう誘導し、資源の高度な加工と総合利用、環境保護やインフラ建設プロジェクトに対する外資系中小企業の投資を促進していくだろう。近代的な農業、電子・情報産業といったハイテク産業、機械産業、軽工業などの伝統的産業の技術改造も、外資系中小企業にとって大きな発展の舞台となるだろう。また、「外資利用第11次五ヶ年計画」のなかで中国政府が特記しているように、外資導入を通じて、中国が比較優位をもつ労働集約型産業や輸出加工業を発展させ、中小企業が「専門性が高く、緻密で、独自性があり、革新的で、高品質」な方向に向かって発展するよう促し、産業構造の最適化、高度化を推し進める必要がある。

第二に、原材料、エネルギー消費量が大きく、汚染度の高い分野への外資の参入を厳しく制限、禁止する。中小企業と密接な関係をもつ加工貿易政策の調整については、「支援・制限・退出」の原則に照らして加工貿易産業指導目録、商品および企業分類目録を整備し、加工貿易産業への参入基準を引き上げ、加工貿易を技術集約度が高く、高付加価値な製品へと誘導し、外資系企業と国内企業との間の産業連携を強化し、加工貿易の構造転換と高度化を促進させる。エネルギー多消費型、高汚染、資源多消費型の加工貿易を徐々に止めさせていき、輸出増徴税の還付の廃止や還付率の引き下げ、輸出関税の徴収などの措置を

通じて、これらの製品の輸出を抑制していく。多国籍企業を誘致し、技術集約度が高い加工製造工程や研究開発センターを中国に移転させ、加工貿易企業の自主開発能力、革新能力を強化し、加工貿易が徐々にOEMからODMへ、さらには自社ブランド製品の製造へと転換するのを促していく。また、加工貿易に対する管理を規範化し、加工貿易の健全な発展を促進していく。

第三に、サービス業の開放レベルを引き上げる。生産と関連性をもつサービス業に対する外国企業の投資の誘致に力を入れ、サービス業が製造業と歩調を合わせて発展していく構造を作り出していく。また、近代的な物流、法律、教育・訓練、情報サービス、金融サービス、工程技術、コンサルティング、会計、創造的なデザイン、コンベンションといった領域への外資系中小企業の参入を積極的に支援し、生産と関連性をもつサービス業の高度化、近代化を推し進める。人民の生活水準や質と密接な関係をもつ中小型のサービス関連企業の発展を奨励、支援し、関連の支援策を制定、整備する。近代的なIT技術、経営手法、新たな業態の採用により、旧来型の中小規模のサービス企業の改革、レベルアップを図り、サービスの質と効率を向上させる。

ii) 地域政策

外資利用の地域分布を最適化する。その地域に適した形で、資源、市場、技術などの面での比較優位を発揮させ、重点を明確にし、競争力をもち、地域の特色を備えた発展の主たるけん引役となりうる製品・産業を徐々に作り出していく。地域ごとに異なる経済的な位置づけに基づいて、適地に外資系中小企業が集積するよう誘導し、外資系中小企業が中西部地域や東北地域旧工業基地の優位性ある産業、特色ある産業により多くの投資を行なうことを奨励していく。

また、産業クラスターの発展を推進していく。中核都市と一部の比較的発展した開発区がもつ後進地域への発展波及効果を十分に発揮させ、インフラが整備されており、外資が密集しており、産業が集積している経済成長地帯をいくつか形成していく。加えて、科学に関する計画と政策的誘導を強化し、産業クラスターの形成に有利な条件を整備し、公共サービスシステムの構築を加速させ、クラスターとして一体化した機能の発揮能力を改善し、高度な産業クラスター模範地区の建設を推し進めていく。

中小企業のアライアンス・モデルパークが今後の外資系中小企業の発展の新たなプラットフォームになるだろう。特定の国あるいは特定の産業を対象とする形で、中小企業のアライアンス・モデルパークを建設することで、さらに産業集積効果を高め、外資系中小企業の発展と中国内外の中小企業のアライアンスを促進させる（例えば、日中両国政府が締結した「日中経済貿易協力中長期協力計画」における日中の中小企業アライアンスパークの建設奨励など）。

中小企業と大企業間の協力と一体化を奨励する。市場における資源配分を基礎として、安定的な原材料の供給、生産、販売、技術開発、技術レベルの改善などの面で中小企業、

大企業間の協力関係を構築させていき、企業間協力、一体化に必要な能力を引き上げていく。中小企業が「小さくとも専門性が高く、緻密で、独自性をもち、革新的」な方向へと発展していくことを奨励し、川上・川下産業の連携関係やサプライチェーンの形成、そのための誘導を行ない、産業間の連携、リーディングカンパニーを中核とした関連産業の集積を図り、地域の競争力を強化していく。

iii) イノベーション政策

外資利用に関する第11次五ヶ年計画のなかで明確に示しているとおり、外国企業、とりわけ大型の多国籍企業が中国で地域統括本部や研究開発センター、国際調達拠点などの各種オペレーションセンターを設立し、より技術集約度が高く、高付加価値な加工製造工程・部門や研究開発機能を中国に移転することを奨励する。また、それが外資系中小企業の中国進出を誘発し、より整った生産製造基地、関連産業の集積地、サービス・受託産業の集積地、職業訓練の基地を形作り、技術のスピルオーバー効果を発揮できるようにする。加えて、先進的な技術の応用面で外資系中小企業がもつ優位性を重視し、外資系中小企業と中国の国内企業との技術交流、共同製造、生産面での協力が奨励されることになるだろう。

開発技術の数が多く、効率が高く、サイクルが短く、低コストであるという技術革新面での中小企業特有の優位性から判断して、中小企業の自主革新能力の向上も、中小企業の成長促進プロジェクトの重要な要素となる。それを実現するために、中国政府はできる限り早く中小企業の自主革新奨励に関する政策措置を改善し、中小企業の技術革新に対する財政、税制、金融などの面での支援策を整備し、中小企業がともにイノベーションに参加し、協力の下で発展していけるよう奨励し、研究開発コストを軽減し、革新能力を強化するための方策を講じていこう。また、政府は、中小企業に対する技術評価、コンサルティング、評価、仲介サービスを徐々に整備し、中小企業の特許申請、特許保護意識を高め、企業の知的財産権の保護、開発、利用に関する措置を改善し、中小企業の製品の政府調達によりいっそう力を入れていこう。外資系中小企業の革新的な活動も、そのなかでそれに相応しい支援と奨励を得られることになるとみられる。

同時に、政府は公共サービスの提供能力を強化し、中小企業が相対的に集積しており、優位性をもつ地域で、中小企業に対する公共的な技術支援プラットフォームを重点的に整備し、企業に対して設計、情報、研究開発、試験、検査・測定、コンサルティング、研修面での支援、サービスを提供することで、当該地域に集積している中小企業全体の革新能力を引き上げていくことになるだろう。技術に関わるインフラを企業に対して開放することで、中国国内の企業、研究機関、外資企業がともに参加可能な、より開放された自主革新システムを作り上げていくことにもなるだろう。

iv) 金融政策

「資金調達難」という問題は、時期を問わず中小企業の発展を阻害するボトルネックである。このため、多層的な金融サービス体系の構築を通じて、中小企業の多様、各社各様の資金調達ニーズを満たすことは、中小企業の成長促進プロジェクトの重要な構成要素の一つである。

今後の発展の過程において、信用情報制度、信用保証システムの構築が強化されていくことになるだろうと予想される。中小企業の特徴に見合った信用情報収集とその評価システム、罰則メカニズムが今後徐々に整備、改善されていくだろう。中小企業の信用情報システムと信用情報データベースも徐々に改善され、中小企業の信用評価は、資金調達能力と見合ったものになっていくと考えられる。また、政府は中小企業信用保証基金、再保証機関の設立を積極的に奨励し、中小企業に対する信用保証の規模拡大、信用保証能力の向上を図っていくだろう。

加えて、政府は中小企業に対する融資業務を積極的に拡大し、資金調達のルートを拡大していくだろう。金融機関が中小企業の特徴に見合った金融商品を開発するよう奨励、誘導し、政策銀行が地方の商業金融機関や信用保証機関をよりどころとして、中小企業を主たるサービス対象とした再融資や信用貸付業務を拡大するよう、政府は推進していくだろう。また、条件を満たした中小企業が中国内外で上場するのを奨励し、中小企業に対するベンチャー投資メカニズムを健全化し、中小企業投資会社の発展を支援することで、徐々に中小企業の資金調達ルートを拡大させていくとみられる。

多年にわたり、中国の銀行は「大口顧客重視、大規模産業重視」の戦略を採ってきた。その結果、中国の銀行は「ハイエンドの顧客」市場では一定のプレゼンスを占めているが、その一方で、潜在的な成長性が極めて高く、高い利潤を誇る中小企業の資金調達市場を十分に開拓できておらず、それが外銀に非常に大きなチャンスと利潤の高い伸びをもたらしている。また、外銀は中国に参入する際に預貸比率や流動比率の規制をまだ適用されていないため、それが中小企業の資金調達市場における外銀の競争優位の源泉となっており、ABL (Asset Based Lending) による中小企業融資業務が中国における外銀の発展にとって新たな戦略となっている。外銀は、政府、業界団体、中核企業、産業クラスターが発展している地域、信用保証会社といった戦略提携のパートナーをよりどころとして、多層的な協力を可能とするプラットフォームを構築し、絶えずイノベティブな営業モデルを開発していくことで、優良中小企業を選別でき、今後この事業領域でよい成果を上げられると考えている。

上記の政策以外に、中国政府は、中小企業の生産・経営状況に対するモニタリング、分析の漸進的な強化、多様な主体による中小企業向けサービス提供システムの構築とその健全化、対外協力と交流の強化を図り、中小企業の管理能力や対外開放のレベルを引き上げ、中小企業の健全な発展を促進していくだろう。全体的にみて、中国の経済発展情勢、対外

開放政策の調整、変化に伴って、外資系中小企業に対する産業・地域選別的な政策は日増しにはっきりとしたものになり、加工製造型中小企業の技術レベル、革新能力、省エネ基準、社会的責任の履行能力面で何らかの対応が求められることになると予想される。地場企業・外資系企業に対する待遇は徐々に統一されるが、中小企業は一定の優遇措置をこれからも受けられると考えられる。今後、中小企業を取り巻く政策環境、市場環境、法的環境はさらに改善され、高い技術レベル、革新能力、管理能力を備えた中小の製造業・サービス業企業は、中国経済の急速な発展のなかでより大きなチャンスを得られるようになるだろう。

以 上

「第8回 アジアビジネスに関するアンケート調査」の概要について

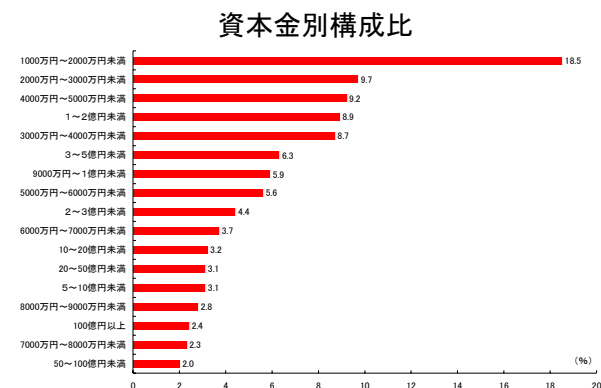
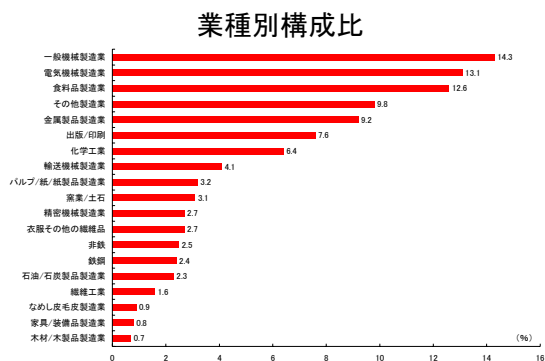
実施時期：2007年7月23日～8月10日

調査対象：みずほ総合研究所会員企業のうち、資本金1千万円以上の製造業

発送数：5,078社

有効回答：1,180社（23.2%）

調査方法：郵送配布・郵送回収



※本稿の企業規模分類は、資本金10億円以上の企業を「大企業」、10億円未満の企業を「中小・中堅企業」としている。

[参考文献]

中小企業庁『平成10年版中小企業白書』、1998年

中小企業庁『平成18年版中小企業白書』、2006年

中小企業庁『中小企業政策の新たな展開』、1999年

上田浩史、桑原武志、本多哲夫、義永忠一『中小企業・ベンチャー企業論』、有斐閣、2006年

土志田征一『戦後日本経済の歩み』、有斐閣、2001年

松村隆「中小企業の存立基盤に関する研究」（みずほ総合研究所『みずほりポート』2007年）

奥津智彦「中小企業施策の概要とその活用事例」（『信金中金月報』2007年6月号）

本レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本レポートは、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

本レポートの情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。